

**平成29年度  
外部評価結果報告書**

**平成29年8月18日  
江東区外部評価委員会**



## 平成 29 年度外部評価について

江東区外部評価委員会委員長

吉武 博通

本委員会では、平成 27 年 3 月に策定した「江東区長期計画（後期）」に掲げる各施策について、区民の視点と専門的見地に基づき、多面的かつ客観的な評価を行ってきました。今年度も昨年度と同様に 6 名の評価委員が 2 班に分かれ、12 施策と計画実現に向けての 3 項目のうち 1 項目について評価を行いました。外部評価は全 34 施策を 3 ヶ年で評価することとしており、3 年目の今年度をもって全施策の評価が一巡したところです。

また、区民目線の評価と区民参画の一環として、区民の方に委員会に参加いただく「外部評価モニター」には、各回合わせて 83 名にご参加いただき、外部評価モニターの皆様から各施策に対する意見や質問をいただく時間を設けました。各回とも、主管・関係部課が真摯な姿勢で現状と課題を明らかにし、施策の評価に臨む中で、区民の率直な声加わり、活発な質疑応答や意見交換が行われました。

実効性のある計画を推進し、的確な評価を得るためには、主管・関係部課、外部評価モニター、外部評価委員の三者が、それぞれの役割を果たしながら、施策の目的、進捗を多面的に分析・評価し、その成果を確認し合うことが大切です。今回、全施策の評価が一巡した中で、各施策の到達点や次への課題、展望といった点も見えてきたところです。

江東区は、超高齢社会への対応など全国的な課題に加えて、他の自治体にはない人口の急増に伴う行政需要の増加や、東京 2020 オリンピック・パラリンピックへの開催準備など区独自の課題が山積しております。

外部評価を含む行政評価は、「誰のため」に「何を」行うべきかを区民に分かりやすく説明し、長期計画の着実な推進、確実な区政運営の実現を図ることを目的としております。

今後とも行政評価制度を適切に機能させ、限られた財源を有効に活用しつつ、様々な課題に的確、迅速に対応していただくことを期待しております。最後に、各委員からの意見・質問に丁寧に対応いただいた主管・関係部課及び本委員会の事務局である政策経営部など関係各位に心から感謝申し上げます。





# 目 次

1. 外部評価委員会について	1
2. 総評	5
3. 施策評価	9
【施策 4】循環型社会の形成	10
【施策 10】地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	15
【施策 11】地域ぐるみの子育て家庭への支援	20
【施策 12】健全で安全な社会環境づくり	26
【施策 16】安心できる消費者生活の実現	31
【施策 19】男女共同参画社会の実現	36
【施策 20】文化の彩り豊かな地域づくり	41
【施策 24】保健・医療施策の充実	46
【施策 27】自立と社会参加の促進	52
【施策 29】住みよい住宅・住環境の形成	57
【施策 31】便利で快適な道路・交通網の整備	62
【施策 32】災害に強い都市の形成	68
【計画の実現に向けて3】自律的な区政基盤の確立	75
4. 資料	81
外部評価モニターについて	82
外部評価モニター意見一覧	83
施策実現に関する指標に係る現状値の推移（平成 22～26 年度）	96
江東区外部評価委員会設置要綱	99



# 1. 外部評価委員会について

## 1 外部評価委員会の目的

江東区長期計画における施策の行政評価の実施にあたり、区民の視点に立った評価を行うことを目的とする。

## 2 評価結果の取扱い

外部評価委員会での評価を踏まえ、区長は各施策に対する評価を行う。この評価結果に基づき、施策の実施のあり方の見直しを図り、必要に応じて予算等への反映を図る。

## 3 外部評価委員会の構成

学識経験者等 6名

委員を2班に分け、各施策の主管・関係部課長とのヒアリングを実施

	氏名	所属	分野
1	よしたけ ひろみち ◎ 吉武 博通	公立大学法人首都大学東京理事 筑波大学名誉教授	経営管理論 大学経営論
2	つかもと ひさお ○ 塚本 壽雄	早稲田大学名誉教授 公益社団法人全国行政相談委員連合 協議会顧問	行政学 政策評価論
3	うえだ みどり 植田 みどり	国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 総括研究官	教育 福祉
4	ふじえだ そう 藤枝 聡	立教大学総長室調査役	行政評価
5	ふせ のぶえ 布施 伸枝	布施伸枝公認会計士事務所 公認会計士	行政運営 行政改革
6	みやざわ まさやす 宮澤 正泰	習志野市会計管理者	公会計 行政全般

◎：委員長・A班班長

○：副委員長・B班班長

## 4 外部評価モニター

平成27年度より、区民参画の一環として「外部評価モニター」を導入した。

区民2,000人を無作為抽出し、この中で参加を希望する方に「外部評価モニター」として外部評価委員会を傍聴してもらう。

外部評価モニターは討議に加わることはないが、委員と職員との討議終了後、希望者から意見・質問を伺うとともに、会議終了後、「意見シート」にて意見を聴取する。

なお、外部評価にあたっては、外部評価モニターの意見も参考とする。

## 5 評価対象

江東区長期計画に定める施策（34 施策、「計画の実現に向けて」3 項目）を対象とする。3 年間で全施策を評価することとし、平成 29 年度は以下の 13 施策を対象とする。

施策の大綱	基本施策	施策
水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	環境負荷の少ない地域づくり	4 循環型社会の形成
未来を担う子どもを育むまち	知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり	10 地域や教育関係機関との連携による教育力の向上
	子どもの未来を育む地域社会づくり	11 地域ぐるみの子育て家庭への支援
		12 健全で安全な社会環境づくり
区民の力で築く元気に輝くまち	健全で活力ある地域産業の育成	16 安心できる消費者生活の実現
	個性を尊重し、活かしよう地域社会づくり	19 男女共同参画社会の実現
	地域文化の活用と観光振興	20 文化の彩り豊かな地域づくり
ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実	24 保健・医療施策の充実
	誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進	27 自立と社会参加の促進
住みよさを実感できる世界に誇れるまち	快適な暮らしを支えるまちづくり	29 住みよい住宅・住環境の形成
		31 便利で快適な道路・交通網の整備
	安全で安心なまちの実現	32 災害に強い都市の形成
計画の実現に向けて	3 自律的な区政基盤の確立	

## 6 評価方法

外部評価委員は、一次評価として施策の主管部が事前に作成する「施策評価シート」「行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート」等に基づきヒアリングを行ったうえで、「外部評価モニター」の意見等も参考にしながら、今後の施策の方向性等について評価を行う。

委員は、以下の視点を基本に評価を行うものとし、評価結果を「外部評価シート」に記入し、事務局に提出する。

### <評価の視点>

- 施策の目標に対し、成果は上がっているか
- 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか
- 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か
- 施策の総合評価

※ 「外部評価シート」では、上記 4 項目を 4 段階で評価

※ その他、「行政評価結果を受けて事業の改善が図られているか」など

## 7 実施方法・日程等

- 第1回（6月） 委員ガイダンス
- 第2～5回（7月） 委員を2班に分け、各施策の主管・関係部課長とのヒアリングを実施
- 第6回（8月18日） 外部評価結果のまとめ
- ※第7回（3月予定） 行政評価結果報告

委員名	回	日時	内容・評価対象施策	参加者数		
				モニター	傍聴	
全委員	第1回	6月29日 (木) 18:30～	委員委嘱、ガイダンス		0人	
A班  （班長） 吉武 委員  植田 委員  宮澤 委員	第2回 (A-①)	7月13日 (木) 14:00～	施策1 0	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	13人	1人
			施策1 2	健全で安全な社会環境づくり		
	第3回 (A-②)	7月14日 (金) 9:30～	施策1 1	地域ぐるみの子育て家庭への支援	14人	1人
			計画の実現③	自律的な区政基盤の確立		
	第4回 (A-③)	7月21日 (金) 9:30～	施策1 6	安心できる消費者生活の実現	12人	1人
施策2 0			文化の彩り豊かな地域づくり			
第5回 (A-④)	7月22日 (土) 14:00～	施策1 9	男女共同参画社会の実現	11人	0人	
B班  （班長） 塚本 委員  藤枝 委員  布施 委員	第2回 (B-①)	7月18日 (火) 18:30～	施策2 4	保健・医療施策の充実	9人	0人
			施策2 7	自立と社会参加の促進		
	第3回 (B-②)	7月19日 (水) 18:30～	施策2 9	住みよい住宅・住環境の形成	12人	0人
			施策3 2	災害に強い都市の形成		
	第4回 (B-③)	7月20日 (木) 18:30～	施策 4	循環型社会の形成	12人	0人
施策3 1			便利で快適な道路・交通網の整備			
全委員	第6回	8月18日 (金) 11:00～	外部評価結果報告書まとめ		0人	

委員会は、原則公開とする。

班別ヒアリングでは、施策の主管部長による施策の現状と課題、今後の方向性及び行政評価に対する取り組み状況等の説明後にヒアリングを行い、ヒアリング終了後、発言を希望する外部評価モニターの意見を聴く。

1 施策あたりの審議時間は、1時間15分を基本とする。

外部評価モニターは、委員会終了後、「意見シート」を事務局に提出する。

委員は、「意見シート」も参考にしながら、評価結果を「外部評価シート」に記入し、事務局に提出する。

委員から提出された「外部評価シート」及びヒアリング中の議論等をもとに、正副委員長で評価案（原案）を作成の上、各委員に提示するものとする。なお、最終案は、第6回外部評価委員会において決定する。

## 2. 総 評

## 平成 29 年度江東区外部評価委員会 総評

今年度においては、江東区長期計画（後期）に定める 34 施策と「計画の実現に向けて」3 項目のうち、13 施策（1 項目を含む）について、本報告書 3 頁から 4 頁にかけての方法で、評価委員が 3 名ずつ 2 班に分かれて評価を実施した。

本委員会は、評価を多面的に行う観点から、専門の異なる委員によって構成されており、同じ施策についても、委員によって評価の観点に違いがあるものの、今年度の評価対象となった施策について、「いずれの施策も計画達成に向けて真摯な取り組みが行われており、概ね着実に推進されつつある」と評価する。

その上で、「施策別評価の総括」と「計画推進に向けた課題」をまとめ、今年度評価の総評としたい。

### （1）施策別評価の総括

各委員の評価結果について、S、A、B、C の評定だけで計画の実施状況の評価することは難しいが、敢えて評定のみを基に整理すると次の通りとなる。

全委員が全項目に A 以上をつけた施策は、施策 4 「循環型社会の形成」、施策 10 「地域や教育関係機関との連携による教育力の向上」、施策 27 「自立と社会参加の促進」、施策 31 「便利で快適な道路・交通網の整備」及び施策 32 「災害に強い都市の形成」の 5 つとなっている。

一方、A 以上と B 以下が同数となった施策は、施策 16 「安心できる消費者生活の実現」及び施策 19 「男女共同参画社会の実現」の 2 つであった。

その他の 6 つの施策については、A 以上が過半数を占めていた。

また、全体を通して C 以下の評価はなく、各施策へ取り組みは総じて良好であると言える。

これらの結果は、直接的に取り組みの優劣を意味するものではない。いずれの施策についても、ヒアリングを通して主管部を中心に真摯な取り組みが行われている様子が十分に理解できた。

委員意見では、当該施策についての区の役割を明確にしたうえで、実施の意義やその効果を区民に分かりやすく説明する必要があるというものが多く見られた。この他、評定とは別に、各委員が様々な角度から、積極的に評価する点や課題と認識すべき点などを指摘している。詳細については、10 頁からの施策評価における「外部評価委員会による評価」に記しているので、長期計画（後期）最終年度の平成 31 年度の目標達成に向けて、有効に活かしていただくことを期待したい。

外部評価モニターの意見・質問には、施策に対する区民の期待がどこにあるか、施策における区の努力がどこまで理解されているかなどについて、主管部をはじめとする関係部署はもとより、委員会として評価を行ううえで有益な情報や視点が数多く含まれていた。また、ヒアリング終了後に提出いただいた意見シートも、評価にあたり貴重な情報となり、今後の行政にとっても大いに参考になる内容であった。

休日・平日昼・夜間に開催したどの回にも積極的な参加と意見提出をいただいた外部評価モニターの皆さまに敬意を表するとともに心から感謝申し上げたい。



## (2) 計画推進に向けた課題

### ①施策の選択と集中

評価の問題というよりは、計画体系自体の問題であるが、施策が総花的に掲げられている感が否めず、何を目的とした誰のための施策であり、何をもってその成果とするのかの整理・説明が不十分な施策も少なくなかった。

これは、江東区に限らず多くの自治体で見られることであり、総合的な長期計画を策定し、外部の視点も含めて評価を行っていこうとする姿勢は、大いに評価されるべきであるが、施策をより戦略的に推進するためには、施策の目的や目的達成のための手段、成果やその捕捉方法などを体系立てて整理すること、いわゆる施策展開プロセスの「構造化」が重要である。

区民ニーズを的確に把握し、現行の指標の妥当性や新たな指標の必要性を検討し、特定のターゲットに対して「いつまで」、「どれだけ」の行政資源を絞り込んで投入するかなど、メリハリのある戦略的な取り組みが不可欠である。

今回の計画・評価の過程で認識された課題を踏まえ、江東区の特色を生かしつつ、真に有益かつ実効性ある施策を練り上げ、限られた資源を戦略的に投入し、着実に推進できるよう、さらなる努力・工夫を期待したい。

### ②区の役割の明確化と区民との協働

国・都・民間団体・区民等、様々な主体が自主的又は協働して取り組まなければ目標を達成できない施策が多くある。特に、区民との協働は、多様化・高度化した区民ニーズに対応していくために不可欠である。しかし、施策によってはこうした関係者間の役割分担や区民との連携等が明確でないものも見られた。

限られた資源の中で、区民ニーズや社会情勢に対応するためにも、基礎的な自治体である区がやるべきこと、また、区でないと出来ないことを明確にし、財政コストを検証しつつ、関係機関が役割分担と責任を明確にしながら取り組んでいくことが不可欠である。

### ③区民への説明責任と合意形成

外部評価モニターからPR不足を指摘する意見が多く出たように、施策自体の重要性はあるものの、取り組みに対して区民の認知状況は必ずしも十分でないのが現状である。なぜ区が行うのか、区民にどのような成果や利益をもたらせるのか、さらに、その成果の検証を明確にしたうえで、区民に分かりやすく説明し理解を得ることが重要である。

また、施策の推進にあたっては、説明責任を果たすだけに留まらず、区民や事業者等の多様な利害関係者の合意形成が必要になる場合も多い。合意形成は、多くの意見を聞き、創意工夫しながら検討を重ね、皆が納得する解決策を見出すという時間と労力が伴うものである。粘り強い区の実行を期待したい。

なお、施策の実現には当然一定規模のコストが発生する。税金の投入については、その適正水準をどう考えるか、コストを適正化するためにいかなる工夫を行ったかなど、費用対効果を踏まえつつ、新公会計制度による発生主義会計の活用も念頭に、積極的に区民に周知していただきたい。

#### ④職員育成

施策の立案・推進にあたっては、職員一人一人の広い視野と感性、現場重視の姿勢、高い問題解決能力が必要である。

特に、現場で感じ取った情報や客観的な数値データから問題を発見し、その本質を見極め、改善案を考え抜くことで、より有効な解決策が導き出されるだけでなく、問題の構造や解決策の位置付けなどがストーリーを持って語れるものになり、区民に対してもより説得力をもって説明できるようになるはずである。施策自体の意義を絶えず問い直す姿勢を持ち続けていただきたい。

また、施策の裏付けとなる重要な数値データは常に引き出せるよう、職員間で共有することが大切である。根拠の裏付けをしっかりと認識していることは、施策への関心の高さの表れでもある。情報に対する感度を上げて施策の推進に取り組んでいただきたい。

#### (3) 実効性ある評価に向けて

行政評価の目的は、区民福祉向上のための長期計画の着実な推進、確実な区政運営であり、評価そのものが目的化してはならない。評価を踏まえた事業の検証・見直し、予算編成、事業の実施を一つのサイクルとし、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営の実現を図ることが重要である。

量的に増大し、質的にも高度化する行政需要に対応するために、誰に対して具体的に何をなすべきか、何を最終的な成果とするかといった基本となる考え方を、施策を推進する組織・職員間で共有することが重要である。同時に、施策は区民に広く周知し理解されなければならない。そのためにも、分かりやすく丁寧な説明が不可欠である。

「評価」を通して、そのことを確認し、次期長期計画への展開も見据えながら区政運営のさらなる高度化に結びつけていただくことを期待する。

# 3. 施策評価

※「外部評価委員会による評価」の評価基準は、以下のとおりです。

<b>＜外部評価委員会による評価：評価基準＞</b>		
<b>①施策の目標に対し、成果はあがっているか</b>		
評 価 基 準	S	目標を上回る成果をあげている
	A	概ね目標どおりの成果をあげている
	B	やや不十分である
	C	不十分であり、改善を要する
<b>②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</b>		
評 価 基 準	S	特筆すべき状況にある
	A	概ね展開している
	B	やや不十分である
	C	不十分であり、改善を要する
<b>③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</b>		
評 価 基 準	S	特筆すべき状況にある
	A	概ね適切である
	B	やや不十分である
	C	不十分であり、改善を要する
<b>④施策の総合評価</b>		
評 価 基 準	S	優れていると高く評価できる
	A	良好である
	B	やや不十分である
	C	不十分であり、改善を要する

- ・なお、「外部評価委員会による評価」の委員欄は、委員6人を「ア～カ」で表記しています。
- ・外部評価モニターの評価基準は、82頁をご参照ください。

<b>施策 4 循環型社会の形成</b>	主管部長(課)	環境清掃部長(清掃リサイクル課)
	関係部長(課)	環境清掃部長(清掃事務所)、土木部長(施設保全課)

<b>1 施策が目指す江東区の姿</b>
区民・事業者・区の連携による5Rの取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。

<b>2 施策を実現するための取り組み</b>	
①循環型社会への啓発	区報やホームページ等、多様な情報媒体を活用するとともに、区民への直接的な啓発活動、環境学習情報館「えこつくる江東」・区立小学校で行う環境学習等を通して、循環型社会への啓発を行います。
②5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進	買い物袋の持参や包装の簡素化に関するPRを行います。また、粗大ごみの再利用、資源回収の拡大等、区民・事業者の5Rに対する取り組みを支援するとともに、更なるごみの減量に向けた取り組みを検討します。

<b>3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化</b>	
<b>5年前から現在まで</b>	<b>今後5年間の予測(このままだとどうなるか)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24年度 東日本大震災に伴う電力逼迫等の影響により一般廃棄物の埋立量が増加。(埋立てる焼却灰の容量をさらに半減させるスラグ化処理に多大の電力を消費するため、震災後はこれを中止)</li> <li>・H24.3 「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を目指し、江東区一般廃棄物処理基本計画を策定(第3次)</li> <li>・H25.4 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行</li> <li>・H25.5 国が「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定</li> <li>・H25.10 水銀に関する水俣条約採択・署名</li> <li>・H26.4 家電リサイクル法に定める家電4品目のうちの冷蔵庫・冷凍庫に保冷庫・冷温庫(冷却や制御に電気を使用するものに限る)が追加。</li> <li>・H25、26年度 国において容器包装リサイクル法の見直しを検討</li> <li>・H27 「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」を策定</li> <li>・H28.3 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定</li> <li>・H29.3 新たな課題の対応や国・東京都の動向を踏まえ、「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定(第4次)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口の増加傾向に比べ、ごみ量は微減傾向で推移している。しかしながら、区民・事業者のごみ減量・資源分別への取り組み意識が低下すれば、人口増加や景気の回復に伴いごみ量は増加に転じ、環境負荷が増大すると考えられ、循環型社会の構築が困難となる。</li> <li>・中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場は、東京港最後の処分場であり、できる限りの延命化への取り組みが必要である。</li> <li>・人口増に伴うごみ量の増加により、収集回数について検討する必要がある。</li> <li>・水俣条約の発効を見据え、水銀含有物の適正処理が求められる。</li> <li>・東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い、環境に配慮した会場設営ならびに開催期間中のごみ処理方法の検討が必要となる。</li> <li>・3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用))のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース・リユースの取り組みがより進む社会経済の構築が求められおり、今後、食品ロスをはじめとする資源ロスの削減に向けた取り組みが進んでいく。</li> </ul>

<b>3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業</b>

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
16	区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	g	722 (25年度)	688					661	清掃リサイクル課
17	区民1人当たり1日のごみの発生量	g	542 (25年度)	498					469	清掃リサイクル課
18	資源化率	%	25.7 (25年度)	28.0					29.6	清掃リサイクル課
19	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	70.97 (25年度)	71.68					71.14	清掃事務所

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの  
【参考】26年度の指標値 指標16:698 指標17:524 指標18:25.7 指標19:71.21

5 施策コストの状況				
	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	6,820,749千円	6,508,558千円	6,820,849千円	0千円
事業費	5,068,744千円	4,927,995千円	5,149,537千円	
人件費	1,752,005千円	1,580,563千円	1,671,312千円	

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標16】区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量については、本区の5Rの取り組みにより減少傾向で推移しており、目標値達成（平成31年度）に向けて進展している。

【指標17】区民1人当たり1日のごみの発生量については、正しい分別方法の周知等により減少傾向で推移しており、目標値達成（平成31年度）に向けて進展しているといえるが、更なる周知徹底が求められる。

【指標18】資源化率についてはここ数年横ばいで推移してきたが、平成27年度からの不燃ごみ資源化試行事業により前年度と比較して2.3%増加した。

【指標19】大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率については、大規模建築物への立入調査を適宜行い、事業系廃棄物の再利用の促進に関する指導及び助言を行うことにより、既に目標を達成した。

### (2) 施策における現状と課題

◆平成21年3月からの分別基準の変更に伴い、ごみ・資源の分け方の周知徹底に努めてきた。◆3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考えをさらに進めた「5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）」を基本とする、更なるごみ減量に向けた啓発を行っている。◆区民1人当たり1日の資源・ごみ量は減少傾向で推移しているが、更なる減量に向け、新たな施策を展開していく必要がある。◆行政単独の取り組みだけでなく、区民・事業者と協働し、自発的、積極的なごみ減量に向けた取り組みを行うことが重要である。◆区民・事業者の自主的な取り組みを進める具体的な方法についての情報を共有するために、適切な情報収集と情報発信が求められている。◆家庭系燃やすごみの組成調査における資源混入率は概ね20%程度に達しており、適切な分別について一層の周知徹底が必要である。◆家庭系燃やすごみに占める生ごみの割合が、40%程度に達し、大きな比重を占めている。◆本区の人口が50万人を超え、今後も人口増加が予測されることへの対応が求められる。また、増加傾向にある外国人住民や若年単身層への適正排出や排出マナーの強化が必要となる。◆リサイクルパークを平成27年度をもって廃止したことに伴い、平成28年度よりびん・缶・ペットボトルの中間処理を民間事業者に委託した。

### (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆循環型社会形成のためには、生産・消費に関わるすべての人たちがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した生活を意識する必要がある。このため、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、啓発活動やシステム作りに取り組むことが重要と考える。◆5Rの推進のためには、区民が知りたい情報を適切に発信する工夫が必要であり、区報等の広報媒体の活用のほか、より利便性の高い媒体を利用した周知方法を検討する。◆ごみ減量意識の向上のため、学校教育における環境学習の充実を図る。◆生ごみのリサイクルについて、地域での取り組みなど、一層の拡大のための施策を検討する。◆目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図るため、事業の点検・評価・見直しを行う仕組み（PDCAサイクル）による事業の進捗管理を行う。◆不燃ごみの資源化について平成27年度より3年間の試行実施を開始した。平成30年度以降の事業のあり方について、費用対効果もふまえて検証する。◆粗大ごみの資源化に向けた検討を行う。◆水俣条約の発効を見据え、平成28年度途中より蛍光管等水銀含有廃棄物の適切な回収を実施した。水銀含有廃棄物は清掃工場へ与える影響も大きいことから今後も適正排出について周知が必要である。◆食品ロスの削減や使い捨て型ライフスタイルの見直しなど、ごみを発生させない取り組みを促進していく。◆東日本大震災のような大規模災害に伴う災害廃棄物に対し、今後、適正処理の準備等が必要となる。

<b>施策 4 循環型社会の形成</b>	主管部長(課)	環境清掃部長(清掃リサイクル課)
	関係部長(課)	環境清掃部長(清掃事務所)、土木部長(施設保全課)

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

- ・「5Rの推進」に関する啓発活動に引き続き積極的に取り組む。【環境清掃部】
- ・循環型社会形成のため、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、国や都の動向を踏まえつつ、自発的かつ持続可能な行動・活動に取り組めるような仕組みづくりに努める。【環境清掃部】
- ・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する事業の実施にあたっては、これらに要するコストの分析と費用対効果の観点からの検証を確実にし、効率化、コスト縮減に取り組む。【環境清掃部】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

- ・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する啓発活動に積極的に取り組む。特に、5Rのうちリフューズ、リペアについては、それぞれ具体的方策や啓発を推進し、成果を明らかにする。【環境清掃部】
- ・循環型社会形成のために、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、自発的かつ持続可能な行動・活動に取り組めるような仕組みづくりに努める。【環境清掃部】
- ・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する事業の実施にあたっては、これらに要するコストの分析と費用対効果の観点からの検証を行い、効率化、コスト縮減に取り組む。【環境清掃部】

これまでの取り組み状況		
① 「5Rの推進」に関する啓発活動		
取り組み	平成28年9月より、水銀含有廃棄物の適正処理の観点から燃やさないごみの分別方法を変更した。それに伴い、「資源・ごみの分け方・出し方」パンフレットの改訂版を全戸配布し、周知徹底に努めるとともに、そのほかの資源・ごみの排出方法についても区民へ再周知した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
② 「5Rの推進」に関する啓発活動		
取り組み	資源・ごみの分別方法や収集曜日の周知は紙媒体のほか、ホームページでも行っているところであるが、近年のスマートフォン普及率を鑑み、より利便性の高いスマートフォン向け資源・ごみの分別アプリを今年度導入する。外国語にも対応したアプリの導入により、適正排出の促進や、外国人住民や若年単身層への情報発信を強化し、排出マナーや分別意識の向上を図る。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
ごみ減量推進事業(アプリ導入及び運用保守委託)		
③ 国や東京都の動向を踏まえた自発的かつ持続可能な行動・活動に取り組めるような仕組みづくり		
取り組み	平成29年3月に「江東区一般廃棄物処理基本計画」を改定した。この計画には、国や東京都の動向を踏まえた上で、食品ロス削減などの新たな取り組みを含む具体的施策を盛り込んだ。また、国が基本的方向の一つとして2R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用))の取り組みがより進む社会経済の構築を掲げていることから、この2Rにリフューズ(断る)とリペア(修理)を加えた4Rの推進によるごみの発生抑制を、基本方針の一つとして掲げた。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
ごみ減量推進事業(フードドライブの実施)		
④ コストの分析と費用対効果等を踏まえた上での事業実施		
取り組み	平成27年度末にリサイクルパークを廃止し、平成28年度よりびん・缶・ペットボトルの中間処理を民間委託した。リサイクルパークは稼働から20年以上が経過し、大規模改修やプラント機器の更新を控えていたが、膨大な費用がかかることなどから、平成26年度に「江東区リサイクルパークあり方検討委員会」を開き、検討を行った上でリサイクルパークの廃止を決定した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
資源回収事業(びん・缶・ペット中間処理委託)		
リサイクルパーク管理運営事業(見直し)		
⑤ コストの分析と費用対効果等を踏まえた上での事業実施		
取り組み	持続可能な循環型社会を形成するため、平成27年度から、これまで埋立処分していた不燃ごみの全量を資源化する事業を実施している。これにより、ごみ量及び埋立処分量の削減と資源化率の向上に寄与している。不燃ごみを東京二十三区清掃一部事務組合の施設で処理をしないことに伴う同組合の分担金の削減はみられるものの、資源化にはそれ以上の経費がかかることから、3年間の試行事業としている。平成30年度以降の実施については、埋立処分場延命効果や資源化に伴う費用対効果を検証した上で事業を継続していく。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
不燃ごみ資源化事業		

## 《外部評価委員会による評価》

①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	指標数値の示すところによる。
オ	A	ごみの発生量抑制、資源化率、大規模施設整備時の事業者対応に関する各指標値ともに順調に推移しており、施策目標に対する成果は着実に上がっているといえる。
カ	A	区民1人当たりごみ発生量、資源化率等の施策実現に関する指標は、目標値に向けて順調に推移している。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	国、都の政策動向及び区の人口動態等に即応して、施策の展開方向が見定められている。
オ	A	区では特に、今後予想される人口増や2020年のオリンピック・パラリンピック開催等に伴うごみ等発生量の増加等、想定される社会状況のシナリオを見通して本施策が設計・展開されている。また、ごみ問題に対する江東区民の意識は高く、ごみ回収ルール of 厳格化等はこれに基づいて適正かつ適切になされているなど、適切な取り組みとなっている。
カ	A	循環型社会についての区民の意識の高まりの中、5Rの推進や不燃化ごみの全量資源化等、他区に先駆けての積極的な取り組みが行われており評価できる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	A	5Rあるいは4Rの実行は、区民の生活習慣と事業者の意識に依存するものであるが、清掃事務所等によるこれらの者に対する地道な習慣化の努力が日々倦むことなく続けられ、これが奏功していると感じる。
オ	A	広域行政によるごみ処理をはじめ、各種法令・上位計画との整合を図りながら、江東区としての独自性(4R推進や独自のごみ収集システム等)を発揮しようとしている点でバランスが取れており、区の役割分担は適切に認識され、展開されているといえる。
カ	A	循環型社会の形成のためには区民・事業者との連携が不可欠であるという認識のもと、特に区立学校との連携、「えこつくる江東」での活動等がなされている。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	A	施策実現に関する指標が良好な推移を示すだけでなく、他区比較においても上位の評価を得ているとのことである。水、緑と合わせて環境が区民の誇りとなるよう業務とその成果の効果的発信に邁進願いたい。
オ	S	区では、江東区が過去に経験した「ごみ戦争」の歴史を踏まえ、ごみ減量と再資源化に不断の努力を重ねており、その成果が十分に出ている。今後は、①区民と共にリサイクル先進都市としてのプライドをさらに共有すること、②この領域を含む次代を担う子供たちへの環境教育のさらなる推進、③メリハリのあるコスト配分等、さらなるレベルアップのための課題として取り組まれることを大いに期待する。
カ	A	各種取り組みの結果、区民1人当たりごみ発生量の抑制等一定の効果が表れてきている。ただし、循環型社会の実現は、一定目標の達成で終わるものでなく、啓発活動等の区民意識の維持向上を図るための不断の取り組みが必要と考える。不燃化ごみの全量資源化については、埋立処分費用の削減はなされるもののそれ以上に資源化コストを要することから、事業継続の判断実施時には、埋立処分場の延命に資する等の当該事業を実施する意義を整理し、検討結果を区民にわかりやすく開示することが必要と考える。
その他		
他施策のヒアリングにおいて、清掃車による収集作業が、収集場所にチリ一つ残さないよう丁寧に行われていることについて賞賛する発言が区民モニターよりあったことを付言する。		

《参考》 外部評価モニターの評価  
※評価にかかる意見は83頁参照

S	A	B	C	無回答	計
0人	8人	4人	0人	0人	12人



施策 10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(学校支援課)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、指導室)

1 施策が目指す江東区の姿
地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①地域に根ざした教育の推進	地域が学校を支援するシステムの拡充を図るとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方の検討・PTA研修会の充実等、地域の教育力を取り入れた学校づくりに取り組みます。
②開かれた学校(園)づくり	広報誌の発行やホームページによる情報の発信、学校公開の実施などにより開かれた学校(園)づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。
③教育関係機関との協力体制の構築	大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>国による学校支援地域本部事業や地域協働学校運営事業等の推進に伴い、学校、家庭、地域の連携や協働による学校運営が求められるようになり、保護者のみならず、地域の方々にも教育に関する情報を発信し、理解してもらうことが必要となった。</li> <li>幼稚園、小学校、中学校との連携の充実・拡大が必要との意見がある。</li> <li>学校教育の現状や教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになった。</li> <li>学校便りや広報誌の発行、ホームページによる情報の発信、学校公開週間の実施、道徳授業地区公開講座の実施などにより、積極的に開かれた学校(園)づくりを推進してきた。学校評価結果の公開など、透明性の高い学校運営を進めてきた。</li> <li>平成25年度から教育委員会の各施策を積極的に公開していくために、広報紙「こうとうの教育」の全戸配布を行い、教育情報発信が充実した。</li> <li>学校を取り巻く様々な環境変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方教育行政法の改正により学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに伴い、各小・中学校にコミュニティ・スクールを導入していくことになる。今後はさらに国や都において地域学校協働本部の制度が整備されるため、これまでの学校支援地域本部の機能を生かし、保護者、地域、学校が協働して作る、新しい学校運営の体制を計画し導入していく必要がある。</li> <li>保護者等のニーズに合った学校情報の積極的な発信や、保護者等を巻き込んだ学校教育の推進など、今後ますます保護者・地域等と連携した、開かれた学校づくりが求められる。</li> <li>学校評価結果の公開とともに、今後の学校改善策の具体的な提示など、より保護者・地域等に理解しやすい学校運営の明示が求められる。</li> <li>広報紙「こうとうの教育」の全戸配布により学校教育の現状や教育に関する取り組み等の教育情報発信が充実し、教育に関する関心が高まる。</li> <li>地域社会全体で連携しながら教育の推進を図るため、教育に関する情報提供の更なる充実と共有化が求められる。</li> </ul>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
---------------------------------------

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
40	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(小学校)	校	11	15	20				46	学校支援課
	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(中学校)	校	4	5	10				24	学校支援課
41	学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合(小学校)	%	—	89.8	90.2				90	指導室
	学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合(中学校)	%	—	82.8	85.2				85	指導室

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
42	保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合（小学校）	%	—	88.3	89.4				75	指導室
	保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合（中学校）	%	—	83.5	85.5				70	指導室
43	大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（小学校）	件	464 (25年度)	474	561				828	学校 支援課
	大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（中学校）	件	63 (25年度)	88	122				144	学校 支援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標43（小学校）：463、（中学校）：80

## 5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	232,617千円	206,317千円	234,674千円	0千円
事業費	194,810千円	172,155千円	201,090千円	
人件費	37,807千円	34,162千円	33,584千円	

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標40】地域が学校を支援する新たなシステム（学校支援地域本部）の実施校数であり、前期は目標の合計15校を達成した。後期の最終年度となる平成31年度には全小・中学校での展開を目標としており、平成28年度は新たに小学校5校、中学校5校で取り組みを開始した。また、平成28年度には未実施校に対し、導入年度の希望等について意向調査を実施し、平成31年度までの各年度における実施校を決定した。これに基づき、平成29年度は小学校8校、中学校5校での実施を予定している。

【指標41】平成28年度は目標値を超えており、学校の情報発信をする姿勢については、理解をいただいていると考えている。

【指標42】対話の機会についても保護者からは十分に設けられていると受け止められており、さらなる充実を図っていく。

【指標43】大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数であり、平成28年度は小学校561件、中学校122件とともに増加した。すでに実施している学校では大学・企業等との連携をより一層深める一方、未実施校にも取り組みを広げていくことが課題である。

### (2) 施策における現状と課題

◆学校支援地域本部事業については、読み聞かせ活動や学校の環境整備、学校行事の活動支援、補習教室への支援など各学校の得意とする活動で着実に成果をあげ、小学校については前期の目標に到達することができた。後期の最終年度となる平成31年度には全小・中学校での展開を目標とし、趣旨を踏まえた展開を図っていく必要がある。◆教育への関心が高まるなか、学校・家庭・地域の連携協力を充実させるため、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が求められる。◆地域学校協働本部の整備に向け、学校支援地域本部やPTA活動等のより一層の協働関係の強化が求められている。

### (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆これまで以上に学校運営への地域住民の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するためには、既存の学校支援地域本部や土曜・放課後学習教室等の機能を生かし、地域学校協働本部として再構築していくと同時に、江東区独自のコミュニティ・スクールを導入していく必要がある。そのためには、まず学校を支える仕組みの核となる学校支援地域本部を年次計画に基づき全校に導入していくと同時に、既存の学校評議員会から学校運営協議会への円滑な移行を図ることで、コミュニティ・スクールの体制を整えていく。そこで、平成29年度は本区における制度設計を行い、平成30年度にはモデル校において試行実施していく。そして、平成31年度以降、順次、学校と地域の実情に応じて導入していく。◆広報紙「こうとうの教育」を始めとする各種メディアを活用し、学校を含む行政からのきめ細やかな情報提供や、地域・保護者の活動紹介等により地域社会が一体となった教育を推進できるよう、情報発信の充実にも努めていく。◆学校情報の積極的な発信を今後一層進めていき、学校・家庭・地域の連携協力を充実させる必要がある。保護者等が、開かれた学校づくりや情報発信等についてどのように感じているか、実態調査を行い改善を進めていく。◆大学、企業等との連携については、学校の教育活動の充実に向け、積極的に情報提供を行うなど、推進に努めていく。◆地域学校協働本部の整備を視野にPTAの活動を支援し、基礎研修会、広報紙コンクール等の充実により活性化を図る。

施策 10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(学校支援課)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、指導室)

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

- ・国や都の動向を踏まえた上で、既存の学校支援地域本部が有効に機能するよう積極的な事業推進に取り組むとともに、地域の特性を踏まえつつ、事業実施校の拡大を図る。【教育委員会事務局】
- ・開かれた学校づくりに向け、地域住民・企業・大学との協働による学校運営や多様な学校開放のあり方等について、目指すべき全体像を整理した上で、実効性のある取り組みを検討する。【教育委員会事務局】
- ・学校や他部署と連携しながら、地域の実態を踏まえつつ、各地域の教育力を高める取り組みを推進する。【教育委員会事務局】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

- ・既存の学校支援地域本部が有効に機能するよう、積極的な事業推進に取り組むとともに、地域の特性を踏まえつつ、事業実施校の拡大を図る。【教育委員会事務局】
- ・開かれた学校づくりに向け、地域住民・企業・大学との協働による学校運営や多様な学校開放のあり方等について、目指すべき全体像を整理した上で、実効性のある取り組みを検討する。【教育委員会事務局】
- ・学校や他部署と連携しながら、地域の実態を踏まえつつ、各地域の教育力を高める取り組みを推進する。【教育委員会事務局】

これまでの取り組み状況		
① 既存の学校支援地域本部が有効に機能するための取り組み		
取り組み	学校支援地域本部事業運営委員会を開催し、活動事例の報告を行うことで、優れた取り組みのノウハウを共有する機会としている。また、コーディネーター初任者には、東京都主催のコーディネーター基礎研修の受講を積極的に促し、力量の向上を図っている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
② 学校支援地域本部事業実施校の拡大		
取り組み	28年度までに小学校20校、中学校10校で取り組みを行った。また、28年度には未実施校に対し、導入年度の希望等について意向調査を実施することで、31年度までの各年度における実施校を決定した。これにより、31年度までの全校実施に見通しが立った。28年度から、新規実施校への事業説明会を開催し、円滑な導入を図っている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
③ 地域住民・企業・大学との協働による取り組み		
取り組み	28年度から区内にある武蔵野大学と連携し、これまでも夏に2回行っていたこどもサイエンス教室を同大学で実施している。今後さらに連携を深め、日ごろなかなか触れられない最先端の施設において、大学の先生による幅広い分野の講座を行うことで、こどもたちの理科への興味・関心をさらに喚起する。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
④ 地域住民・企業・大学との協働による取り組み		
取り組み	29年度に、「パナソニックセンター東京」と連携し、区内全小学校の5・6年生を対象に、同センターの設備を利用した体験型学習を通じ、オリンピック・パラリンピック教育を実施する。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
⑤ 開かれた学校づくりに向けた実効性のある取り組み		
取り組み	学校ホームページの更新作業の簡素化・効率化を図るとともに、学校における情報発信力を高めるためにCMSを導入する。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
⑥ 各地域の教育力を高めるための取り組み		
取り組み	教育委員会事務局と幼・小・中PTA連合会との連絡会にて、6つのテーマ別のグループセッションを行った。(①学校・通学路の安全について ②学校施設について ③学校選択制について ④部活動について ⑤不登校対策について ⑥放課後の過ごし方について)	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

## 《外部評価委員会による評価》

①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	学校の情報発信や保護者との対話の機会について、保護者の評価は総じて高い。一方で、地域が学校を支援する新たなシステム構築や大学・企業等と連携した教育活動については、その意義の明確化を含めて、さらなる検討・推進が必要である。
イ	A	指標について、概ね目標値を達成、あるいは達成見込みがあるところまで到達している点は評価できる。指標40については目標値には達していないが、学校等の意向確認をしながら進めるなど、現場への配慮がある点も今後の実現及び実効性を上げる上でも重要な視点であり、評価できる。ただ、今後は学校数だけでなく、活動内容の質的な部分を検証するための指標等の検討が必要である。
ウ	A	指標からは成果をあげていることはわかる。一方、外部評価モニターからは指標だけでなく、具体的内容により目標達成をわかりやすく示してほしいなどの意見もあった。まさしくそのとおりであり、指標の結果だけでなく、具体的な成果や内容を指標に補足するなどの工夫が必要であると感じた。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	国の教育政策を区で展開するという側面が強く、区民ニーズや社会状況を踏まえた上での展開という点で、改善の余地があるように思われる。この施策がいかなる意味を持つのか、保護者以外の一般区民にも理解しやすいロジックの構築と説明が必要である。
イ	A	学校支援等への地域基盤は出来ているが、一方でコミュニティスクールへの区民理解はまだ不十分である。その点を踏まえ、区民への情報提供、制度への理解を行いながら、区民ニーズや地域等の状況を踏まえた制度設計を期待したい。また、学校現場の負担感も考慮し、保護者、地域、教職員、そして児童・生徒にとって、よい効果をもたらす活動となるとともに持続性、継続性のある取り組みとなるような制度設計を期待する。
ウ	A	地域との連携による教育力の向上の取り組みを円滑に行うため、ホームページによる情報の発信、学校評価制度の公表などに取り組んでいることや、社会状況に対応した大学や企業等の連携による事業内容も実績をあげていることなどから、この取り組みは評価できる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	A	今回の報告書やヒアリングだけでは、この点が十分に理解できなかつた。より明確な説明が必要と思われる。
イ	A	学校支援地域本部事業等の活動は、地域の理解や協力が不可欠であるが、その点は充実していると判断できる。今後は制度を拡大するに当たり、保護者、地域住民、教職員、行政の役割分担を明確にししながら、連携協働していくことが重要である。今後の制度設計においては、よりその点に考慮することを期待したい。また、企業と連携した教育活動も着実に拡大しており、今後も区内の全学校が各学校の教育課程と関連させながら、自校教育活動の充実に努めることが出来るような基盤整備(教員研修等も含む)及び支援を期待したい。
ウ	A	町会、自治会、PTAなど地域の支援により学校支援地域本部事業が実施されていることは評価できる。国や都において地域学校協働本部の制度が整備されることから、今後は「支援⇒協働」に向けた事業展開を区として取り組む意気込みを感じた。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	担当部課によるきめ細やかな取り組みは評価できるし、外部評価モニターにもそのことが伝わったと思う。地域に根ざした教育や開かれた学校は、反対の余地がない望ましい方向であるが、それだけにその意義と具体的な推進方策を一般区民にも分かりやすく説明できるように心がけておく必要がある。
イ	A	明確な根拠に基づく指標の設定とその指標の実現に向けて着実に施策が行われ、数的な拡大はほぼ達成できていると言える。今後は、より質的な部分での着実な施策の実現とその進捗状況を確認しながら進めていくことを期待したい。国の動向は「地域とともにある学校」であり、地域学校協働本部事業への転換を図るためには、より保護者、地域住民の参画意識の向上が重要であるので、区民のこの制度への理解を図るための情報提供及び啓発活動がより重要となる。この点はまだ不十分な点があるので、今後の充実に期待したい。
ウ	A	施策の取り組み内容は概ね妥当と思われるが、実際に教育力が向上した事例として、「子どもサイエンス教室」の実施により子どもたちの理科への興味が高まり、学力も向上したなどの具体的なデータを集めることができればよいと感じた。
その他		
この施策を推し進めることに関しては区民の理解も得られる内容であるが、他の施策(例えば児童虐待など)と比べての重要性が低いのではないかと感じた。		

《参考》 外部評価モニターの評価  
※評価にかかる意見は84頁参照

S	A	B	C	無回答	計
1人	10人	2人	0人	0人	13人

施策 11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(子育て支援課)
		関係部長(課)	福祉推進担当部長(障害者支援課)、こども未来部長(保育課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

1 施策が目指す江東区の姿
地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。

2 施策を実現するための取り組み	
①児童虐待防止対策の推進	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
②地域・家庭における教育力の向上	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、保育園・幼稚園・小学校・中学校のPTA・父母の会、社会教育関係団体等が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

### 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>児童虐待は、その多くが地域在宅支援ケースで、重症化や再発の防止に向け、区は要保護児童対策地域協議会を設置して関係機関の連携を図りながら、必要な支援に努めている。</p> <p>また、通告等の確認や対応については、平成21年9月に定められた都区間の基本ルールである「東京ルール」について、平成27年6月に「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」が作成され、それに沿って児童相談所と区との間で連絡・調整を行い、緊急を要する対応に齟齬が無いよう緊密な連携・協働を図っている。</p> <p>平成26年、児童の虐待死を発見できずに数年間経過した重大事案が全国で複数発生したことから、児童の居所・状況が確認できないハイリスク事例を、母子保健業務、児童手当等業務、就学業務等の対象者の中から洗い出し、確認を進めて報告するよう国から求められ、本区でも関係機関協同で対策を進めた。この調査は毎年行われている。</p> <p>平成27年7月、国の方針により、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化が図られた。</p> <p>全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため児童福祉法等が改正され、平成29年4月に施行された。これにより、こどもの最も身近な自治体である区市町村において、支援業務の強化が明確化され、支援拠点(子ども家庭支援総合拠点)の整備に努めることが示された。また今後、特別区においても児童相談所を設置できることとなった。</p> <p>家庭教育支援施策については、教育基本法第10条第2項に「家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる」よう努める旨、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に努める旨が規定され、教育振興基本計画の重点的取組事項に位置づけられた。</p> <p>家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は、平成24年度2,270人、平成25年度2,135人、平成26年度2,280人、平成27年度2,725人、平成28年度2,294人となっている。</p>	<p>児童福祉法の改正により、身近な自治体である区の役割は増大し、より重要となってくる。児童虐待に対しては、状況を適切に判断して速やかに対応することが求められる。児童人口増加と、相談窓口や通告に関する啓発・普及により、相談対応件数は増加傾向が続くものと見込まれる。さらに、これまで、より専門的な支援が必要な事例に関しては児童相談所への送致の措置を行ってきたが、法改正により今後は児童相談所への通告事例でも、区への事案送致が行われるため、区が担当する事例は増加すると予測される。</p> <p>このため、虐待への一義的対応を行っている区市町村への期待とともに、対応能力強化が求められていくものと考えられ、関係機関や児童相談所等との連携を強化するとともに、自らの対応力の強化充実が一層必要となる。</p> <p>また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上とともに生活環境の改善に向けた支援が求められる。</p> <p>こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続くことが懸念され、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭や、孤立し多様な困難を抱える家庭の増加が懸念される。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。</p> <p>臨海部では、人口・対象世帯の急増により、子育て関連施設ニーズに供給が追い付かなくなる恐れがある。また、施策対象世帯の増加の反面、地域の中で支援者となりうる世代の不在・不足が加速する可能性がある。</p>

### 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
44 児童虐待相談対応件数(年間)	件	564 (25年度)	652	671				—	子育て 支援課
45 虐待に関する相談窓口を知っている区 民の割合	%	42.8	47.4	42.8				60	子育て 支援課
46 地域と連携した家庭教育講座の年間延 べ参加者数	人	2,135 (25年度)	2,725	2,294				2,220	庶務課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの  
【参考】26年度の指標値 指標44:715件 指標46:2,280人

## 5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	101,310千円	91,100千円	106,312千円	0千円
事業費	34,859千円	30,786千円	44,769千円	
人件費	66,451千円	60,314千円	61,543千円	

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標44】児童虐待対応の件数は、平成27年度の652件に対し、平成28年度は671件と、前年度比19件、2.9%の増であった。児童虐待は重大事件の発生に繋がる危険性も高く、今後も体制の強化に努める必要がある。  
【指標45】虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合は、区のホットラインや児童相談所の全国共通ダイヤルなどの窓口を知っている区民の割合であるが、平成27年度の47.4%に対し、平成28年度は42.8%と、前年と比べて減少している。児童相談所の通告・相談全国共通ダイヤルの3桁化とあわせて、区としても平成27年度から区民まつり、平成28年度はこどもまつりや子育てメッセなどでも啓発に取り組んでいるが、さらに啓発に努める必要がある。  
【指標46】家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は平成26年度実績値は2,280人、平成27年度は2,725人、平成28年度は2,294人となっている。女性就業者や男性の参加が増加し、家庭教育についての学習ニーズの高まりを反映している。

### (2) 施策における現状と課題

◆児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数は前年度比19件の増と増加傾向にあり、即時保護を要するケースが増加するなど、深刻な状況である。◆平成18年度より児童虐待への対応について子ども家庭支援センターと連携した体制を整備するとともに、平成19年度に虐待防止のための関係行政機関等連携マニュアルを作成し、平成26年度に改訂した。平成21年度には区医師会の提案、協力により他自治体に先駆けて虐待防止のための医師、医療機関向けの連携マニュアルを作成し、区医師会との協力体制づくりを行っている。また、平成21年度からこどもショートステイ事業を、平成22年度から養育支援訪問事業を開始した。◆平成23年度からは子育てスタート支援事業及び児童家庭支援士訪問事業を開始したところである。いずれも専門的な対応力の向上とネットワークの強化を目指した取り組みの強化が今後必要である。◆増加する虐待事案への対応策の課題としては、①ショートステイの定員が不足しており、拡充が求められていること、②虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実等についてのすべてを区が対応することは困難であるため、NPOなど地域ネットワーク内の団体とも連携した対応が求められていること、③虐待相談窓口の認知度を更に上げるために、一層の啓発活動が必要なこと、④虐待に至る前の予防策にも力を入れることなどが挙げられる。◆放課後児童の見守りとして、学童クラブや江東きっずクラブ等が虐待の発見の場になるケースがあり、関係機関との連携を充実させる必要が生じている。◆都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなっており、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、こどもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。◆人口が急増する臨海部における保護者の、家庭教育学級事業に対する行政ニーズが高まっているが、実施会場と人材の確保が課題となっている。◆児童の居所・状況について、諸施策の連携の中で確認を進める国の方針は今後も続く見通しで、本区でも恒常的な事務として関係行政機関等と連携して常時確認していく姿勢が必要になると考えられ、対応する仕組みの確立が求められる。◆児童福祉法等の改正を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点の整備の検討や都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進める必要がある。

### (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化を図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会により、より広く漏れのないよう関係者間の連携を図り、虐待予防の取り組みを強化する。◆要支援家庭に対し、関係機関が連携して家族関係の修復のための支援に努めるとともに、虐待を受けた子どもへの相談や支援に取り組んでいく。ケアマネジメント力の一層の向上を図るとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化に一層努め、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。この際は、社会的養護の視点に基づき施策展開が求められていくものと考えられる。◆具体的な事業として、養育支援訪問事業では、子どもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、平成28年度より保健所が行う妊娠出産支援事業の産後ケア事業に統合した子育てスタート支援事業では、若年妊婦、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、児童家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある訪問型児童家庭支援士が、要支援家庭に定期的かつ継続的に訪問し、要保護児童に対する様々な生活支援を展開することで、地域社会の子育て、見守り機能の強化を図っていく。KOTOハッピー子育てトレーニング事業は、子育て世帯への具体的な虐待予防の取り組みであり、講習を受講した区職員が講師になり講座を柔軟に開催できるようにすることで、より多くの講座を行い、虐待予防を図っていく。こどもショートステイ事業に関しては、定員と対象年齢の拡大をめざし、施設型に加え協力家庭による家庭的な環境での一時預かり事業を整備していく。◆また、児童虐待や養育支援を必要とする家庭を早期に発見するために、児童虐待や通告に関する啓発活動を推進し、地域からの通告を促すようにしていく。◆児童に関する健康管理や家庭環境等、情報の一元管理を実施できる仕組みを開発・運用して、児童の情報管理の精度を高めるとともに、子育て支援の密度を上げる取り組みにつなげていくことが必要となると思われる。◆児童福祉法改正を踏まえ、速やかに都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進め、十分な体制を整えてから移管を行う。また、子ども家庭総合支援拠点の整備の検討を行う。◆地域・家庭における教育力の向上のため、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことに加え、家庭教育支援の人的環境を形成する指導者養成や家庭教育支援チーム、家庭教育事業運営委員会などの家庭教育支援体制の整備を図っていく。



施策 11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(子育て支援課)
		関係部長(課)	福祉推進担当部長(障害者支援課)、こども未来部長(保育課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

・児童虐待防止に向けた取り組みについて、こども未来部、保健所、教育委員会事務局等、庁内関係部署間での情報及び課題の共有を図るとともに、地域や庁外の関係機関等とも連携を強化し効果的・効率的に各事業を実施する。【こども未来部】

・要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけを明確にし、各家庭に応じた適切な支援策を展開することで児童虐待予防、再発防止等に努める。【こども未来部】

・地域・家庭における教育力の向上について、地域の関係機関と連携しつつ、目的と手段が適正かについて検証し、より効果的な事業展開を図る。【教育委員会事務局】

・児童相談所の区移管について、引き続き各関係機関と十分な協議を行い、区の体制整備等について適切に対応していく。【こども未来部】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

・児童虐待防止に向けた取り組みについて、こども未来部、保健所、教育委員会事務局等、庁内関係部署間での情報及び課題の共有を図るとともに、地域や庁外の関係機関等とも連携を強化し効果的・効率的に各事業を実施する。【こども未来部】

・要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけを明確にし、適切な支援策を展開することで児童虐待予防、再発防止等に努める。【こども未来部】

・地域・家庭における教育力の向上について、地域の関係機関と連携しつつ、目的と手段が適正かについて検証し、より効果的な事業展開を図る。【教育委員会事務局】

・児童相談所の区移管について、都区間の動向を注視しつつ、状況に応じた適切な対応を図る。【こども未来部】

これまでの取り組み状況		
① 児童虐待防止に向けた取り組み		
取り組み	早期に介入し深刻化を防ぐよう、虐待通告の窓口を地域に広く周知している。また、要保護児童対策地域協議会では、委嘱機関の拡大など、こどもに関わる機関のネットワーク強化を図っている。子育て支援課と南砂子ども家庭支援センターにおける虐待対応の質向上や情報共有に関しては、システムによるケースの一元管理や支援内容について定期的に検討し専門家の助言を受ける等、協働して対応している。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	児童虐待対応事業／妊娠出産支援事業	
② 要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけの明確化及び各家庭に応じた適切な支援策		
取り組み	こども及び妊産婦の在宅支援を連携して実施するため、庁内関係部署(こども未来部・保健所・障害者支援課・教育委員会等)と日頃の連携を行うとともに、要保護児童対策地域協議会実務者会議において、各所管の事業をリスト化して共有することで、各家庭に適切な支援策を検討・展開している。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	児童虐待対応事業／妊娠出産支援事業	
③ 地域における教育力の向上		
取り組み	東京都家庭教育支援基盤整備事業補助金の活用により、家庭教育学級事業運営委員会を設置し、学識経験者、幼・小・中PTA保護者等から今後の家庭教育学級事業の方向性について以下のとおり広く意見を収集した。 (1)学級修了後のネットワークを持続させるための取組や支援者の養成も必要である。 (2)PTAや学校評議員会、学校支援地域本部等がそれぞれの役割を果たしながら、地域と家庭のつながりをつくる取組が必要である。 (3)庁内の保健・福祉分野や地域で展開されているこどもの育成事業との連携や、情報の共有が重要である。 こうした意見を参考に、今後、具体策を検討する。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	家庭教育学級事業	
④ 地域の関係機関との連携促進		
取り組み	家庭教育講演会参加者のこども(1歳3か月から就園前)を預かり、一時保育を行う際の区民ボランティアの不足解消と、区内教育機関との積極的な連携のため、有明教育芸術短期大学の学生インターンシップを活用した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	家庭教育学級事業	
⑤ 児童相談所の区移管		
取り組み	平成28年度は、平成33年4月の児童相談所開設を想定したロードマップを作成し、開設準備スケジュールや児童相談体制、職員体制等を検討した。また、都区間では、世田谷区、荒川区、江戸川区をモデル的確認作業実施区とし、設置計画について都と協議を進めることとなったため、その動向を注視している。今後は、市町村子ども家庭支援指針(厚生労働省、平成29年3月)で示された「子ども家庭総合支援拠点」の設置を踏まえ、平成28年度に検討した児童相談体制のあり方や必要職員数等を改めて整理する。また、開設において「人材」と「施設」は必要不可欠であるため、確保・整備へ向けた調整や情報収集を行っていく。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

## 《外部評価委員会による評価》

①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	S	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携できる仕組みを構築しており、子育て支援課がその事務局機能を適切に果たしている。何ができて何が課題かが主管部課において的確に認識されており、指標面は別にして、しっかり取り組めていると評価して良い。
イ	A	要保護児童対策地域協議会の設置や様々な子育て支援事業により、指標はほぼ着実に目標達成に向けて進んでいると判断できる。児童虐待等の背景にある課題は、複雑化、多様化していくことが予想されるため、実態や区民ニーズの把握を行い、的確な施策の実施と、その着実な検証が可能な指標による検証を期待したい。
ウ	A	施策の実現の取り組みが「児童虐待防止」と「教育力の向上」となっているが、重要性が違うため、個々の成果を並列で比較することはできないと感じた。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	児童虐待や家庭教育活動支援は対象に限られることから、一般区民にその実情や具体的なニーズが理解されにくい性格を有している。そのことも意識しながら、公開できる定量情報を含めて、分かりやすく区民に説明することが一層求められる。
イ	A	家庭教育学級事業への参加者の満足度は高く、事業への期待も高いなど、活動自体の成果は上がっていると言える。今後は、区民の多様化するニーズに対応しつつも、行政が行うべき活動を明確にししながら、事業展開を図ることを期待したい。
ウ	A	児童虐待は社会問題となっていることもあり、子供の命がかかっているため慎重な取り組みが必要である。現在、一時的対応を行っている区が、強制力をもつ児童相談所の設置に向けて積極的に取り組んでいることは評価できる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	A	都の児童相談所やNPOとの関係についても、適切に役割分担・連携しながら取り組んでいる様子がうかがえる。
イ	A	児童虐待等対策として、要保護児童対策地域協議会が対策の要となっており、関係機関が連携協力する体制が整備されていることは把握できた。また、事案の内容に応じて官民が連携しながら支援活動を行っている実態も確認できた。関係者が役割分担しながら活動する体制が整備されているという点では概ね適切であると判断できる。しかし、その体制が実効性ある形で活動し、事案の解決や予防につながるものが重要であるので、短期、長期的な視点での施策の評価ができる指標の設定が必要である。
ウ	B	区民との協働では、虐待に至る前の予防策として、江東きッズクラブや地域からの通告、KOTOハッピー子育てトレーニング事業などの取り組みは評価できる。児童相談所の開設は、東京都が広域行政としての役割があるとの見解ももっともであり、東京都と適切な役割分担は難しいと感じた。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	児童虐待は罪のない子どもに被害を与える行為であり、あらゆる策を講じてそれを防いでいく必要がある。また、家庭の教育環境はその後の学習成果、進学、生涯に大きな影響を及ぼすことが知られている。子ども未来部を有する区として、実効性ある取り組みをさらに一層展開していただきたい。
イ	A	江東区では、上記のような様々な施策を行っており、概ね成果を上げていると判断できる。しかし、その実態や施策について区民の理解は十分とは言えず、今後はさらなる区民への情報提供が必要である。また、事業の実施側である行政やNPO等の民間組織の連携協働体制は整備されていると判断できるが、受け手側からの一元化はまだ不透明な部分があるので、ワンストップ形式による窓口の一元化などの整備も期待したい。
ウ	A	児童虐待の事後処理でなく、事前の予防策や地域における教育力の向上、地域関係機関との連携促進などを総合的に評価できる。
その他		
児童相談所の開設に当たっては、東京都との適切な役割分担はもとより、区民の意見を取り入れた地域支援を目指す必要がある。区としては人材の育成や施設建設等の多額なコストがかかることから、区民の合意のもとでの施策の展開を望む。		

《参考》 外部評価モニターの評価  
 ※評価にかかる意見は85頁参照

S	A	B	C	無回答	計
2人	10人	2人	0人	0人	14人

<b>施策 12 健全で安全な社会環境づくり</b>	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(放課後支援課)
	関係部長(課)	地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

<b>1 施策が目指す江東区の姿</b>
地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、こどもたちがのびのびと成長しています。

<b>2 施策を実現するための取り組み</b>	
①こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	放課後子ども教室と学童クラブ機能を連携・一体化した江東きつずクラブをはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべてのこどもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域とこどもたちの交流を促進します。
②こどもの安全を確保する地域環境の創出	こども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。

**3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>江東区の人口は、急激に増加し続けており、それに伴い年少人口も増えている。</li> <li>女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加している。</li> <li>平成21年度に「江東区版・放課後子どもプラン」を策定し、江東きつずクラブ(放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業)の全小学校展開を計画した。また、平成26年度には国が「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童の更なる居場所づくりを推進していくこととなった。</li> <li>平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」が成立し、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととなった。</li> <li>東京2020オリンピック・パラリンピック開催を控え、誰もが安全安心を実感できる社会の実現を目指して、東京都は平成27年1月に「安全安心TOKYO戦略」を策定した。</li> <li>区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなった。</li> <li>放課後、児童の育成の場として、より長い時間育成することへの要望が多くなった。</li> <li>臨海部を中心に中・大型マンションの建設が相次ぎ、新しい住民が増加しているが、オートロックなどの構造上の問題もあり、こども110番の家の協力者の数は伸び悩んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。</li> <li>こども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、こども・若者が抱える問題はさらに複雑化する可能性がある。</li> <li>マンションの建設はさらに続くと思われるが、こども110番の家の協力者の数が飛躍的に増えることは考えづらい。</li> <li>今後一層、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。特に「江東きつずクラブ」B登録(学童クラブ機能)の未設置校、また定員超過のためB登録に入会できない保護者からの要望が増すと思われる。</li> <li>新住民の地域活動への不参加により、こどもを見守るネットワークが形成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加の促進が求められる。</li> <li>下校時や放課後等において、こどもの安全の確保を求める声がより大きくなると予想される。</li> </ul>

**3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業**

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
47	放課後子どもプランを実施している小学校数	校	26	33	39	45			46 (30年度)	放課後支援課
48	行政・地域の活動がこどもにとって地域環境の安全に役立っていると思う区民の割合	%	53.8	56.7	59.6				60	青少年課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

## 5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	4,096,584千円	3,740,855千円	4,166,112千円	0千円
事業費	2,596,791千円	2,385,155千円	2,802,193千円	
人件費	1,499,793千円	1,355,700千円	1,363,919千円	

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標47】「放課後子どもプランを実施している小学校数」については、平成29年度までに江東きつずクラブを区内45校の全ての小学校で実施している。（平成30年度開校予定の有明西学園での実施により、平成30年度に目標である46校を達成予定）

【指標48】「こども110番の家」事業や学校安全対策事業の取り組みが、こどもの安全対策について一定の効果を上げていると思われる。

### (2) 施策における現状と課題

◆「江東きつずクラブ」は、平成29年度に区内45校の全ての小学校での実施となり、平成21年度に策定した「江東区版・放課後子どもプラン」における計画完了年次を前倒しして整備を行った。今後は、社会状況や区民ニーズに対応した事業のあり方について検討も必要となる。一方「学童クラブ」は19か所で実施しており、放課後等、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供している。◆学校内で実施し、学童クラブ機能も有する「江東きつずクラブ」は、安全で安心を求める保護者からのニーズが高い。◆「学童クラブ」については、地域状況の変化や、近隣に「江東きつずクラブ」が開設したことにより、登録児童数が減少しているクラブがみられ、その対応が今後の課題となっている。◆「江東きつずクラブ」について、小学校の収容対策が難しい小学校があるため、今後部屋の確保が難しい小学校については対応を検討する必要がある。◆「江東きつずクラブ」及び「放課後子ども教室」では、国・私立小学校等の在籍児童の受け皿である学童クラブの休・廃室の影響により、当該小学校以外の児童の受け入れが課題だったが、平成28年度から江東区立小学校以外に在籍し、住所地が実施校の学区内にある児童を利用対象者として加え、受け入れ拡大を行った。◆区内の児童館、児童会館では、乳幼児から中学生までを対象とした様々な事業を展開し、児童健全育成の場としての大きな役割を担っている。平成25年2月に定めた「児童館に関する運営方針」に基づき、小学校高学年、乳幼児及び保護者、中高生を対象とした事業の一層の充実及び異世代交流の支援などに取り組んでいる◆児童館利用の小学生は「江東きつずクラブ」の展開により減少しているが、乳幼児、保護者及び中学生の利用者は増加している。◆「放課後子ども教室」「学童クラブ」「児童館」等、江東きつずクラブの展開に併せて、既存事業の見直しを行い、健全で安全な社会環境づくりを包括的に推進する必要がある。◆こども110番の家事業は、集合住宅が増加する中、建物の構造や管理上、協力者が得にくい状況になっている。それにより地域差が見られるが、できるだけ協力者を増やし区内全域に浸透させていくことが課題である。さらに、こどもたちにこの制度の理解を徹底させることと実際に危険な場面に遭遇した際のとるべき行動を体得させることも課題である。◆児童の登下校時には、児童通学案内等業務従事者の配置や学校及びPTAの協力により、安全対策の強化をすすめている。

### (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆こどもを取り巻く社会環境や住民ニーズの変化に的確に対応するために、平成21年度に策定した「江東区版・放課後子どもプラン」の改定に取り組んでいく。その際は、本プランを放課後におけるこども支援に関するランドデザインと位置づけ、「児童館に関する運営方針」等の事業計画や、他のこども等関連施設との関わり方などについて、有機的連携を図ることを検討する。◆「江東きつずクラブ」について、B登録の未設置校、定員超過クラブなど専用スペースが確保できるまでの間は、近隣学童クラブ等の既存施設を有効活用していく。◆「学童クラブ」については登録児童数の減少しているクラブについては、費用対効果や、区民ニーズを勘案し、一定の基準を定め、休室や廃室を行う。◆児童館、児童会館については、平成24年度に定めた「児童館に関する運営方針」の改定に取り組んでいく。その際は、効率的な運営手法の検討はもとより、利用者の年齢構成の変化を見越し、効果的な事業展開や、地域バランスを踏まえた配置等について具体的に検討する。◆「江東区版・放課後子どもプラン」や「児童館に関する運営方針」の改定に際しては、他の子育て等関連施設との連携等についても、併せて検討する。◆利用者が増加している乳幼児、保護者及び中学生を対象とした事業の充実を検討する。◆臨海部においては、乳幼児から中学生を対象とした事業のニーズを把握した上で、児童館の設置を検討する。◆こども110番の家の協力者が少ない地区においては、引き続ききめ細かいPRを地域の関係者の協力を得ながら進めるとともに、企業・団体等にも協力の呼びかけを続けていく。また、移動型のこども110番の家についても検討していく。こどもたちへの啓発については、学校、PTA、青少年委員等と連携しながらより実効性が高まるような取り組みを検討する。◆児童の登下校時等に配置している児童通学案内等業務従事者については、児童の交通安全確保のため学校・地域からの配置要望が強く、今後も各学校の通学路の状況に応じた適正な配置に努め、児童の交通安全確保を図っていく。

<b>施策 12 健全で安全な社会環境づくり</b>	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(放課後支援課)
	関係部長(課)	地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

- ・平成29年度に全小学校で江東きッズクラブを実施するとともに、区民ニーズ等を考慮したきッズクラブの運営方法について改めて検討する。【教育委員会事務局】
- ・江東きッズクラブ及び学校支援地域本部事業の展開を踏まえ、児童館や学童クラブのあり方及び既存事業の目的・効果や役割分担を精査し、整理・見直しを検討する。【教育委員会事務局】
- ・こどもの安全を確保する地域環境づくりに関し、地区別の特性を踏まえた上で、関係機関・団体や地域との協働による効果的な施策展開のあり方について検討する。【地域振興部・教育委員会事務局】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

- ・江東きッズクラブの全小学校での展開を着実に実施するとともに、機能が重複する学童クラブについては、区民ニーズ等を十分に考慮し、整理・統合について検討する。【教育委員会事務局】
- ・江東きッズクラブ及び学校支援地域本部事業の展開を踏まえ、既存事業の目的・効果や役割分担を精査し、整理・見直しを検討する。【教育委員会事務局】
- ・こどもの安全を確保する地域環境づくりに関し、地区別の特性を踏まえた上で、関係機関・団体や地域との協働による効果的な施策展開のあり方について検討する。【地域振興部・教育委員会事務局】

これまでの取り組み状況	
① 江東きッズクラブの全小学校での実施	
取り組み	江東区版・放課後子どもプランにおける計画を前倒しし、平成29年度までに江東きッズクラブを区内45校の全ての小学校で実施している。
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】
② 区民ニーズ等を考慮したきッズクラブの運営方法の検討	
取り組み	平成28年度より、江東区立小学校以外に在籍し、住所地が実施校の学区域内にある他校児童も受入れ対象とした。また、土曜江東きッズクラブの運営体制の見直しを行い、平成29年度より土曜日についてはA登録、B登録児童の合同育成とするとともに、実施する児童館について希望する児童館一か所を選択できるようにした。
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】
③ 児童館のあり方	
取り組み	平成28年6月～8月に子育て支援課と「児童館と子ども家庭支援センターのあり方」を検討し、児童館の機能・役割を再確認し、児童館と子ども家庭支援センターとの機能、役割を検討した。 平成28年9月～平成29年2月まで計10回にわたり、児童館の短期的、長期的な施策を検証し、乳幼児子育て支援に積極的に取り組む児童館、中高生の居場所づくりを積極的に取り組む児童館を選出し、その内容を検討した。
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】
④ 学童クラブのあり方	
取り組み	江東きッズクラブの実施に伴い、休室となっていた豊洲学童クラブ、北砂七丁目学童クラブ、大島六丁目学童クラブ、大島七丁目学童クラブを廃室し、小名木川学童クラブ、大島四丁目学童クラブを休室とした。一方、きッズクラブB登録で利用可能数を超えた地域における学童クラブについては、その運営方法などを検討していく。
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】
⑤ 既存事業の目的・効果や役割分担の精査及び整理・見直し	
取り組み	児童館内の学童クラブがきッズクラブの展開に伴って休・廃止している状況や他の子育て支援施設とのひろば事業が重複している状況等を踏まえ、児童館の活用方法を全庁的に検討していく。その際は、③で検討した児童館の役割を踏まえながら、調整を図っていく。 学校開放事業やウィークエンドスクール事業及び合宿通学事業において、各事業の果たす役割と学校教育支援活動を推進する目的である学校支援地域本部事業との役割について整理を行った。
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】
⑥ こどもの安全を確保する地域環境の創出(関係機関・団体や地域との協働)	
取り組み	児童の交通安全の確保のため、学校の通学路の危険箇所において、江東区シルバー人材センターに委託を行い、児童通学案内等業務従事者を配置している。配置場所については、学校や保護者、地域などの意見を聞き、各学校につき2箇所を原則として配置している。
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】
⑦ こどもの安全を確保する地域環境の創出(関係機関・団体や地域との協働)	
取り組み	こども110番の家事業への企業等の協力については、平成28年度に宅配事業者16店舗が新規登録した。また、移動型のこども110番の家については、清掃事務所及び宅配事業者と、ごみ収集車や宅配便配送車の活用についての意見交換を行ったが、清掃作業の遅延や配送車の損傷による保険適用等の課題があり、活用にはいたっていない。引き続き、企業等への協力を呼び掛けるとともに、移動型のこども110番の家について検討していく。
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】

## 《外部評価委員会による評価》

① 施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	S	江東きッズクラブは平成21年度策定の「江東区版・放課後子どもプラン」のコアとなる施策であり、平成29年度に、区内全ての小学校での実施を前倒しで実現できたことは、十分に評価されて良い。
イ	A	施策実現に関する指標はほぼ目標値に達しており、成果を上げていると判断できる。ただ、数的な目標を達成するだけでなく、特に放課後子どもプランについては、その活動内容の質的な部分でもさらなる充実を期待したい。今後はその点を考慮した指標の設定等も含めた検討が必要である。
ウ	A	この施策の目標は「健全で安全な社会環境づくり」となっている。その目標の取り組みの一つが「江東きッズクラブ」の充実であるようだが、制度内容がわかりづらいと感じた。
② 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	放課後支援課を中心に、真摯に取り組んでいる様子は理解でき、評価したいが、受益者である区民のニーズにどの程度応えられているのか、またニーズを把握し、改善につなげる仕組みがどう構築されているのかなどについては、説明からだけでは十分に理解できなかった。一層の工夫を期待したい。
イ	B	共働き世帯の増加などによる江東きッズクラブB登録者数の拡大や、社会状況、住民意識の変化などによる子ども110番の家事業の協力者数の伸び悩みなど、まだ十分に対応できていない点を確認された。今後は、区民ニーズの多様化、複雑化に対応しつつも、行政コストとの関係も考慮し、費用対効果も踏まえながら、区民が満足できる施策の展開を期待したい。
ウ	B	江東きッズクラブは保護者からのニーズが高いとのことであるが、共働き家庭などのニーズとしては学童クラブの機能があればよいのではないだろうか。外部評価モニターにとっても、実際利用している区民以外にはわかりづらい内容である。
③ 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	B	必要性は十分に理解できる一方で、約40億円にのぼる予算が投入されており、区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担を含めて、現在の枠組みが適切なのか、受益者以外の一般区民にも分かりやすく説明する必要がある。その点で、今回のヒアリングは不十分であった。
イ	A	民間企業への委託等を積極的に取り入れながら、区民ニーズに対応した放課後子どもプランの実施や子ども110番の家事業を展開している点は評価できる。今後は、参入している民間事業者等の活動の質的な管理の徹底と共に、その成果の公表などにより区民の理解を得ながら、官民連携による行政サービスの質的な向上を図っていくことを期待したい。
ウ	B	江東きッズクラブの放課後子ども教室機能は学童クラブ機能よりも緊急性が低いと感じた。ただし、地域の人材を活用したり商店街での就労体験など、区民との協働などは評価できる。
④ 施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	上記3点にまとめた通りだが、従来の学童保育との関係が分かりにくく、江東きッズクラブと小学校の関係など、誤解を招きかねない説明もあった。受益者が限られる一方で、多額の予算を投入する以上、一般区民に分かりやすく丁寧に説明できるよう、十分に心がけていただきたい。
イ	A	この領域は区民ニーズの更なる拡大と複雑、多様化が予想される。数的な部分では指標はほぼ達成されているが、今後は質的な部分での拡充整備が期待される。その際は、行政コストも踏まえ、行政、民間等がやるべき事をそれぞれ明確にした上で、連携、協働、委託等を行うと共に、これらの活動の質的な管理を行い、その結果を区民にわかりやすく説明する必要がある。また、区民は子育て世代だけではないため、「地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え」という、区が目指す姿への区民合意を作り上げ、どこまでの税金で負担するのかも含めた区民理解を作り上げることも必要である。
ウ	A	施策を実現するための取り組みの内容(放課後子ども教室・学童クラブ・子ども110番の家・児童館・児童会館など)に重要性和コスト情報を併せて示すことでの総合評価が求められる。
その他		
重要性の高い江東きッズクラブの学童クラブ機能(B登録)については、わかりやすい説明があるとよいと感じた。		

《参考》 外部評価モニターの評価  
※評価にかかる意見は86頁参照

S	A	B	C	無回答	計
0人	3人	10人	0人	0人	13人



施策 16	安心できる消費者生活の実現	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①消費者情報の提供の充実	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
②消費者保護体制の充実	高度化・複雑化した消費生活に関する被害から消費者を守ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年8月 特定商取引法改正(訪問購入の追加)</li> <li>平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布</li> <li>平成24年8月 消費者基本法改正</li> <li>平成24年8月 消費者安全法改正(消費者安全調査委員会の設置)</li> <li>平成24年10月 金融商品取引法改正</li> <li>平成25年6月 食品表示法公布</li> <li>平成25年12月 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律公布</li> <li>消費者保護関連の法整備が進むなか、消費者教育の区民ニーズも高まっている。</li> <li>平成28年4月 改正消費者安全法施行(消費者センターの設置・役割等について法定化)</li> <li>平成28年4月 江東区消費者センター条例を全部改正(消費者安全法改正に基づき規定)</li> <li>平成29年5月 改正個人情報保護法施行(対象企業拡大、罰則規定)</li> <li>平成29年6月 改正消費者契約法施行(契約取消・契約条項の無効を規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪質商法の手口は年々巧妙かつ複雑化していくので、関連法の整備や厳正な執行による対応が追い付いていない。</li> <li>通信網の発達や情報通信機器の利便性向上及び小型化等により端末機器等の普及が拡大することに伴い、金融経済知識や社会的経験に乏しい学生や未成年等の若者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化し、消費者被害が増加していく。</li> <li>高齢者の増加に伴い、高齢者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化して消費者被害が増加していく。</li> <li>食については放射能の問題だけではなく、食品表示について消費者の関心が高まることに伴い、不安心理や不信感が継続する。</li> <li>化粧品による消費者被害は、外見ばかりではなく心理面への影響も大きく、不安が増加して行く。</li> <li>インターネットによる購入や取引の増加に伴い、国内だけでなく海外の悪質事業者による被害が増加して行く。</li> <li>上記の状況が予想されることから、消費者教育への区民ニーズがますます高まっていく。</li> </ul>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
---------------------------------------

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
58 消費者相談窓口を知っている区民の割合	%	34.1	35.4	33.5				50	経済課
59 消費生活相談件数	件	2,529 (25年度)	2,975	2,926				—	経済課
60 消費生活相談の解決・助言の割合	%	70.26 (25年度)	66.18	62.30				72	経済課
61 消費者被害の予防を目的としたセミナー・講座への参加者数	人	610 (25年度)	332	236				650	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの  
【参考】26年度の指標値 指標59:2,701、指標60:69.9、指標61:557

## 5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	73,752千円	64,620千円	68,403千円	0千円
事業費	33,583千円	28,285千円	29,724千円	
人件費	40,169千円	36,335千円	38,679千円	

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標58】認知度は微減である。消費者展の開催や区民まつりへの出展、消費者センターだよりの発行などでPRを実施している。新たな広報活動やPRイベントとともに、未来の消費者である子ども達や若者を対象に消費者教育の取り組みを推進することも必要である。

【指標59】人口増加や相談内容の多様化等により、消費生活相談件数は、前年比は微減だが近年増加傾向にある。

【指標60】解決・助言の割合は微減である。相談内容の複雑化や多様化等により的確に対応するため、弁護士とのアドバイザー契約や消費者相談員の研修参加を継続していく。

【指標61】区主催の当該セミナー等の開催は、区内の団体等から依頼を受け実施しているが、その依頼件数の減少にともない、参加者数も減少している。しかし、都や関係団体も同様のセミナーを実施しており、それら関係団体等と協力・連携しながら、消費者被害の予防に取り組んでいる。

### (2) 施策における現状と課題

◆生活基盤の一つである食に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、化粧品による深刻な健康被害を伴う事件、一向に減る気配の無い個人の財産を狙った悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等にも取り上げられる中、消費者の関心が高まっている。◆その一方で、消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くの区民に認知されていないという現状は否めない。また、若者や高齢者など特定の世代を対象とした消費者被害に遭遇してしまった際に、消費者相談窓口を認知しているにも関わらず、自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念し自己責任で対処した結果、更なる被害拡大に繋がるケースや、自責の念による諦めが悪質事業者の放置に繋がるケースが少なくない。

### (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民に対する消費者情報の迅速で的確な提供の実現を図るために、ホームページを活用し、相談案件が多い事例の紹介や被害の未然防止に向けた対処法の紹介を行っていく。また、国や都道府県が発信している消費者事故等の情報も区民に向けて発信していく。◆相談事例や相談方法等を明確で分かりやすく紹介した「消費者センターだよりの」を江東区報別冊として全戸配布し、消費者行政の浸透を図り、さらにタイムリーな話題を発信して行くために区報への定期的なコラム等の掲載を行っていく。◆消費者センターの周知と相談窓口の利用促進のため、ホームページや広報紙での周知と併せて、出前講座事業のPRを行い、若年層や高齢層などの世代別に特化したタイムリーな情報を教育施設や高齢者施設等で発信する。◆産地偽装や不正表示の問題でさらに増大した、食の安全・安心に対する不安を解消するための取り組みや、日用品による健康被害が発生した際の被害回復、悪質商法の横行による被害拡大防止や未然防止のための活動を強化するために、国や他行政機関との連携を密にし、迅速で正確な情報提供に努める。◆消費者教育の推進に関する法律の公布を受け設置した消費者教育推進委員会において、消費者問題の課題と対応を協議し、各世代を対象とした消費者教育や金融教育に積極的に取り組んでいく。消費者相談員が各施設等へ出向き、各世代に特化した消費者被害事例を説明し、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことや、区関係機関との連携構築を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。◆複雑化・多様化する消費者相談に対し、迅速かつ適切な解決方法を提示するために、必要な専門知識・技能の取得を向上させるとともに、他都道府県の相談員等と積極的な情報交換及び交流ができる研修に参加することにより、消費者相談員の資質向上に繋げていく。◆施設改修を機に、改めて消費者センターをPRすることにより、認知度を高め、消費者被害防止につながるイベントや講座等を東京都など関係機関と連携し、実施する。

施策 16	安心できる消費者生活の実現	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
		関係部長(課)	

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

- ・消費者相談窓口の認知度向上に引き続き取り組み、区民へ迅速かつ適切な解決策を提示できるよう努める。【地域振興部】
- ・関係機関との連携強化を図り、啓発等、消費者被害の未然防止に向けて取り組む。【地域振興部】
- ・消費者情報の提供及び消費者教育については、各事業の必要性・有効性について検討した上で、関係機関や民間企業等との連携を密にし、効果的に実施する。【地域振興部】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

- ・消費者相談窓口の認知度向上に引き続き取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、常に区民へ迅速かつ適切な解決策を提示できるよう努める。【地域振興部】
- ・消費者情報の提供及び消費者教育については、各事業の必要性・有効性について検討した上で、関係機関や民間企業等との連携を密にし、効果的に実施する。【地域振興部】

これまでの取り組み状況		
① 消費者相談窓口の認知度向上		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者展を区と区消費者団体連絡協議会の共催で実施し、パネル・見本品の展示、消費者相談を行う。28年度は、落語で学ぶ消費者被害防止の取り組みとして、「出前寄席」を初めて実施（東京都との連携事業）。</li> <li>・区民まつりでは「消費者相談・消費者クイズ」のブースを設け、PRに努めている。</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	消費者講座	
② 区民への迅速かつ適切な解決策の提示		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者相談の複雑化に伴い、法律家の見解を求めてから回答する案件も増えているため、弁護士とアドバイザー契約を結び助言を得ている。</li> <li>・消費者相談員5名の専門性向上のため、契約弁護士と年4回事例検討会を実施しているほか、国民生活センター主催の研修に年1回参加している。</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
③ 関係機関との連携強化、消費者被害の未然防止の取り組み		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民向け広報紙として「消費者センターだより」を年1回、全戸配布している。また区報に年6回、最新の消費者トラブル事例解説のコラムを掲載するほか、区ホームページで消費者トラブル最新事例を紹介している。</li> <li>・消費者相談員が学校や高齢者施設等に出張し、講義や啓発を行う「出前講座」を実施している。また、高齢者の消費者被害未然防止を目的としたイベントを、東京都、東京都生活協同組合連合会等と共催で実施予定である。</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
④ 消費者情報の提供や消費者教育について、関係機関等と連携を密にした効果的な実施		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育の充実を図るため、平成27年3月に消費者教育推進委員会を設置。弁護士、警察、消費者団体、消費者相談員、公募区民、区教育委員会等を委員とし、消費者教育の取り組みに関する意見交換等を行っている。</li> <li>・金融や保険関係団体等から講師を招き、消費者教育推進委員会の意見や講座参加者のアンケートを参考に、多様なテーマの消費者講座を実施している。</li> <li>・平成28年度から、子どもを対象とした消費者教育の重要性に着目し、新たに「親子消費者講座・見学会」を開始した。初年度は「日本銀行本店」、「花王(株)東京工場」にて現地での見学会及び講座を実施した。</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	消費者講座	生鮮食品学習事業(平成27年度末廃止)

## 《外部評価委員会による評価》

①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	B	法改正等に則り、適切に体制整備を図っているが、外部評価モニターの意見シートに見られるように、区の実績があまり区民に認知されておらず、その点に関する区民の評価も厳しい。
イ	B	施策実現に関する指標が下降傾向にあるという点では、目標達成に向けてはまだ課題があると言える。なぜ下降傾向になっているのかの要因分析をし、目標達成のための戦略を考えた施策の推進を期待したい。
ウ	B	消費者情報の発信、特に消費者相談窓口の認知度が減少している。どんなにより情報発信や窓口体制を整備しても、認知度は減少しており、区民に区の実績を知ってもらうことに力を入れていくべきである。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	B	外部評価モニターの意見シートの内容だけで評価することは避けなければならないが、国の動きや要請を受ける形で体制整備を進める中、区民がいかなるニーズを抱えているかの把握がやや不十分のように感じる。
イ	A	広報活動の実態を考慮し、今後の方向性として、地域という視点を取り入れた新しい広報活動の方向性を明確に持っているなど、区民ニーズや社会状況に対応した取り組みをしようとしている点では評価できる。年代や地域によるニーズの違いなどを踏まえた今後の事業展開を期待したい。
ウ	A	高齢者を狙った悪質商法、化粧品による消費者被害、インターネット上の購入被害など巧妙化・悪質化している社会状況の中で、このような社会状況に対して区が相談窓口の充実や広報活動、出前講座の実施などに努めている現状は評価できる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	A	区民との協働はこれからの課題と思われるが、国・都・民間団体等との適切な役割分担について心を砕いている様子がうかがえる。
イ	A	事業の的確性や質を高めるため、専門機関と連携し、事業展開が図られている点は評価できる。しかし、要である相談体制の充実という点では、もっと民間のノウハウを活用するなどの工夫が必要である。また、広報活動も同様に、民間施設や団体との連携をより密にし、アウトリーチ(※1)的な取り組みの一層の拡充が必要である。同時に、区がやるべき事と民間やNPOなどに委託する事などの明確化、役割分担も重要である。
ウ	A	区と消費者団体連絡協議会の共催事業、東京都との共催による落語で学ぶ出前寄席、区の消費者相談員が国や都の研修を受講、弁護士とのアドバイザー契約などに取り組んでおり、国・都や行政機関等との役割分担は適切であると感じた。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	主管部課は本施策の推進に真摯に取り組んでおり、全体として見れば良好と評価したいが、本施策に関して区が果たす役割、国・都・民間団体等との役割分担、区民ニーズの把握と施策への反映などについて、簡潔かつ明瞭な説明が不十分であり、それらの点について一層の努力と工夫を期待したい。
イ	B	様々な取り組みを行いながらも、指標の数値が下降傾向にあるという点では、やや不十分な点がある。今後、課題が複雑化・多様化することを考えると、より施策の質を高めていくことが求められ、専門性のある民間機関との連携協力が不可欠となる。区の役割の明確化、活動の質を管理する仕組みの整備、より質の高い専門性のある事業展開を行い、区民にその活動内容や成果をわかりやすく伝えることが重要である。また区の役割として、人材育成も重要であるので、学校教育における消費者教育などに注力することも重要である。
ウ	B	施策の取り組みや都や民間団体との役割分担は適切に展開をしていると感じるが、相談業務がこの施策の柱であるのに、消費者センターの認知度が低い為、センターの開設時間の延長や電話相談の充実などが望まれる。外部評価モニターの評価が低いことは重く受け止める必要がある。
その他		
初期相談はいつでも相談できる体制が望ましいので、消費者相談員の人員確保が難しい場合は民間委託の電話相談なども検討するべきである。		

(※1)アウトリーチ:援助を必要としているが自分から申し出ない人々に対し、公的機関等が積極的に支援を働きかける事。

《参考》 外部評価モニターの評価  
※評価にかかる意見は87頁参照

S	A	B	C	無回答	計
1人	1人	7人	3人	0人	12人

<b>施策 19 男女共同参画社会の実現</b>	主管部長(課)	総務部長(男女共同参画推進センター)
	関係部長(課)	

### 1 施策が目指す江東区の姿

性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。

### 2 施策を実現するための取り組み

①男女平等意識の向上	広く地域社会、区民に向けて、幼少期からの性別による固定的役割分担意識を見直す啓発活動を進めます。
②性別によらないあらゆる活動への参加拡大	区民が性別に関わらず社会で活躍するとともに、家庭、個人の生活を充実していけるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。
③仕事と生活の調和の推進	仕事と生活のあり方を考え直すワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業に対し積極的な取り組みの働きかけと個人の意識啓発などを行います。
④異性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を行います。また、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、ストーカーなど、異性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。

### 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>&lt;法改正・規制緩和&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年6月 「『女性の活躍による経済活性化行動計画』～働く『なでしこ』大作戦～」策定</li> <li>・平成25年4月 江東区配偶者暴力相談支援センターの機能整備</li> <li>・平成26年4月 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行</li> <li>・平成26年10月 男女雇用機会均等法にかかる最高裁判決:妊娠中の軽易業務への転換を「契機として」降格処分を行った場合は原則違法の判決が出た。</li> <li>・平成27年4月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行</li> <li>・平成27年12月 国が「第4次男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・平成28年3月 「男女共同参画KOTOプラン(第6次江東区男女共同参画行動計画)」策定</li> <li>・平成28年4月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)全面施行</li> <li>・平成29年1月 改正「育児・介護休業法」施行</li> </ul> <p>&lt;「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」(平成26年度)より&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の地位の平等感について前回調査(平成21年)と比較すると、学校教育を除く多くの面で「男性が優遇されている」との意識が高まり、全体では約7割の方が「男性優遇」と考えている。そのうち、女性が「男性優遇」と感じている割合は75.2%と、男性自身が「男性優遇」と感じている割合の67.2%よりも高くなっている。</li> <li>・例えば「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的な性別役割分担意識について、否定的な意見は女性55.1%、男性47.4%で、男女間の意識に差があるが、全体として否定的意見が増加している。</li> <li>・さらに、仕事と仕事以外の生活の時間的バランスについて、希望は「すべてのバランスをとりたい」方が約4割だが、現実には「仕事優先」が約3割となっている。</li> </ul> <p>&lt;社会状況等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的少数者(LGBT)の人権が社会的な関心事となってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化の進行に伴う労働力不足から、女性や高齢者の労働力需要が増す。</li> <li>・子育て・介護を支える家庭の力の衰退が進むことで、児童・高齢者虐待の増加が懸念され、虐待防止施策の充実に求められる。</li> <li>・就業・社会生活力の低下で中堅就労者の退職事例が増え、企業の力も低下する。</li> <li>・女性活躍推進法により「事業主行動計画」の策定・公表が義務づけられたことで、事業主は女性社員の活躍推進に積極的に取り組むこととされた。企業はその存続と発展のために、他社と比較した「働きやすさ」をPRして女性を含めた労働力・人材の確保を図る必要がある。</li> <li>・就労女性の増加で保育需要も増え、家族が協力して子育て・介護に取り組むことが必要となるため、ワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっていく。事業者が過度な長時間労働の見直しを含め、柔軟で多様な勤務形態を導入できるような環境整備が必要である。</li> <li>・区民・事業者がワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、環境整備やサポート体制の構築が求められる。家庭や地域活動に、男性も積極的に参画できる環境を整備することが必要である。</li> <li>・子育て世代を対象に、潜在的な固定的性別役割分担意識への気付きと見直しを通じて、意識改革を促す機会を積極的に提供していくことが求められる。</li> <li>・女性に対する暴力防止に関して、一定の法整備や都・区における暴力防止対策施策により相談支援体制の強化が図られてきた。しかし、未だに多数存在すると想定される潜在的被害者の掘り起こしも含め、一層の被害者支援が求められる。</li> <li>・男性に対する暴力事例が顕在化しており、相談等の支援体制の整備が求められる。</li> <li>・法務省の定める人権課題、東京都人権施策推進指針(平成27年度改定)で謳われる性的少数者の人権課題について、区としての具体的な取組が求められる。</li> </ul>

### 3-2 国・都などの方針・基準に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
70 男女が平等だと思ふ区民の割合	%	13.6	15.7	16.1				40	男女共同 参画推進 センター
71 区の審議会等への女性の参画率	%	33.6 (25年度)	34.6	34.5				40	男女共同 参画推進 センター
72 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合	%	27.4	28.3	29.0				38	男女共同 参画推進 センター
73 DV相談件数	件	4,234 (25年度)	5,299	5,732				—	男女共同 参画推進 センター
74 DV相談窓口を知っている区民の割合	%	41.2	42.5	43.5				70	男女共同 参画推進 センター

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの  
【参考】26年度の指標値 指標71：33.3 指標73：3.667

### 5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	728,141千円	703,770千円	222,675千円	
事業費	656,316千円	638,783千円	147,280千円	
人件費	71,825千円	64,987千円	75,395千円	

### 6 一次評価《 主管部長による評価 》

#### (1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標70】男女が平等だと思ふ区民の割合は、国・都の施策や社会全体の動向も影響する指標であるが、微増傾向ながら依然として低い状態にある。区として施策の一層の充実（区民・事業者への意識啓発など）を図っていく必要がある。また、区（行政）が率先して男女平等・共同参画のモデル事業所として行動することで、区民・事業者へ働きかけていくことも重要である。

【指標71】区の審議会等への女性参画率は昨年度と比べほぼ横ばいで、目標値未達成であるが、女性の人数は増えている。毎年の各課調査や行政会議を通じて所管部署への働きかけを行っている。委員就任の条件に関係機関・団体の職務指定（あて職）や専門職が求められている場合は、これらの職の女性人材が少ないという事実がある。会長職に限定しないなどの、委員就任条件の緩和働きかけの他、それらの職への女性の参入を進めていくことも必要である。

【指標72】仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合は、未だ3割に満たない状況にあるが少しずつ上昇している。ワーク・ライフ・バランス実現のためには、区内企業（事業所）への直接的な働きかけが必要である。

【指標73】DV相談件数は、最終的には0件になることが理想ではある。しかし現状では、相談先を知らないまま悩みを抱え込んでいる方々も潜在的に多いと思われる。そのような方々の掘り起こし（相談窓口の周知）も必要なため、相談件数の増には肯定的側面もあり、現在は過渡期であると認識している。

【指標74】現状は4割の認知度に留まる。加害者の追跡を防ぐため、相談場所は公表していない。啓発カードや広報紙などでホットライン（電話相談）の周知に努めているが、インターネットで調べて相談電話をかけてくる方が多く、被害当事者や関心のある方でないと、普段の広報は気にしていただけないのかと思われる。DVを他人事とせず、「地域で暴力を根絶していく」との意識が更に高まるよう、周知の仕方に工夫が必要である。

#### (2) 施策における現状と課題

◆男女共同参画意識を広く浸透させるため、広報紙「パルカート」（「こうとうの女性」改題）を発行し全戸配布を行っているが、その認知度は5%弱である（26年度「意識実態調査」）。◆男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動の担い手を育成するため、基礎知識と実践方法を体系的に学ぶパルカレッジを開講しているが、修了生が必ずしも実際の地域活動に結びついていないとは言えず、実践への橋渡しをサポートしていくことが必要である。◆DVを主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を実施し、この窓口を中心に、保護第一課・保護第二課の婦人相談部門との連携により、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により、相談内容は多岐に亘り増加しており、現状では子育て支援課や保健相談所など関係各課や警察署等との緊密な連携により対応してきている。性暴力被害者支援、男性相談についても、将来的に支援体制の整備を検討する必要がある。◆ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙で積極的に取り組んでいる企業を紹介するなど広く啓発を図っているが、実際に取り組んでいる企業は少ない。企業内部の理解・意識改革の他、「保育園等、社会環境の整備」も求められている（26年度「意識実態調査」）◆「性的少数者」の人権課題については、第6次男女共同参画行動計画において課題の1つとして取り上げており、区民対象の学習講座などで更なる意識啓発を進めていく。◆男性のDV被害等の相談窓口がないため、今後検討が必要である。

#### (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆広報紙について、センター利用者やパルカレッジ修了生等の意見聴取など、区民の視点に立った紙面づくりなど内容の充実を図る。◆パルカレッジ修了生が男女共同参画フォーラムの運営及び企画団体として参画できるよう、フォローアップを行うとともに、既存NPOの活動や行政分野での人材ニーズにつなげていく仕組みづくりを進める。◆配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させるため、専門相談員のスキルアップや各関係所管・警察署等との連携強化を図っていく。◆ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、区内事業所への直接的な働きかけの実施や支援施策について、幅広く検討する。◆第6次男女共同参画行動計画（平成28～32年度）とDV防止法及び女性活躍推進法に基づく基本計画に基づき、関係各課と連携して効果的な施策展開を推進する。◆相談業務を委託し、夜間や昼休みにも対応できるよう相談者が利用しやすい事業にしていく。将来的には男性相談やLGBT相談などへの対応も検討していく。

<b>施策 19 男女共同参画社会の実現</b>	主管部長(課)	総務部長(男女共同参画推進センター)
	関係部長(課)	

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進や男女共同参画意識の向上について、効果的な啓発方法を検討する。【総務部】
- ・講座事業については、他部署や外部機関との連携を図り、効率的・効果的に実施する。【総務部】
- ・子どもに対する人権教育については教育委員会等関係部署と連携し、その充実について引き続き検討する。【総務部】
- ・DVへの対応は、警察等関係機関と緊密な連携を図るとともに、その相談支援体制について幅広く検討する。また、DV相談窓口の認知度向上に引き続き努める。【総務部】
- ・多様化し、対応が求められている人権課題について、適切な支援等を実施する。【総務部】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進や男女共同参画意識の向上について、効果的な啓発方法を検討する。【総務部】
- ・講座事業については、他部署や外部機関との連携を図り、効率的・効果的に実施する。【総務部】
- ・子どもに対する人権教育については教育委員会等関係部署と連携し、その充実について引き続き検討する。【総務部】
- ・DVへの対応は、警察等関係機関と緊密な連携を図るとともに、その相談支援体制について幅広く検討する。【総務部】



これまでの取り組み状況		
① ワーク・ライフ・バランスの推進		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に向け、ワーク・ライフ・バランス啓発紙を作成し、区内中小企業等に発送し、周知をした。(2,285社(中小企業)140団体 経済課、産業会館に配架)</li> <li>・区民に向け、男女共同参画推進のための広報紙「パルカート」に、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる区内企業の紹介等の記事を掲載し、周知をした。</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
② 講座事業の外部連携		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の内部部署とは防災課と連携し「こうとう防災、学びの場」を行い、地域や仕事などで「リーダーシップ」を求められる女性に対して、自分自身の理解や、メンバーとのコミュニケーションを学ぶことで男性メインの災害現場を見直し、男女共同参画社会の実現を図っている。</li> <li>・外部では女性の活躍推進の観点から「再就職とライフプラン講座」を行い、起業を含めた再就職について、さらに具体的な相談をしたい方には「TOKYO創業ステーション」に繋ぐこととしている。また、女性のための法律講座では女性の自立に向けた支援を行い、シングルマザーになった場合の生活や仕事などの悩みを相談できるように東京都ひとり親家庭支援センターと外部連携を行っている。</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
③ こどもの人権教育の出前講座の実施		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親の固定的な性別役割分担意識の改革を目的とした出前講座を実施した。(講座名「男の子も！女の子も！こどもの可能性を伸ばそう」参加者：区立幼稚園PTA役員126人)</li> <li>・デートDV防止を目的とした出前講座を実施した。(深川第六中学校 受講者：76人 対象：中学校3年生)</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
④ DV支援体制の整備		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区のホームページの男女共同参画推進センターのページの中に、女性のなやみとDV相談(面接相談)、女性のなやみとDVホットライン(電話相談)の案内を掲載した。</li> <li>・広報紙「パルカート」の中で、「女性のなやみとDV相談より」という記事を掲載し、事例紹介・DVチェックリスト等で意識啓発を行った。</li> <li>・新たな取り組みとして、性被害・性的虐待を受け、現在も悩みを抱えた方を対象に、性暴力被害者支援面接相談を実施した。</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	性暴力被害者支援面接相談事業	
⑤ 多様化する人権問題への支援		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>性の多様性について考える講座を開催した。</li> <li>・講座名「レインボーカラーってなあに～多様な性、それぞれの性～」</li> <li>・実施日：平成28年9月11日 受講者：17人</li> <li>・講座名「LGBTってなんだろう？～互いの違いを受け入れあえる社会を目指して～」</li> <li>・実施日：平成29年2月10日 受講者：33人</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

## 《外部評価委員会による評価》

①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	施策自体が多岐にわたる要素を含んでいるため、メリハリをつけるのが難しいが、全般的な目配りはできていると評価できる。
イ	B	指標は概ね上昇傾向にあるものの、大きな進展が見られない点は課題と言える。その要因を分析しながら施策の実現に取り組むことを期待したい。成果を上げていくためには、区民の認知度を上げていくことが重要であると言える。今後は成果を上げるための施策を区民ニーズ等を踏まえた確実に設定して欲しい。
ウ	B	指標の指数は増加しているものの、目標値に達していないことから十分な成果があがっているとは言えない。施策の目標自体が国の施策によるものがあるとのことだが、緊急性の高いDVに関しては、指標74「DV相談窓口を知っている区民の割合」の目標値の達成を期待する。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	B	外部評価モニターの意見シートを見る限り、区の取り組みに対する認知度は低く、国の政策を踏まえて、それに従いながら展開しているという印象が強い。区民ニーズを出発点にした区独自の施策展開という点で課題が残る。
イ	A	区民アンケート等を活用し、かつ専門家によって構成された男女共同参画検討委員会等の意見も踏まえながら施策の立案をしている点は評価できる。今後は施策の成果を検証しながら、事業の重点化や内容の精選などを行うと共に、そのことを区民にわかりやすく説明しながら施策に取り組むことを期待したい。
ウ	A	男女共同参画の施策の枠組みの中でLGBT(性的少数者)、男性に対する暴力など多様化する人権問題への支援の取り組みがなされていることは評価できる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	B	国や都のレベルでも運動が展開されており、経済団体などでも傘下企業に対する意識啓発は行われていると考えられる。区が取り組む意義や狙いをより明確にし、適切な役割分担や協働の在り方をさらに追求すべきである。
イ	A	警察や専門機関、NPOなどの関係機関と積極的に連携協力しながら多様な施策を実施している点は評価できる。しかし今後は、より課題が複雑化し多様化することが予想されている。限られた財源の中で、区民ニーズや社会情勢に対応するためにも、行政がやるべき事、また行政でなければ出来ないことなどを明確にし、関係機関が役割分担しながら進めることが重要である。そしてそのことを区民にわかりやすく説明しながら、施策が着実にかつ的確に実施されることを期待したい。
ウ	B	国の法改正や規制緩和の中で江東区として、「男女共同参画KOTOプラン」を策定し、区民や国や都の役割分担に関しても適切な計画であることは認められるが、区民への周知については、外部評価モニターの意見などからもやや不十分であると感じた。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	多岐にわたる要素を含む施策であり、どのような状況になれば目的が実現できたとと言えるかも知れないテーマである。それだけに、何を目的とし、当面どのレベルを狙うのか、そのための区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担をどうするかなど、計画段階から十分に練り上げておく必要がある。
イ	B	施策自体の重要性はある。しかし現状としては、取り組み内容に関する区民の認知状況は芳しくない。必要の人に必要な情報が的確に届くような広報活動等の推進を期待したい。男女共同参画社会に関する取り組み内容は国・都・NPOなども関与しているものである。住民に最も近い基礎的な自治体である区として何を行うことが区民にとって最も必要なことなのか、また税金の有効活用になるのかという観点から施策を実施し、検証していくことを期待したい。そして、その状況を区民にわかりやすく伝え、認知度を上げていくことが必要である。
ウ	A	男女共同参画社会の実現に関しては、指標71の「区の審議会等への女性の参画率」などよりも、DVの悩みや不利益を受けている男女に対してのサポートや相談業務の充実が望まれる。そのうえで、ワーク・ライフ・バランスなどの推進に取り組むべきであると感じた。
その他		
こどもの人権教育など学校教育との連携は地道な取り組みであるが、継続事業とすることを望む。		

《参考》 外部評価モニターの評価  
 ※評価にかかる意見は88頁参照

S	A	B	C	無回答	計
2人	5人	4人	0人	0人	11人

<b>施策 20 文化の彩り豊かな地域づくり</b>	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
	関係部長(課)	地域振興部長(文化コミュニティ財団)

<b>1 施策が目指す江東区の姿</b>
区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

<b>2 施策を実現するための取り組み</b>	
①伝統文化の保存と継承	文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財保護推進協力員との協働及び伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。
②芸術文化活動への支援と啓発	芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。
③新しい地域文化の創造と参加促進	さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。

<b>3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化</b>	
<b>5年前から現在まで</b>	<b>今後5年間の予測(このままだとどうなるか)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のつながりや世代間の交流が薄れてきたことにより、区民が地域の歴史や伝統文化を知る機会が減少し、自分が住む地域の歴史・文化を知りたい欲求が高まっている。また、転入者も、自分が暮らし始めた江東区の歴史などについてもっと知りたいという方が増えている。</li> <li>・ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や芸術文化活動などに参加したいという要望が高まっている。</li> <li>・質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に出てきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本区の歴史文化資産は区民の貴重な財産であり、後世にわたり守られていかねばならない。加えて、こうした歴史文化資産の公開の場を増やすなど、観光や地域の活性化に結びつく活用が求められていく。</li> <li>・区民の誰もが身近に地域の文化や伝統に触れることができる機会の一層の充実が求められる。</li> <li>・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えてくることが予想される。</li> <li>・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、江東区を訪れる国内外からの観光客等に、江東区の歴史や文化を発信していくことが求められる。</li> </ul>

<b>3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業</b>
--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
75	文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	%	39.3	42.0	42.0				50	文化観光課
76	この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	%	53.9	54.1	55.3				65	文化観光課
77	芸術文化活動団体の施設利用件数	件	59,680 (25年度)	63,044	65,508				66,000	文化観光課
78	街かどアーティストの登録団体数	組	69	69	75				80	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの  
【参考】26年度の指標値 指標77: 62,296

<b>5 施策コストの状況</b>				
	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	1,226,006千円	1,098,635千円	712,986千円	0千円
事業費	1,185,838千円	1,062,300千円	670,381千円	
人件費	40,168千円	36,335千円	42,605千円	

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標75】本区の文化財や伝統文化の保存と活用について、区民の関心度はほぼ横ばいで推移している。今後も「文化財保護推進協力員」や民間ボランティアなどと連携し、文化財保護の普及・啓発等に努めるとともに、民族芸能・伝統工芸の継承や伝承者の育成を図るため、保存会と連携し新たな公開の場の確保に努めていく。また、歴史や伝統文化に関する情報発信拠点でもある歴史三館については、地域ニーズ等に合致した弾力的な施設運営、効果的なPR活動などにより、来館者数を伸ばしてきたが、さらなる効率性・採算性の向上を目指す。

【指標76】一般区民を対象に、こどもから高齢者まで楽しめる多様なジャンルの公演の提供を行っており、この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合は若干増加している。今後は、SNS等のインターネットツールを活用したPRを展開するなど、情報発信を強化していく。

【指標77】成果発表会など、区内アマチュア芸術活動団体の成果を発表する場の提供や、共催・協力事業などを実施し、芸術文化活動団体の施設利用件数は増加している。共催・協力事業を引き続き実施していくとともに、新たな成果発表の場など、団体の活動意欲を向上させるための施策を検討していく。

【指標78】区内各所のイベントに、認定したアーティストを派遣し、身近に芸術に親しむ機会と地域の活性化を図っている。アーティストの認定は2年ごとに行っており、平成28年度に認定を受けたアーティストの登録団体数は増加している。

### (2) 施策における現状と課題

◆昭和55年の文化財保護条例制定以来、平成28年度末現在の江東区登録文化財の件数は1,058件であり、これらのうち無形文化財である民俗芸能や伝統工芸分野では、後継（継承）者の育成が喫緊の課題となっている。そのため、まず民俗芸能・伝統工芸の技術を広く区民に披露する機会を設けることが必要である。また、文化財の保護活動は行政のみで行うには限界があり、6名の文化財専門員を中心に、文化財保護推進協力員や民間ボランティアなどと協同し取り組んでいるが、適切に文化財を継承していくためには、文化財保護に必要な人材をさらに確保・育成し、区民との協働体制をより強化していくことが必要である。◆年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多様なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えるとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。新たな地域文化の創造については、「江東のくすみ」と称される「くすみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い文化芸術を芸術提携団体に限らず、区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。◆地域文化施設及び歴史文化施設については、観光拠点である深川東京モダン館や亀戸梅屋敷、地域と連携し、対外的に認知度を高めていく取り組みを行う必要がある。

### (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆文化財を次世代に継承するために、関係する各団体と連携し、技術披露の新たな機会を創出し、多くの区民に本区の歴史や伝統文化に対する理解を深め、区民の文化財保護の意識の醸成を図る。◆地域の文化財保護活動のリーダーである「文化財保護推進協力員」を養成する講習会を充実させ、地域に根ざした文化財保護活動のより一層の推進を図る。◆歴史三館においては採算性・効率性はもとより、地域団体等との連携を強化し、地域に愛される施設運営を目指す。また、「奥の細道」サミットや「俳句」ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会の加盟自治体等との活動を通して「俳句」や「芭蕉庵」をはじめ歴史文化資産の魅力を全国に発信していく。◆区内アーティスト及び東京シティ・バレエ団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団芸術提携2団体等との連携を強化し、次世代の芸術の担い手を育てるため、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団の合同公演を実施する。区内小学校を芸術提携2団体のアーティストが出張訪問し実演するアウトリーチコンサートなどジュニア事業を拡充する。◆多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、バレエとオーケストラという他にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化「江東真夏のレクイエム」などをアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。◆平成27年度に新たにオープンした豊洲文化センターのホールを活かし、区民参加型ミュージカルの公演を実施するなど、新しい地域文化を創造していく。◆東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、地域文化施設、併設記念館及び歴史文化施設のほか、深川東京モダン館、亀戸梅屋敷及び旧中川・川の駅と連携し、日本の伝統文化を発信する事業を展開していくことにより、地域の活性化を図っていく。

施策 20	文化の彩り豊かな地域づくり	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
		関係部長(課)	地域振興部長(文化コミュニティ財団)

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

- ・文化財や伝統文化の保存・支援について、他分野の施策と連携を図りながら、一層のPR及び活用に努める。【地域振興部】
- ・本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携することで新たな地域文化の育成に努めるとともに、その積極的なPRや区民ニーズの把握に取り組み、より多くの区民の参加を促す方策を検討する。【地域振興部】
- ・個々の歴史文化関連施設について、効果的なPR活動を展開するとともに、利用実態を分析し、さらなる効率性・採算性の向上策を検討する。【地域振興部】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

- ・文化財や伝統文化の保存・支援について、他分野の施策と連携を図りながら、一層のPR及び活用に努める。【地域振興部】
- ・本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携することで新たな地域文化の育成に努めるとともに、その積極的なPRに取り組み、より多くの区民の参加を促す方策を検討する。【地域振興部】
- ・個々の歴史文化関連施設について、効果的なPR活動を展開するとともに、利用実態を分析し、さらなる効率性・採算性の向上策を検討する。【地域振興部】

これまでの取り組み状況	
① 文化財や伝統文化等の保存・支援と他施策との連携等について	
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本区が実施する2年間の養成講習会を経て委嘱を受けた「文化財保護推進協力員」や民間ボランティア団体等とともに、1,000件を超える文化財の調査・保存活動を行うとともに、民俗芸能大会・伝統工芸展等を通じ本区の伝統芸能・工芸技術を区民へ広く公開していくことで、伝統文化の周知や伝承者の育成を図っている。</li> <li>・平成28年度は主に児童を対象とした「夏休み職人の技体験」、「小学校社会科授業への講師派遣」(施策8連携事業)及び職人の後継者(弟子)に光をあてた「受け継がれる職人の技」を新たに実施した。旧大石家住宅では「七夕おはなし会」(施策6連携事業)及び「茅葺屋根の改修工事」を実施したが、その際、都内では珍しい葺き替え工事を区民に見てもらえるよう、見学用足場を設置し一般公開を行い好評を得た。</li> <li>・所蔵する歴史資料や古い町並み写真等を積極的に外部提供(貸出)することや、民間イベント主催者に伝統芸能を紹介するといった積極的なPRを行うことで、歴史資料の活用に努めている。</li> </ul>
	【新たな取り組みを行った事業】
	文化財公開事業 旧大石家住宅改修事業
② 本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携し、地域文化の育成、積極的なPRや多くの区民の参加を促す方策	
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民、区内アマチュア芸術活動団体及び自主グループ団体等の協力、参加のもとに各文化センター祭りをを行っているほか、少年少女合唱団、ジュニアバレエ、ジュニアオーケストラ、江東こども文化祭といった次世代の育成も図っている。また、区内各所のイベントに財団が認定したアーティストを派遣し、身近に芸術に親しむ機会の提供と地域の活性化を図っている。</li> <li>・区民が主体となった芸術活動団体が行う公演活動を、文化コミュニティ財団の「協力事業」に位置づけ、施設利用料金の減額や財団情報紙、HPへの掲載といった支援を行っている。また、「楽器の公開レッスン」では、芸術提携団体のプロの演奏家が初心者から経験者まで幅広く指導を行っている。</li> <li>・財団情報紙「カルチャーナビKOTO」、ティアラ友の会情報紙「ティアラペーパー」及びネット会員向け「メールマガジン」を発行するほか、平成28年度は財団のHPリニューアルを行った。さらに、フェイスブックの活用によるリアルタイムな情報提供を行い、区内アマチュア芸術活動団体の活動を積極的にPRしている。</li> <li>・多くの区民の参加を促す方策として、0歳から入場可能なコンサートを実施し、子育て中のファミリーが周囲に気兼ねなく参加できるような取り組みを行っているほか、こどもから高齢者まで、誰もが鑑賞できる様々なジャンルの舞台芸術を提供している。</li> </ul>
	【新たな取り組みを行った事業】
	地域文化施設管理運営事業 江東公会堂管理運営事業
③ 歴史文化施設の効果的なPR活動及び効率性・採算性の向上について	
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設とも利用者ニーズの把握、地域団体等との連携事業の展開、夜間特別開館や地域イベントへの時間外開放といった弾力的な施設運営等を通じて、来館者の増加に努めており、5年前と比較して約20%増を達成している。</li> <li>・所蔵資料等の有償貸出を積極的に行い、各メディアへの掲載を進めることで、収入の確保とともに施設のPRに努めている。また、外国人来館者が年々増加しており、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、より一層の外国人観光客増が見込まれることから、多言語に対応したリーフレットの充実を進めている。</li> <li>・財団HPをリニューアルし、多言語翻訳機能を組み込むことで外国人来館者への対策を図った。</li> <li>・平成28年度は、本区が松尾芭蕉ゆかりの地であることにちなんで、「奥の細道」サミット関係自治体等とともに、東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーコース誘致のための署名活動を行った。</li> <li>・新たに発足した「俳句」ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会の加盟自治体等と連携し、本区の歴史資源を全国に発信していく。</li> <li>・施設利用者数増と収入増を目的として、中川船番所資料館に新たに有料貸出の会議室を設置した。(平成29年4月から貸出開始)</li> </ul>
	【新たな取り組みを行った事業】
	歴史文化施設管理運営事業

## 《外部評価委員会による評価》

① 施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	伝統文化の保存と継承、芸術文化活動への支援と啓発、新しい地域文化の創造と参加促進、という3本柱は説得力があり、この考え方が具体的な施策に貫かれている。
イ	A	施策実現に関する指標の進捗は、着実に上がっている点では評価できるが、その数値の上昇により、どのような効果や利益が区民にもたらされるのかという本施策の意義や意味等を区民にわかりやすく説明する必要がある。
ウ	A	施策目標に対する指標は緩やかであるが目標値に近づいている。施策の目標を達成するためのコストに対して区民の合意を得るとともに、観光事業やスポーツ(オリンピック・パラリンピック)事業などと相乗効果がでるような仕組みにより、なお一層の成果をあげられる取り組みを期待する。
② 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	B	「施策に影響を及ぼす環境変化」の欄の「5年前から現在まで」に記載されている内容は、具体的な根拠がなく、区側の感覚で書かれている。上記に記した3つの理念(3本柱)と区民の具体的なニーズをどう結びつけるか、どのようにすればニーズが把握できるかなどについて、さらなる検討・工夫が必要である。
イ	B	成果の検証が利用者数や、利用者アンケート中心である点は課題と言える。今後は、区民がどのようなニーズを持っているのか、区民がどのような成果を感じているのかなどを把握しながら、施策の方向性や施策の拡大を検討することが必要である。
ウ	A	区にとってオリンピック・パラリンピックは区民や社会的な関心が高いため、その中での取り組みを視野に入れる必要がある。外部評価モニターからも文化財保護に対する地道な取り組みなど本施策全般にわたり概ね評価を得られていることから、引き続き施策の取り組みの実施を望む。
③ 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	A	概ね適切と思われる。
イ	B	伝統文化や区内の文化財を保存、継承していくことや、文化振興を図っていくことは重要なことである。しかし、それを区がどこまで税金を投入して行うのかということの意味合いを明確にし、区民にわかりやすく説明すると共に、区や民間との役割分担を明確にして施策を実施することが重要である。
ウ	A	「文化の彩り豊かな地域づくり」は区民との協働なくしては実現ができないものであり、そのための区民意識の高まりが必要である。それは指標76の「この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合」が高くなることが望まれるが、この施策は施設の建設などを除くと区の単独の役割が大きいと感じる。伝統文化の保存や芸術文化活動の支援は概ね適正な状態であり、外部評価モニターからも「歴史ある区に誇り」、「文化財の維持管理は後世に残すために是非続けてください」との意見がある。これは、いままでの区の取り組みが評価されていることである。
④ 施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	文化の振興に取り組むこと自体、誰も反対はできないが、施策を実施するためには一定規模のコストが発生する。その適正水準をどう考えるか、コストを適正化するためにいかなる工夫を行ったかなど、より分かりやすく説明できるように、さらなる努力を重ねてほしい。
イ	B	全体として施策ありきの感が否めない。なぜ区が行うのか、区民にどのような成果や利益がもたらされるのか、また、その成果の検証を、区民に分かりやすく説明し、区民理解を得た上で、施策の推進を図っていくことが重要である。しかし現状としてはその点はやや不十分である。また目指す姿が「さまざまな文化に触れ」としていながら、伝統文化に重点を置いている傾向が見られる。オリンピック・パラリンピックを視野に入れた場合は、その点も重要であるが、多様な文化に接する機会なども視野に入れて施策を推進していくことも重要である。
ウ	A	文化振興や文化財保護の施策の必要性は、区の全体事業費や区民の意識により対応が求められるものである。区民の意識は高いのでこのままの方向性でよいと感じる。特に街かどアーティストの登録団体数の増加により、様々なイベントを区と協働することなどは特筆すべきものである。
その他		
本施策の実施にあたり施設の改修工事や新たな施設の建設などは多額な費用がかかることから、そのコストを含めて区民の合意を得ながらの事業展開を求める。施設コストの状況は発生主義会計によるコスト計算(改修工事の金額を支出時の年度に計上するのではなく、減価償却費として耐用年数により計上)や貸借対照表による資産(施設)の状況を参考資料とすることが望まれる。		

《参考》 外部評価モニターの評価  
 ※評価にかかる意見は89頁参照

S	A	B	C	無回答	計
1人	7人	4人	0人	0人	12人

<b>施策 24 保健・医療施策の充実</b>	主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
	関係部長(課)	健康部長(生活衛生課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)、こども未来部長(子育て支援課)

<b>1 施策が目指す江東区の姿</b>
安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

<b>2 施策を実現するための取り組み</b>	
①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	高まる在宅医療に対するニーズにこたえるため、医師会等関係団体と協力し、在宅医療体制の充実を図るとともに、医療機関及び介護事業者等による連携を推進します。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、人口増加の著しい南部地域における保健施策の充実のため、保健相談所の拡充を図ります。
②母子保健の充実	乳幼児の発育発達状況の確認、疾病や障害の早期発見、早期支援等、母子保健の根幹となる施策を医療機関や療育機関等、関係機関との更なる連携強化により確実に実施します。また、孤立した子育て等により育児支援を必要とする親が多いことから、虐待予防の観点からも新生児産婦訪問の確実な実施、乳幼児健診や発達相談等における専門相談の充実を図り、妊娠から一貫した母子保健施策を推進します。

<b>3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化</b>	
<b>5年前から現在まで</b>	<b>今後5年間の予測(このままだとどうなるか)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年6月医療介護総合確保推進法が施行され、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制づくりが求められている中、平成30年4月までに、すべての区市町村が、医療と介護の連携事業を実施することとなった。</li> <li>・平成26年医療法が改正され、地域にふさわしい病床の機能分化・連携を推進していくため地域医療構想を策定することとなり、東京都では平成28年7月に策定された。</li> <li>・区民は受けた医療や治療の内容について、気軽に相談できる窓口を求めている。</li> <li>・東日本大震災以後、災害医療への関心が高まり、平成26年に東京都の災害医療体制の見直しが図られた。</li> <li>・平成26年3月、南部地域の人口急増に伴い高まる周産期医療や小児医療のニーズに対応するため、女性と子どもにやさしい病院として「昭和大学江東豊洲病院」を整備した。これにより、二次救急医療の提供や災害拠点病院としての機能が確保された。</li> <li>・南部地域の急速な開発等に伴い、出生数が増加するとともに、初産年齢の高齢化に伴い、低出生体重児等のハイリスク出産が増えている。</li> <li>・核家族化等により孤立した子育て世帯に対し、妊娠期からの継続した支援が必要である。</li> <li>・平成28年度から、妊婦健診にHIV抗体検査及び子宮頸がん検診を追加した。</li> <li>・発達障害者支援法により、発達障害の早期発見、適切な発達支援、生活支援が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後高齢者等の増加に伴い、病院と地域の医療機関の役割分担が進むことで、在宅療養に対するニーズが高まる。そのため、医師会等関係団体と協力した在宅医療体制の充実が求められている。</li> <li>・医療相談窓口寄せられる相談の内容は、今後一層多様化する。</li> <li>・昭和大学江東豊洲病院のNICU(新生児集中治療室)及びGCU(新生児回復治療室)において、高度な新生児・周産期医療が提供され、ハイリスク妊婦への対応やNICU及びGCUからの円滑な退院支援に向けた地域医療連携などのニーズが高まる。</li> <li>・江東区の乳幼児数は南部地域を中心に増加傾向のまま推移する。</li> <li>・孤立して子育てをしている世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、切れ目ない母子保健施策が望まれる。</li> <li>・発達障害児への発達支援や生活支援がより重要となってくる。</li> </ul>



### 3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
95 安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	%	70.2	69.6	72.8				75	健康推進課
96 乳児（4か月児）健診受診率	%	94.2 (25年度)	94.9	95.4				98	保健予防課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの  
【参考】26年度の指標値 指標96：95.4

### 5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	1,598,473千円	1,353,106千円	1,544,491千円	
事業費	1,059,060千円	866,708千円	1,014,729千円	
人件費	539,413千円	486,398千円	529,762千円	

### 6 一次評価《主管部長による評価》

#### (1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標95】安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合は、横ばいで推移している。平成26年に開院した昭和大学江東豊洲病院は26年11月東京都災害拠点病院、27年9月東京都指定二次救急医療機関、27年12月周産期連携病院に指定されており、災害、救急、周産期に対応できる病院が区内にあることも区民の安心感につながっていると考えられる。

【指標96】乳児（4か月児）健診受診率はほぼ横ばいであるが、これは外国籍や転入者の影響により、期限までに健診が終了しない乳児が未受診となっているためである。未受診者に対し訪問等を通じ、個別受診勧奨を更に積極的に行い目標値へ近づけていく。

#### (2) 施策における現状と課題

◆地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、多職種の連携等、在宅療養を円滑に行える体制づくりを進める必要がある。◆在宅医療に関する理解を促進するため、手引きの作成や区民学習会を開催している。◆区民からの医療相談には、医療機関からの説明が理解できず悩んでいる相談や苦情がある。◆昭和大学江東豊洲病院では質の高い周産期医療及び小児医療の提供、救急医療の提供や防災拠点病院としての機能が確保され、地域医療機関との連携も図られている。◆平成28年度から、区内4保健相談所において専門職による妊婦への全数面接及び医療機関等での産後ケアを開始し、妊娠期からの支援を充実させた。◆新生児・産婦訪問指導事業は、産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義が大きくなっている。◆乳児健診は、疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割も大きくなってきている。◆発達障害の問題が明らかになりやすいとされる1歳6か月児を対象とする健康診査受診票の大幅な改定により、必要な支援を早期に開始できるようになった。また、学童期前までの母子保健対策をまとめた「母子保健事業の手引き」を作成し、地域との連携がより確実なものになるよう努めている。

#### (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆在宅医療の推進については、三師会・訪問看護ステーション等関係機関及び庁内連携を進め、地域包括ケアに資するよう在宅医療の施策を展開していく。◆区民の理解促進については、区民学習会やシンポジウム等を通じて在宅医療について広く啓発していく。◆医療的ケア児の支援に関しては、医師会と連携を図り小児の在宅医療を推進していく。◆医療相談窓口へ寄せられた相談や苦情を、医療機関を対象とした医療安全講習会で実例として挙げ、患者対応のさらなる向上を促している。今後も継続して患者と医療機関との信頼関係の構築に努めて行く。◆昭和大学江東豊洲病院が地域医療の拠点病院として区民の安全安心を確保できるように、病院運営協議会等で必要な意見を述べていく。◆全妊婦への面接及び、産後の支援を通じ、出産・育児への不安を軽減し、安心して子育て出来る環境を整備していく。◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦面接、新生児訪問、乳幼児健診等の結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいく。◆発達障害児対策については、医療機関関係者や保育士、幼稚園教諭等を対象に実施してきた「発達障害児対応研修会」を今後は保護者も対象に実施する。

<b>施策 24 保健・医療施策の充実</b>	主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
	関係部長(課)	健康部長(生活衛生課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)、こども未来部長(子育て支援課)

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

- ・区内の医療保健ネットワークが十分機能するよう、昭和大学江東豊洲病院と一次医療機関や保健所等と十分に連携し、実効性のあるネットワークづくりを推進する。【健康部】
- ・母子保健施策については、関係機関や他部署との連携を緊密にし、疾病の早期発見や母子の孤立化防止、児童虐待予防等、妊娠から出産、育児と一貫した施策の推進に取り組む。【健康部】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

- ・区内の医療保健ネットワークが十分機能するよう、昭和大学江東豊洲病院と一次医療機関や保健所等と十分に連携し、実効性のあるネットワークづくりを推進する。【健康部】
- ・母子保健施策については、関係機関や他部署との連携を緊密にし、疾病の早期発見や母子の孤立化防止、児童虐待予防等、妊娠から出産、育児と一貫した施策の推進に取り組む。【健康部】

## これまでの取り組み状況

### ① 在宅医療連携推進事業

取 り 組 み	<p>①在宅医療連携推進会議:在宅医療の取り組みを効果的に進めるため、区民や関係機関・関係職種で在宅医療の推進策について検討を行う。平成28年度実績:2回開催</p> <p>②在宅医療相談窓口:自宅等で必要な医療が受けられるよう在宅医療に関する理解を促進するため、在宅医療相談窓口を江東区医師会訪問看護ステーションに開設。平成28年度実績:実数48件 専門相談7件</p> <p>③在宅医療多職種連携研修:医療介護関係者を対象にグループワークで、顔の見える関係をつくり、在宅医療に関するスキルアップを図る。平成28年度実績:2回開催</p> <p>④病院職員訪問看護ステーション実習研修:病院職員が在宅医療の現場体験を通じて、スムーズな退院支援の在り方等を学習する。研修先は医師会訪問看護ステーション。平成28年度実績:前期(7~8月)18名、後期(12~1月)23名 合計41名</p> <p>⑤在宅医療の手引き:会議、研修会等での意見を取り入れ、在宅医療の理解を促進するための手引(江東区在宅療養ガイドブック)を平成27年度作成。平成28年度より区民学習会で使用。</p> <p>⑥区民学習会:平成28年度より、地域での中心となる民生委員等を対象に在宅医療の理解を促進するための学習会を実施。平成28年度実績:5回</p> <p>⑦在宅医療後方支援病床確保事業:地域の医療機関の在宅等患者の急変時に、入院を必要とする際の利用できる後方支援病床を確保する。平成28年度実績:1,304件</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

### ② 昭和大学江東豊洲病院との運営協議

取 り 組 み	<p>年2回の昭和大学江東豊洲病院の運営協議会に出席するほか、実務的に必要な際はその都度連絡を取り合っている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

### ③ 母親栄養相談

取 り 組 み	<p>4か月児健診時に母親に対して食事アンケートを提出してもらい、管理栄養士による個別のアドバイスを郵送にて返却している。平成28年度実績4,554件 (例年96%以上実施)</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

④ 妊娠期からの切れ目ない子育て支援の充実				
取り組み	平成28年4月より保健師など専門職による妊婦への全数面接(ゆりかご面接)を、同6月から産後ケア事業を開始した。ゆりかご面接で支援が必要な妊婦には、さらに個別の妊婦訪問・相談などの支援を行っている。産後ケア事業は、宿泊型ケア、日帰りケア、乳房ケアの3種のサービスを提供し、産後の母体や乳児に対するケアや育児相談などを行っている。その後は、新生児・産婦訪問、乳児健診へ支援をつなげ、妊娠期からの切れ目ない子育て支援としている。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠出産支援事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	妊娠出産支援事業
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
妊娠出産支援事業				
⑤ 健診・相談事業				
取り組み	乳幼児健診(3-4か月、6-7か月、9-10か月、1歳6か月、3歳児健診)、育児相談事業を通して、乳幼児の疾病の早期発見のみならず、育児不安の有無など子育て家庭の心身のリスクを把握している。支援が必要な乳幼児や家庭には継続的に支援を行っている。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
⑥ 母子保健における他部署や医療機関との連携				
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健相談所で行う「ゆりかご面接」において、妊婦への必要な支援をすみやかにできるよう、庁内連携会議を行い他部署との連携方法を確立した。</li> <li>・区内医療機関及び江東区助産師会の助産師に委託している「産後ケア」事業の利用者について、実施者からの報告書を確認し、支援が必要な方については保健相談所の保健師が継続して支援を行える体制を整えた。</li> <li>・委託健診(6-7か月、9-10か月、1歳6か月児健診)実施医療機関において受診した際、発育・発達の遅れや育児環境等に支援を要する乳幼児について、医療機関と保健相談所との連絡方法を確立した。</li> <li>・年1回、各保健相談所において関係機関との地区母子連絡会を行っている。また、江東区母子保健連絡協議会において、地区母子連絡会の報告及び地域の母子保健について報告及び意見交換を行っている。</li> <li>・医療機関へ、区における学童期までの母子保健対策をまとめた「江東区母子保健事業の手引き」を配付し連携を図っている。</li> </ul>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			

## 《外部評価委員会による評価》

① 施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	指標数値の示すところによる。
オ	A	指標値は概ね順調に推移しているといえるが、目標値の設定根拠については、2つの指標(95、96)ともに必ずしも十分に合理的な説明になっていないので、区民が十分に理解できるように改めて設定根拠について整理していただきたい。
カ	B	施策実現に関する指標は、ほぼ横ばいの状況となっている。平成26年に開院の昭和大学江東豊洲病院が災害、救急、周産期に対応できるものであることから区民の安心感につながっていると思われるが、安心して受診できる医療機関が身近にあると感じる区民の割合は横ばいのままである。高い目標値を掲げており、その達成のため一次医療機関と大病院とのネットワーク作りを、区民に実感できるような形でより一層推進することが望まれる。
② 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	S	病院誘致に示されるような区域全体を俯瞰した中長期の需要動態、医療相談内容の変化状況、在宅医療への注目、退院後の新生児の在宅ケアニーズ等、適切な状況認識のもとに、事業内容のきめ細かい改善を含めた積極的な取り組みを進めており、評価できる。
オ	A	保健医療施設整備、母子保健のいずれについても、区の人口構成や地域特性に応じた施策展開がなされているといえる。在宅医療については、他区と比べて高齢化が長期化することを区は既に問題認識していることから、それを具体的な事業展開や仕組みづくりに落とし込んでもらいたい。
カ	A	在宅医療ニーズの高まりに対応し、在宅医療推進会議による課題検討、在宅医療相談窓口の設置等により対応を行っている点は評価できる。ただし、相談窓口の存在の区民への周知が十分とは言えないとの意見があり、窓口の周知に関する検討を行う必要がある。母子保健施策についても、妊娠・出産・育児と一貫したサポートを行うための取り組みがなされている。
③ 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	A	各種の体制づくりが事業分野ごとに求められるが、協働・連携の対象範囲が的確に把握され、かつ、実務上の課題認識が生じた場合には、それに応じて必要な拡充が図られている。
オ	A	医師会、各医療機関、保健所等との連携のつなぎ役を区が担っており、概ね適切といえる。
カ	A	病院、医師会、歯科医師会等の関連団体との連携や、母子保健関連で助産師、民生委員、子育て関連部署との連携、意見交換がなされている。
④ 施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	A	モニターの発言にもあったが、広大な地域の多数の住民が、必要が生じた場合にベストの医療・保健サービスを受けられるように、多種多様の懸命な努力と工夫が行われているとの印象である。事業や接触先の住民への周知はおそらく永遠の課題であるが、地域包括ケアシステムなどの各種連携の結果として地域に発現するであろうネットワークに少しでも多くの住民が拾い上げられるという形がむしろ現実的かもしれない。
オ	A	区民が必要とする医療・保健サービスを適時に提供できるようにするために、医療・保健機関とのネットワークづくりを多層的に取り組んでいる。ヒアリングより、在宅医療、妊婦対象の相談受付については改善の余地があると考えられるため、一層の工夫に取り組まれない。区民からPR不足の指摘もなされていることから、健康部としての広報の在り方については一考の余地があるだろう。
カ	A	地域の医療機関がその特長を活かし連携し、地域全体で最適な医療サービスが提供できるよう、一次医療機関・保健所等と大病院とのネットワーク作りへの取り組みが行われている。また、母子保健施策についても、関係機関・部署との連携により、孤立化防止や虐待等への対応も視野に入れた取り組みが行われており評価できる。ただし、区民モニターの意見にもあったように、相談窓口の存在の周知等、取り組みについての周知方法についても検討を行うことは必要と考える。
その他		

《参考》 外部評価モニターの評価  
 ※評価にかかる意見は90頁参照

S	A	B	C	無回答	計
0人	3人	4人	2人	0人	9人

施策 27 自立と社会参加の促進	主管部長(課)	福祉部長(地域ケア推進課)
	関係部長(課)	総務部長(総務課)、区民部長(区民課)、福祉部長(福祉課、長寿応援課)、福祉推進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉園)、生活支援部(医療保険課、保護第一課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)

1 施策が目指す江東区の姿
高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み	
①権利擁護の推進	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。
②障害者の社会参加の推進	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。
③健康で文化的な生活の保障	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>江東区権利擁護センター「あんしん江東」では、成年後見制度推進機関として同制度の利用を促進するための普及啓発及び相談業務、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった認知症高齢者・知的障害者等の日常生活自立支援事業を実施している。また、法人後見、法人後見監督人の受任をしている。平成24年4月の老人福祉法の改正により、市民後見人の養成、活用推進が市区町村の努力義務となった。</li> <li>平成28年5月には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市区町村は成年後見制度の利用促進のため、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとなり、そのための基本的な計画を作成することが努力義務となった。</li> <li>日常生活自立支援事業及び福祉サービスの総合相談の需要が増加している。また弁護士・司法書士による専門相談を実施しているが、区民ニーズは複雑化、多様化しており、福祉サービスの利用、権利擁護、成年後見制度、遺言、相続のほか、虐待に関連する相談も増加している。さらに身寄りのない高齢者の緊急入院による後見相談、セルフネグレクトによるゴミ問題の相談も寄せられている。</li> <li>雇用情勢は依然として厳しいが、ハローワークを通じた障害者の就職件数は伸びている。平成27年度には全国ベースで6.6%増となり、7年連続で過去最高を更新している。</li> <li>居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、精神障害を持つ者、配偶者暴力、薬物依存等の問題をかかえる者への支援として生活自立支援事業を実施している。</li> <li>高齢者の金銭管理について、当事者のみならず、サービス事業者や各種関係機関からも、適切な支援を求める声が強まってきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者人口や認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な高齢者等が増加するため、高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が必要になってくる。また、権利擁護センターを基軸とした関連機関との連携、総合的、一体的な支援を実施するための同センターの機能強化とともに、後見人の質や人材の確保を図るため、地域の特性を活かした後見人の支援、市民後見人候補者の育成が求められる。</li> <li>家族関係が疎遠となり、身寄りがない高齢者等が増えることにより、区の行政負担が増大する。</li> <li>今後精神障害者が法定雇用率の算定基礎の算定対象となることで法定雇用率が引き上げられる予定であり、より多くの障害者就労ニーズに対応できる組織運営が求められる。</li> <li>福祉事務所では様々な問題をかかえる被保護世帯に対して、生活自立支援員などの専門知識と経験を持つ職員が対応することで、問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続して図っていく必要がある。</li> <li>生活保護受給者や生活困窮者に対して、早期に就労支援等に結びつけ、自立に向けたきめ細かな支援が求められている。</li> </ul>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
臨時福祉給付金事業は、国の方針に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
105	権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	%	28.1	28.8	30.7				35	地域ケア推進課
106	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数（累計）	人	304 (25年度)	390	470				460	障害者支援課
107	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者の定着率	%	58 (25年度)	55	61				60	障害者支援課
108	生活保護受給者等の就職決定率	%	36.1 (25年度)	52.3	40.8				38	保護第一課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標106：343、指標107：57、指標108：44.7

## 5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	111,189,925千円	104,941,571千円	112,949,855千円	0千円
事業費	108,859,422千円	102,840,204千円	110,617,890千円	
人件費	2,330,503千円	2,101,367千円	2,331,965千円	

※本施策の施策コストは、一般会計、国民健康保険会計及び後期高齢者医療会計の合計である。

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標105】目標値の35%には届かなかったが、平成27年度の28.8%から1.9ポイント上昇している。今後も目標達成のため、他の事業周知の機会を捉えて実施する等、事業周知の機会をさらに増やす。

【指標106】平成25年4月1日の障害者法定雇用率引き上げで、民間企業が障害者雇用に積極的に取り組んでおり、当センターを通じて就職した障害者数についても、目標値を達成し、順調に推移している。

【指標107】就職した障害者については、定期的な企業訪問等定着支援を実施した結果、前年度より上昇し目標値の60%に達した。今後とも就労移行支援事業所や特別支援学校等関係機関との連携を強化する等の取り組みにより、目標値達成の維持に努める。

【指標108】生活保護受給者等の就職決定率は、前年度と比較して低下した。これは就労準備支援事業における就職決定率の低下が主な要因である。同事業は、就職が著しく困難な生活困窮者等に対し、期間限定で就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を行うものであり、一部の意欲的な方を除き、短期的には就職決定に結びつきにくい。一方、就労支援事業における就職決定率は、前年度と同程度に推移している。また、庁舎内に就職サポートコーナーを設置し、早期就職の利便性を図るとともに、江東就職サポート事業運営協議会を開催し、ハローワークとの連携強化に努めている。

### (2) 施策における現状と課題

◆高齢化が進展する中、身寄りがなく認知症等により判断能力の十分でない高齢者が急増している。また、福祉サービスの総合相談件数が軒並み上昇し、日常生活自立支援事業の需要が増加している。高齢者等が地域で安心して暮らせるための相談支援体制が求められる。◆障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきた。合わせて、障害者の特性に応じた障害者福祉サービスの提供や就労相談等の支援体制の充実も課題である。◆生活保護受給者等に対する就労支援員による支援や就労準備支援事業、就職サポートコーナーの開設などにより、多角的な観点からの就労支援態勢は整ってきている。

### (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆判断能力が十分でない高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、高齢者虐待の早期発見や関係者支援のための相談体制の強化などに取り組み、高齢者等の権利擁護を推進する。また市民後見人をはじめ成年後見制度の活用を含めた権利擁護の推進や、専門相談及び福祉サービス利用に関する総合的な支援体制の充実を図る。◆障害者計画・障害福祉計画に基づき施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実を図る。◆優先調達推進法の施行に伴い、行政各部署における福祉施設等への業務発注機会の拡大に取り組み、利用者工賃のアップを図る。◆生活保護の必要な人には、確実に生活保護を実施するとともに、受給者の状況に応じた就労施策による自立を促進するなど、社会復帰への取り組みを進める。◆平成27年度より生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を開始したが、今後も関係各課及び関係機関とのネットワーク会議を定期的に開催し、連携を図ることにより、生活困窮世帯の自立に向けた支援事業を効果的に実施する。

<b>施策 27 自立と社会参加の促進</b>	主管部長(課)	福祉部長(地域ケア推進課)
	関係部長(課)	総務部長(総務課)、区民部長(区民課)、福祉部長(福祉課、長寿応援課)、福祉推進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉園)、生活支援部(医療保険課、保護第一課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

・権利擁護の推進について、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、総合的な支援体制の一層の充実を図る。また、制度利用を促進するため、必要とする区民への効果的な周知を図る。  
【福祉部】

・障害者の社会参加促進及び就労機会の確保について、関係機関等との連携を図り、積極的に推進する。【福祉部】

・国の制度改正の動向を踏まえ、自立支援に向けて必要な体制整備を図るとともに、引き続き効率的な事業執行に努める。【生活支援部】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

・権利擁護の推進に関しては、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、総合的な支援体制の一層の充実を図る。また、制度利用を促進するため、必要とする区民への効果的な周知を図る。  
【福祉部】

・障害者の社会参加促進及び就労機会確保のための取り組みを積極的に推進する。【福祉部】

・国の制度改正の動向を踏まえ、自立支援に向けて必要な体制整備を図るとともに、引き続き効率的な事業執行に努める。【生活支援部】



これまでの取り組み状況		
① 権利擁護の推進に関する総合的な支援体制の充実、制度利用促進のための周知		
取り組み	<p>・(総合的な支援体制の充実) 権利擁護センターにおいて成年後見制度の相談支援を含む福祉サービス総合相談を実施し、福祉に関する総合的な相談に応じると共に、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理、書類等預かりの支援を通じて、利用者が安心して自立した生活を送れるよう総合的な支援体制の充実を図った。</p> <p>・(制度利用促進のための周知) 権利擁護センターにおいて成年後見制度講習会を実施し、制度の基礎知識等について周知を図った。また、事業説明会として、町会・自治会、民生・児童委員協議会、家族等からの要望により出向き、その中で成年後見制度の説明を行っている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
② 障害者の就労機会の確保		
取り組み	<p>障害者就労・生活支援センターのみの活動ではなく、ハローワーク、特別支援学校、就労系障害福祉サービス事業所、特例子会社、職業能力開発校等多くの関係機関と連携する機会を数多く設け、障害者の就労ニーズにマッチし、長く定着できるような就労機会の提供に努めている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
③ 障害者の社会参加の促進		
取り組み	<p>福祉施設からの業務発注機会の拡大による利用者工賃アップを図るためには、区内だけではなく外部からの発注機会の増加が不可欠である。外部への情報提供の手段として、区内各福祉施設で請け負う業務を一覧表で作成し、区のホームページで公開している。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
④ 自立支援に向けた体制の整備		
取り組み	<p>区と東京労働局が連携して区役所内に設置しているハローワーク常設窓口の開設時間を平日9時から8時30分に拡大し、相談者の利便性の向上を図った。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
		生活保護事務
⑤ 自立支援に向けた効率・効果的な事務執行		
取り組み	<p>就職が著しく困難な生活困窮者等を対象に、期間限定で就労に必要な知識及び能力を図るための訓練を行う就労準備支援事業を平成27年度より実施している。前年度は同事業の内容を見直し、より就労意欲の乏しい方に対し、意欲を喚起することに重点を移した。これに伴い、就労支援と就労準備支援とを併用し、柔軟な就労支援策の取組みを図った。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
		就労促進事業

## 《外部評価委員会による評価》

① 施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	指標数値の示すところを総合評価したものである。
オ	A	指標値は概ね順調に推移しているといえる。ただし指標105については、①目標値の設定根拠については、必ずしも十分に合理的な説明になっていないので、区民が十分に理解できるように改めて設定根拠について整理していただきたい。②サービス対象者を明確化し、この対象の認知度100%を目標値とする考え方を取り入れるべきではないか。
カ	A	施策実現に関する指標については、目標値に向け概ね順調に推移している。権利擁護センター、成年後見制度の認知度については、目標値との乖離が比較的大きい状況であり、制度を必要とする者に認知が進み、利用促進がなされるよう周知手段の多様化についての検討を行うことも有用であるとする。
② 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	S	施策環境の変化の認識は的を射たものであり、これに応じた新しい工夫を積極的に講じている。
オ	A	社会的立場を超えた共生の社会づくりは、人類社会に対する普遍的な要請である。その意味で、区による権利擁護、障害者の社会参加、経済的困窮層に対する自立支援の取り組みは、社会的に適切な内容である。特に障害者の就労支援については、事業者との連携などの手法に特筆すべきものがあり、優れた取り組みである。
カ	A	高齢者人口の増加する中、認知高齢者、支援家族のいない高齢者等の福祉サービス利用を支援する取り組みを実施している。また、障害者の就労機会の確保に関しては、就労・生活支援センターと各種関連機関との連携による就職者増加、その後のフォローによる職場への定着率向上等地道な活動が見られる。生活保護受給者、生活困窮者等については、国の制度の影響を受ける面もあるが、受給者の状況に応じた就労支援施策により自立に向けた支援が行われている。
③ 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	S	各事業の最前線における必要な連携及びその拡充への骨惜しみのない努力が看取される。
オ	A	障害者の就労支援における事業者とのきめ細かい連携、経済困窮者に対する自立支援における月2回の関係者が会する「ネットワーク会議」など、各施策を実現するための取り組みにおいて、関係主体との連携構築が具体的に進められており、区の役割は適切に果たされている。
カ	A	就労機会の確保に関連し、社会福祉協議会、ハローワーク、特別支援学校その他関連機関との連携がなされている。
④ 施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	S	さまざまな境遇にある者の自立支援という最も困難な行政分野において、対象者との密着を基本とし、新しい試みの導入とその地道な実施を通じて、指標数値に反映される成果を上げている。
オ	A	地域社会全体で、弱い立場にある区民の権利や生活を支えていこうという理念のもと、個別の取り組み状況は良好と評価できる。権利擁護をはじめ、本施策で重要なことは、施策対象者(サービス利用者)が、自分たちが困っていることについてメリットを実感できるかどうかにかかるといえる。その意味で、権利擁護事業における障害者へのアプローチ強化等、現時点で残された課題について必要な改善を早急に進めていただきたい。
カ	A	障害者の社会参加推進に関しては、企業への定期訪問等による就業者数の増加、その後のフォローを通じての職場への定着等がなされており、成果が上がってきている。生活保護受給者、生活困窮者等については、国の制度改正を踏まえ、個々の置かれている状況に応じた支援が行われるようになったとのことであるが、就労意欲をいかに喚起するかについては、難しい問題であり、今後その手法についての担当者間での情報共有、ノウハウの蓄積が必要と考える。権利擁護の推進に関しては、周知が十分といえない部分もあるため、障害者(保護者)、高齢者等の特性を踏まえての周知方法を検討することも有用であるとする。
その他		

《参考》 外部評価モニターの評価  
※評価にかかる意見は91頁参照

S	A	B	C	無回答	計
0人	7人	0人	1人	1人	9人

<b>施策 29 住みよい住宅・住環境の形成</b>	主管部長(課)	都市整備部長(住宅課)
	関係部長(課)	環境清掃部長(環境保全課、清掃事務所)

<b>1 施策が目指す江東区の姿</b>
多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

<b>2 施策を実現するための取り組み</b>	
①多様なニーズに対応した住まいづくり	高齢者・障害者・子育て世帯などの多様なニーズに対応した住まいの供給を推進するため、大規模開発や公的住宅の建替え・改修時の誘導を図るとともに、民間賃貸住宅への入居支援等を実施します。
②良質な既存住宅への支援・誘導	区の居住形態の大きなウェイトを占めるマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、啓発・相談事業や支援事業を実施するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導します。
③良好な住環境の推進	積極的な緑化整備や歩道状空地の確保など、より良い住環境を促進します。

<b>3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化</b>	
<b>5年前から現在まで</b>	<b>今後5年間の予測(このままだとどうなるか)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年4月「江東区営住宅条例」「江東区高齢者住宅条例」改正施行</li> <li>平成26年12月「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」改正施行</li> <li>平成28年8月「高齢者の居住の安定確保に関する法律」改正</li> <li>平成28年10月「マンション等の建設に関する条例」改正施行</li> <li>平成28年3月に今後10年間の住宅政策の指針となる新たな住生活基本計画(全国計画)が策定された。また、都民の良質なマンションストックの形成を目指すことを目的として良質なマンションストックの形成促進計画が策定された。</li> <li>マンション等建設指導について、条例、要綱の運用により、公共公益施設整備との整合、良好な住環境の形成に努めている。</li> <li>区内には築30年を超えるマンション(分譲・賃貸)が約400棟ある。(平成26年マンション実態調査)</li> <li>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年7月)に基づき、「江東区居住支援協議会」を設立した(平成23年9月)。</li> <li>高齢者の増加に伴い、エレベータのない共同住宅や段差等バリアのある戸建て住宅での生活が難しく、また家賃負担軽減のため転居を希望する高齢者が増えているため、高齢小規模世帯に相応しい住宅が求められている。このような状況の中で、高齢者等の住宅確保要配慮者(住宅困窮者)と民間賃貸住宅ストックの需給不一致による供給不足が生じている。</li> <li>歩行喫煙等の防止に関する条例の施行後も、依然としてタバコのポイ捨てや歩行喫煙等についての苦情は寄せられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存公的住宅の耐震化、バリアフリー化などが求められるなか、東京都は都営住宅の耐震化率を、平成32年度に100%とする目標を設定している。</li> <li>今後もマンション建設の継続が見込まれ、マンション建設に対する行政指導が引き続き求められる。</li> <li>マンション建設により、小学校等の公共公益施設の受入が厳しくなる地域が出てくる。</li> <li>集合住宅において、適正な維持管理や、定期的な計画修繕を怠ったり、耐震性の劣った住宅に適切な処置が講じられないこととなれば、安全面や保安上の危険性及び衛生面において都市全体の居住環境に悪影響を及ぼすことになる。</li> <li>民間マンションの老朽化が進行する。老朽化マンションの建替え等が円滑に進むよう法改正が行われたため、建替え手続きを進めるマンションが出てくる可能性がある。</li> <li>民間マンション居住者の高齢化が進行し、管理組合の役員の手不足等のマンション管理に関する問題が顕在化し、行政の関与がより一層求められる。</li> <li>介護、医療と連携して高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅の整備が求められるなか、東京都はサービス付き高齢者向け住宅を平成37年度までに28,000戸整備する目標を設定している。(平成28年度末現在、18,700戸)</li> <li>居住者の高齢化に伴い、バリアフリー化されていない自宅に住み続けることができなくなったり、ライフスタイルに合わない住宅で住みづらさを感じる居住者が発生する。また、高齢者層の住宅困窮者が増加し、公的支援を含めた幅広い居住支援の要請が高まる。</li> <li>タバコのポイ捨てや歩行喫煙等について、一層の取り組みを進めなければ、清潔かつ安全な生活環境の保全に対する区民や企業の意識が保てなくなる。</li> </ul>
<b>3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業</b>	

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
114	住宅に満足している区民の割合	%	69.8	69.3	72.2				75	住宅課
115	集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	%	85.5 (20年度)	—	—				90	住宅課
116	マンション計画修繕調査支援事業を利用するマンション管理組合等の件数	件	25 (26年度)	21	24				35	住宅課
117	住環境に満足している区民の割合	%	70.2	70.2	72.7				75	住宅課
118	歩道状空地の整備（延長）	m	2,504.10 (25年度)	879.95	1,329.42				—	住宅課
	歩道状空地の整備（面積）	m <sup>2</sup>	5,493.77 (25年度)	2,229.56	3,216.54				—	住宅課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

（指標115について、マンション実態調査における調査票の配布数に対する「集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等」の割合を指標としていたが、調査票の回収数に対する割合に変更し、新たに目標値を設定。）

【参考】26年度の指標値 指標115：87.5 指標116：22 指標118（延長）：1,859.59、（面積）：6,067.66

5 施策コストの状況				
	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	659,445千円	634,817千円	604,666千円	0千円
事業費	473,667千円	467,015千円	430,150千円	
人件費	185,778千円	167,802千円	174,516千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
<p>【指標114】【指標117】住宅及び住環境に満足している区民の割合について、着実に目標値に近づいている。マンション等の建設に関する条例により、良質な住宅の供給、良好な住宅ストックの維持管理等、住環境の整備を図っているほか、タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、みんなでまちをきれいにする条例推進委員との駅頭キャンペーンの実施、「歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止」と記載された路面標示シートの設置、歩行喫煙等禁止パトロール指導員による駅周辺の巡回などにより、区民の意識啓発に取り組んでいる。</p> <p>【指標115】集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合は、平成20年度調査が85.5%に対し平成26年度調査では87.5%と増加傾向がみられるため、引き続き適切な支援等を実施していく。</p> <p>【指標116】平成26年度 22件、平成27年度 21件、平成28年度 24件のマンション管理組合の利用件数があり、進展状況としては概ね20件を超える件数で推移しており、住環境の維持管理を図る上では有効な施策である。</p> <p>【指標118】歩道状空地の整備について、平成26年度 延長1,851.59m、面積6,067.66㎡、平成27年度 延長879.95m、面積2,229.56㎡、平成28年度 延長1,329.42m、面積3,216.54㎡となった。マンション等の建設に関する条例に基づき、敷地面積が500㎡以上のマンション建設計画に対して、引き続き歩道状空地の適切な整備を指導していく。</p>	
(2) 施策における現状と課題	
<p>◆高齢者等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者との更なる連携が必要である。また、民間賃貸住宅貸主の不安を軽減するため、既存の「見守り事業」等の入居支援策の活用促進を図る必要がある。◆高齢者以外の住宅確保要配慮者に対する居住支援を検討する必要がある。◆平成26年度に実施したマンション実態調査の結果に基づく課題整理を踏まえ、今後のマンション等建設指導やマンション管理支援施策について検討を行う必要がある。◆民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑な管理組合の運営が図られるよう、マンション管理組合等に対する支援を着実に推進する必要がある。◆マンション条例やみどりの条例などに基づき、みどり豊かで快適なまちづくりを進めるため、事業者・区民を適切に誘導する必要がある。◆歩行喫煙等の防止に関する条例を、より多くの区民に知ってもらう必要がある。</p>	
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆江東区居住支援協議会を含め、福祉部門や住宅関連事業者との連携を更に強化し、民間賃貸住宅における高齢者・障害者等の安心居住の確保に向けた仕組みづくりに取り組む。また、公的賃貸住宅の建替え等に際し、居住者や地域のニーズに応じた施設整備を求める。◆良質なマンションストックを形成するための、マンション管理に関する取組を推進する。◆住宅ストックの長寿命化への取り組みを支援・誘導する。また、既存住宅の適正な維持管理や改修・建替え等に係る計画策定を支援する。◆マンション建設指導による緑化・公開空地・歩道状空地の整備などを通じて、良好な住環境づくりを推進する。◆タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、既存事業の見直し・改善に取り組むとともに、新たな啓発手段を検討する。</p>	

施策 29	住みよい住宅・住環境の形成	主管部長(課)	都市整備部長(住宅課)
		関係部長(課)	環境清掃部長(環境保全課、清掃事務所)

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

・高齢者等住宅困窮者対策として、住宅ストックの有効活用を図る観点から、福祉部との連携はもとより、江東区居住支援協議会を通じた公的・民間住宅団体との連携を強化し、実効性のある仕組みづくりを進める。【都市整備部】

・既存住宅の適正な維持管理支援について、高齢者等の区民ニーズやマンション実態調査結果を分析し、効果的な方策を検討する。【都市整備部】

・関係部署との連携をさらに強化し、区民や事業者とともに良好な住環境を推進する効果的な方策を検討する。【環境清掃部・都市整備部】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

・高齢者等住宅困窮者対策として、住宅ストックの有効活用を図る観点から、福祉部との連携はもとより、江東区居住支援協議会を通じた公的・民間住宅団体との連携を強化し、実効性のある仕組みづくりを進める。【都市整備部】

・既存住宅の適正な維持管理支援について、高齢者等の区民ニーズやマンション実態調査結果を分析し、効果的な方策を検討する。【都市整備部】

・関係部署との連携をさらに強化し、良好な住環境を推進する効果的な方策を検討する。【環境清掃部・都市整備部】

これまでの取り組み状況				
① 住宅確保に配慮を要する住宅困窮者対策(公的・民間住宅団体との連携の強化)				
取り組み	事業の協定を締結している不動産団体((公社)東京都宅建物取引業協会江東区支部、(公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部)と協議し、あっせん対象者を高齢者世帯から、ひとり親世帯・障害者等に拡充して居住支援の強化を図っている。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>お部屋探しサポート事業</td> <td>高齢者世帯民間賃貸住宅あっせん事業(28年度末廃止)</td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	お部屋探しサポート事業
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
お部屋探しサポート事業	高齢者世帯民間賃貸住宅あっせん事業(28年度末廃止)			
② 既存住宅の適正な維持管理支援にかかる効果的な方策の検討				
取り組み	良質なマンションストックを形成するため、長寿命化への取り組みを誘導し、既存住宅の適正な維持管理や改修・建替え等に関する計画支援策として、平成29年度からマンション建替え・改修アドバイザー派遣制度を改定し、検討書作成の項目を新たに追加するなど既存住宅の適正な維持管理体制の強化を支援している。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
③ 良好な住環境を推進する効果的な方策の検討				
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度に都市整備部プロジェクトチームによりマンションの建設方針について、検討を行った。平成29年度に外部有識者等の見解を踏まえ、「マンション建設方針」を定めるとともに、「マンション等の建設に関する条例」等を改正し、マンション建設事業者に周知を図った上で、地域特性の違いを踏まえたマンション建設計画の誘導に努めていく。(住宅課)</li> <li>・平成27年度より交通対策課と連携して、放置自転車防止と歩行喫煙等防止の合同キャンペーンを豊洲駅などで実施した。アダプトプログラム事業(愛称:こうとうまち美化応援隊)について、事業者の参加を促すため登録要件を緩和したほか、平成29年度は、中小企業にリーフレットを配布し、事業の周知及び登録団体の増加を図る。(環境保全課)</li> </ul>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			

## 《外部評価委員会による評価》

①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	指標数値の示すところによる。
オ	A	各指標値の推移をみる限り、成果は順調に出ているといえる。ただし、指標114「住宅の満足度」及び指標117「住環境の満足度」については、居住地域別、年代別など属性別の傾向をさらに分析し、満足度に偏りが無いかなどについて、顕在化していない課題等が残存していないかなどをさらなる検討を期待したい。
カ	A	住宅及び住環境に満足している区民の割合は、区の行政指導等の浸透や各種取り組みの結果、増加してきている。ただし、アンケート結果には地区ごとに温度差があるため、要因分析を行い、課題の再検討をすることは有用である。また、集合住宅において、定期的な改修を実施していると回答したマンション管理組合等の割合は増加しているが、回答をしていない管理組合には定期的な改修を実施していない集合住宅も多いと推測されるため、支援事業により定期的な改修を誘導していく働きかけが必要である。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	環境変化の展望と現状認識は的確であり、行政手法の改善にも積極的であると認められる。
オ	A	住宅確保に困難を抱える弱者への重点的な対応や、江東区の特徴である集合住宅における良好な住居環境の確保など、この施策の目標は、ニーズや社会状況に対して明確である。一方、本施策の展開方法の性格上致し方ない部分もあるが、いわゆる住宅確保要配慮者の捕捉方法については、できるだけ受け身にならないよう、さらに工夫できる点がないか、今一度検討を期待したい。
カ	B	住みよい住宅・住環境という方向性での取り組みは行われているが、事業レベルで見ると、区営住宅の維持管理・改修に割かれるコストが多く、特定の区民に向けたものが多い印象を受ける。また、民間マンションの老朽化が進むと考えられるが、維持管理・修繕支援を実施したマンション管理組合は、区内の老朽マンションの棟数から考えると必ずしも十分な数値とはなっていないため、取組方法(制度周知等の問題点がないかなど)に関して検討する必要がある。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	A	連携と巻き込みは指導・誘導行政の生命線と考えられるが、そのことへの的確な認識が部内で共有されていると感じられ、また、すきのない取り組みが進んでいることが看取される。
オ	A	法定事項対応上の国・都との連携、事業者との協議会や折衝など、区の立場を明確にした上で関係機関等と関係形成が進められている。アダプトプログラムなどを通じた区民との協働にも着手しているが、限定的な取り組みに終わることなく、ここでの成果を施策全体に展開していくことが不可欠である。誘導行政が中心となるこの施策において、より区の役割の主体性を明確化する方策については検討を続けていただきたい。
カ	A	住宅困窮者対策として、江東区居住支援協議会が設置され、不動産団体、UR等の賃貸事業者、社会福祉協議会等と連携が行われている点は評価できる。市民協働についても、アダプトプログラム等の取組が実施されているが、参加のハードルの低さの観点からは、例えば「ちば市民協働レポート」での取組も参考になるのではないかと考える。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	A	指標数値のほかに、江東区の住みよさは他の調査においても上位にランクされており、競争力の上において、今後も重視されるべき施策目標と考えられる。間接行政であり、地道な努力によるしか成果を上げる道はなく、また、体制も限られているようであるが、現行の取り組み姿勢をたゆまず継続してもらいたい。
オ	A	区は「良好な住宅ストックの形成」という理念的目標に向けて、単に法定上の要求水準をクリアすることにどまらず、区内の住宅ニーズ、特に住宅確保や環境整備について適切な支援や誘導が必要な対象に多面的な方法でアプローチし、区全体としての住宅供給の適正化に真摯に取り組んでいるといえる。今後は、交通施策など施策横断的な視点を積極的に取り入れるとともに、区民とさらに協働する形で住環境整備を進めていただきたい。
カ	A	住みよい住宅・地域と調和のとれた住環境を実現するための取組は行われている。ただし、マンション改修関連の支援事業等、より制度を活用してもらうための方策についての検討は必要である。また、マンション建設に関して直接的な影響のみならず、間接的に影響を受ける交通機関等の関連問題についても関連部署との横連携を一層密にし、必要に応じ対応状況の周辺住民への区としての対応状況のアナウンスを行うことも有用ではないかと考える。
その他		

《参考》 外部評価モニターの評価  
※評価にかかる意見は92頁参照

S	A	B	C	無回答	計
0人	6人	3人	3人	0人	12人

施策 31	便利で快適な道路・交通網の整備	主管部長(課)	土木部長(交通対策課)
		関係部長(課)	地域振興部長(地域振興課)、都市整備部長(都市計画課、まちづくり推進課)、土木部長(管理課、道路課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①安全で環境に配慮した道路の整備	橋梁の長寿命化及び無電柱化を推進するとともに、都市計画道路を整備することにより、安全で快適な道路環境の創出を図ります。さらに、生活道路網の充実を図るとともに、環境負荷低減のため、歩道の透水性、遮熱性に配慮した道路整備や緑化を一層推進します。
②通行の安全性と快適性の確保	自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去、自転車走行空間の整備検討や道路の不正使用の是正を進めることにより、安全かつ快適な通行空間を確保します。また、交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図っていきます。
③公共交通網の充実	区の南北を結ぶ交通網の利便性を高めるため、地下鉄8号線(豊洲一住吉間)の早期事業化に向け、関係機関との協議・調整を図っていきます。また、区民の移動実態やニーズを把握した上で、バス網や新交通システムについても検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>急速に進む橋梁の老朽化と膨大な更新需要が発生</li> <li>東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定</li> <li>オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業において、辰巳・東雲地区で事業を実施中</li> <li>都内の無電柱化を推進するため、無電柱化推進条例(案)を含めた「都民ファーストでつくる『新しい東京』」(平成28年12月)を東京都が策定</li> <li>未整備の都市計画道路の早期整備、生活道路網や地域間ネットワークの充実要望</li> <li>都市計画道路補助115号線の用地取得が完了し、道路築造工事を実施中</li> <li>東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定、改正(平成25年7月・平成29年2月施行)及び東京都自転車走行空間整備推進計画の策定に伴う優先整備区間の決定(永代通り・晴海通り・清澄通り一部)</li> <li>自転車利用の増加</li> <li>江東区自転車利用環境推進方針の策定(平成28年3月)</li> <li>自転車活用推進法の施行(平成29年5月)</li> <li>豊洲市場の開場延期</li> <li>環状第2号線の工事車両に限定した一部開通</li> <li>城東地区の南北交通の充実要望</li> <li>既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部を結ぶ交通手段の充実要望</li> <li>交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の公表(平成28年4月)</li> <li>コミュニティサイクルの実証実験期間の延長(平成30年3月まで)</li> <li>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区との相互乗り入れ実験を実施するとともに、区内全域展開に向け新規事業化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理橋梁のうち、建設後50年以上の橋梁が38%を占め、道路ネットワークの安全性と信頼性が確保されない。</li> <li>豊洲市場開場やオリンピック・パラリンピック競技会場整備により通行車両が増加し、さらなる交通安全対策が求められる。</li> <li>平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、多くの自治体で推進計画を策定し路線展開していくことが想定される。</li> <li>南部地域の発展に伴う人口増加等により、交通量が増加するとともに、駅周辺放置自転車が発生する。</li> <li>自転車に係る、より充実した施策展開(走行空間・放置自転車対策・安全利用啓発・コミュニティサイクル)が求められる。</li> <li>環状第2号線開通延期により、区内における工事車両等が増加する。</li> <li>高齢者や障害者の移動範囲が限定される。</li> <li>既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部間の交通手段が充実せず、区内交通網の一体感が失われる。</li> <li>放射鉄道路線の混雑状況が解消されない。</li> <li>南北交通の利便性が向上しない。</li> <li>コミュニティサイクルのエリア拡大が進まなければまちの回遊性及び区内の移動利便性が向上しない。</li> </ul>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標

	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
123 無電柱化道路延長(区道)	m	16,948 (25年度末)	17,139	17,749				23,210	道路課
124 都市計画道路の整備率	%	92.3 (25年度末)	92.3	92.6				—	都市 計画課
125 交通事故発生件数	件	1,260 (25年)	1,281 (27年)	1,170 (28年)				—	交通 対策課
126 自転車事故発生件数(第1・第2当事者 合計)	件	473 (25年)	466 (27年)	385 (28年)				—	交通 対策課



4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
127 駅周辺の放置自転車数	台	1,874 (25年度)	1,405	1,120				1,510	交通 対策課
128 区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	20,290 (25年度末)	22,427	21,322				22,910	交通 対策課
129 電車やバスで便利に移動できると思う 区民の割合	%	59.0	62.2	63.7				66	交通 対策課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標123：16,948 指標124：92.3 指標125：1,131（26年） 指標126：379（26年） 指標127：1,627 指標128：20,370

## 5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	6,247,577千円	5,918,070千円	6,215,582千円	0千円
事業費	5,552,940千円	5,291,316千円	5,532,793千円	
人件費	694,637千円	626,754千円	682,789千円	

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標123】平成26年度に東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業の予備設計を完了しており、平成29年度より本体工事に着手している。また、仙台堀川公園周辺道路においては平成30年度より設計を実施する予定である。亀戸地区は平成27年度に完了し、無電柱化が着実に進んでいる。

【指標124】都市計画道路は、極めて重要な基盤施設であることから、「第四次事業化計画」を定めて事業を進めており、今後もその方針に基づき整備が行われる。

【指標125】交通安全啓発事業の推進により、交通事故件数は平成27年は1,281件であったが、平成28年は1,170件と大幅に減少した。

【指標126】自転車の第1当事者（加害者）数が平成27年は88件であったが、平成28年は65件と減少した。自転車事故件数は平成28年は前年に比べ減少したが、都内市区町村別の比較では本区の発生件数が多いことから、自転車利用者へのルール・マナー普及啓発の強化や自転車通行空間の早期整備が重要といえる。

【指標127】駅周辺を自転車放置禁止区域とし、重点的に放置自転車の撤去を行っている。駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあり、指標の目標値達成に向け、効果を上げているといえる。

【指標128】平成27年度に江東区豊洲駅地下自転車駐車を開設し、南部地域の自転車駐車場の駐車可能台数の確保が進んだ。平成28年度から老朽化した亀戸駅東口自転車駐車場の建替え工事を行っている。そのため一時的には平成28年度の駐車可能台数は減っている。改修後はオートスロープを設置し、支払いに交通系電子マネーに対応することで利用者の利便性の向上を図る。また、自転車駐車場の管理運営に従前から引き続き指定管理者制度を活用して、効率的、かつ効果的な機器やスペースの有効利用を行うことで、駐車可能台数の増えた自転車駐車場もあり、目標値の達成に向け、着実に進展しているといえる。

【指標129】平成28年度は臨海部を中心にバス路線の増便等充実が図られ、調査結果は前年度よりやや上昇した。本区の公共交通のうち最も分担率の高い鉄軌道について、平成28年度中の新設や大幅なサービスレベル向上は行われず、今後は概ね横ばいで推移すると考えられる。

### (2) 施策における現状と課題

◆区内の橋梁・道路の老朽化により膨大な更新需要が見込まれるとともに、無電柱化や都市計画道路の早期整備が求められている。いずれの場合にも、バリアフリー化や耐震化、また遮熱舗装や緑化、ライフサイクルコスト縮減等、環境負荷低減を視野に入れた計画的実施が重要となってくる。◆平成24・25年度は公共土木施設災害復旧国庫負担金を活用した東日本大震災による液状化被害の本復旧工事を行ったが、道路復旧は平成28年度に完了した。◆交通事故件数は減少傾向にあるが、近年、死亡事故を含む重大事故が多発している。◆豊洲市場の開場やオリンピック・パラリンピック競技会場の建設等に伴う通行車両の増加が予測されることから、交通安全対策の一層の強化が必要である。◆自転車が公共交通とともに身近な交通手段として重要視されるようになってきている。一方で放置や自転車事故防止などの課題がある。◆地下鉄8号線（豊洲一住吉間）については、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において「国際競争力の強化に資するプロジェクト」に位置付けられ、関係者と費用負担のあり方や事業主体の選定等について合意形成を進めるべきとされた。また、平成28年度より、区の早期整備に向けた積極姿勢を示し、国や東京都等との合意形成を一層促進させるため、江東区地下鉄8号線建設基金の積立額を5億円から10億円に増額した。事業化に向けては、関係者間での合意形成が不可欠である。その他バス網や新交通システムについても区民の移動実態やニーズを把握した上で、検討していく必要がある。◆コミュニティサイクルについては平成28年2月より千代田区、中央区、港区との相互乗り入れ実験を開始したことに加え、平成28年度に新宿区・文京区も参入した。今後は更なる広域化に向けた具体的な検討及び課題点の整理が必要である。また、今後、区内における計画的なエリア拡大を図るため、ポート用地の確保を確実に進めていく必要がある。

### (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆老朽橋梁の増大に対し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストを縮減した修繕を行う。◆無電柱化を推進し、災害に強い快適な歩行空間の確保を図る。◆老朽道路の改修時には、バリアフリー化を推進し、遮熱舗装や緑化の充実により環境対策を図っていく。◆未整備の都市計画道路について、早期整備に努める。◆交通管理者である警察署及び交通安全協会、学校等と連携して交通安全啓発事業を実施し、引き続き交通事故の減少を目指していく。◆江東区自転車利用環境推進方針に則り、「まもる（ルール・マナーの普及啓発）」「はしる（通行環境）」「とめる（駐車環境）」を軸としたハード・ソフト両面における自転車利用環境整備を推進し、引き続き自転車事故の減少を目指していく。◆効果的・効率的な撤去体制により、引き続き放置自転車の減少を目指していく。◆南部地域の開発等にあわせ、駅周辺の自転車駐車を整備し、放置自転車が発生しないように努める。また、自転車駐車の整備にあたっては、多様な整備運営手法を検討・導入していく。◆路線バスなど他の交通の状況をふまえながら、コミュニティバス事業の今後のあり方を検討する。◆鉄道、バス等の交通事業者と粘り強く協議を重ね、利便性の向上を図っていく。特に地下鉄8号線（豊洲一住吉間）については、早期事業化を目指し、東京都や営業主体と想定される東京メトロなどの関係機関との合意形成を図っていく。◆コミュニティサイクルの運営方法や事業収支状況の検証を行うとともに、区内全域展開に向けたポート設置等の取組を推進していく。また、今後の更なる広域化に向けた具体的な検討及び課題点の整理を行っていく。

施策 31	便利で快適な道路・交通網の整備	主管部長(課)	土木部長(交通対策課)
		関係部長(課)	地域振興部長(地域振興課)、都市整備部長(都市計画課、まちづくり推進課)、土木部長(管理課、道路課、施設保全課)

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

・各種施設の整備・改修について、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、ライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。【土木部】

・無電柱化事業については、整備対象と優先順位を明確にしたうえで整備を進める。【土木部】

・引き続き地下鉄8号線延伸事業の早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、区内の公共交通に関する区民の移動実態やニーズを把握し、利便性の向上に向けた関係機関との協議・連携を強化させる。【土木部】

・国や都と連携し、自転車を利用しやすい環境の整備を進めるとともに、引き続き自転車利用者の事故防止やマナー向上に取り組む。また、コミュニティサイクルの今後の展開については、現在実施している実証実験を引き続き検証し、検討を進める。【都市整備部・土木部】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

・各種施設の整備・改修について、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、ライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。【土木部】

・無電柱化事業については、整備対象と優先順位を明確にしたうえで整備を進める。【土木部】

・引き続き地下鉄8号線延伸事業の早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、区内の公共交通に関する区民の移動実態やニーズを把握し、利便性の向上に向けた関係機関との協議・連携を強化させる。【土木部】

・国や都と連携し、自転車を利用しやすい環境の整備を進めるとともに、引き続き自転車利用者の事故防止やマナー向上に取り組む。【土木部】

これまでの取り組み状況				
① 各種施設の整備・改修計画の着実な実施とライフサイクルコストの検討やコスト縮減				
取り組み	老朽化の進んだ亀戸駅東口自転車駐車場について、平成28年度より建替え工事を実施。建て替え工事等を指定管理者の負担で行うことにより区負担の削減を行った。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車駐車場管理運営事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	自転車駐車場管理運営事業
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
自転車駐車場管理運営事業				
② 無電柱化事業の整備対象と優先順位の明確化				
取り組み	これまで、平成20年度の「江東区無電柱化基本計画策定報告書」を参考に、富岡地区・都市計画道路補助199号及び200号線・豊洲五丁目・亀戸三丁目が無電柱化事業を実施した。また、現在は都市計画道路補助115号線とオリンピック・パラリンピック会場周辺路線で無電柱化事業を実施している。今後は、平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」や都の無電柱化に関する要綱等を踏まえ、優先順位等を明確化した推進計画を策定していく方針である。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
③ 地下鉄8号線延伸事業への取り組みと区内公共交通に関する実態把握				
取り組み	平成28年4月に公表された交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置付けられ、関係者間で「費用負担のあり方や事業主体の選定等について合意形成を進めるべき」とされたことから、「東京8号線(豊洲～住吉間)整備計画策定調査委託」を行うとともに、「東京8号線(豊洲～住吉間)延伸に関する懇談会」を開催し、関係機関の意見を踏まえながら、整備計画の深度化を図った。また、区内公共交通に関する実態把握については、公表されている統計データ等の分析を行っている。引続き、実態把握に努めるとともに、関係機関との連携を強化していく。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
④ 自転車を利用しやすい環境整備と利用者の事故防止やマナー向上				
取り組み	事故遭遇率や違反率が高い高校生や一般成人層への普及啓発活動を強化するため、中学生を対象に実施していたスタントマン活用自転車安全教室を、区内都立高校においても実施し、高校生・一般参加者の参加受け入れを始めた。また、偶数月の区報で自転車ルールを紹介するコラムを掲載し、ルール・マナーの啓発を行った。自転車通行ネットワークの早期構築を目指し、平成28年度は東陽町駅周辺と砂町北部周辺の区道に対し、自転車通行空間を整備した。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車通行空間整備事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	自転車通行空間整備事業
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
自転車通行空間整備事業				
⑤ コミュニティサイクルの実証実験の検証と今後の展開				
取り組み	コミュニティサイクルを多角的に検証するため、電動アシストの導入や貸出返却システムの変更の他、区境を越えた相互乗入れ実験も行っている。また、当初区内臨海部を展開地としていたが、順調な利用者の増加を受け、平成28年度より新規事業化し、今後区内全域での展開をめざし、さらなる推進を図っていく。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティサイクル推進事業(平成28年度より新規事業化)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	コミュニティサイクル推進事業(平成28年度より新規事業化)
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
コミュニティサイクル推進事業(平成28年度より新規事業化)				

## 《外部評価委員会による評価》

①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	指標数値の示すところによる。
オ	A	道路整備、交通・自転車事故発生件数の低下、放置自転車数の減少等、各指標値は順調に推移しており、施策目標に対する成果が上がっているといえる。その性格上目標値を定めていないと思われる指標124～126については、前年度比増減といった基準等、目標設定について工夫の余地がないかどうか再検討をお願いしたい。
カ	A	施策実現に関する指標は概ね順調に推移しており、一定の成果が上がっていると判断した。ただし、区民が感じる移動の利便性に関しては、回答に地域的な差もあり、否定的な回答の多い地域に対する要因分析・対応策の検討は必要である。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	S	道路整備、無電柱化、自転車レーン、駐輪場、都バス増便等、認知した需要に対する躊躇ない着手が行われていることが感じられる。
オ	A	特に南北移動の公共交通整備は、多くの区民が望んでいることであるが、これについて区は粘り強く、都や民間事業者との折衝・調整を重ねてきている。また、交通環境整備については、快適性のみならず、災害時の移動路確保を含めた安全性に対する関心が高いと考えられるが、区ではこれについても橋梁の維持管理、電柱の地中化等を通じた対応を計画的かつ適切に進めている。
カ	A	橋梁の老朽化に関連して、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、予防保全の観点からの修繕が行われている点は評価できる。自転車利用増加に関連しては、事故防止・マナー向上のための安全利用啓発、駐輪場の確保等にも取り組まれている。自転車ナビラインの整備が進んできているが、ナビラインへの路上駐車が自転車通行の妨げとなっている問題等もあり、関係機関との連携により利用が適切になされるように配慮する必要がある。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	A	コミュニティサイクルにおける広域連携への積極的取り組み、自転車安全教室における都立高校との連携など評価すべき点が多い。
オ	A	特に道路整備(自転車道整備含む)、公共交通整備については、国・都等の行政連携を、自転車駐車場については民間事業者との連携を意欲的に進めており、区がとるべき役割が適切に果たされているといえる。
カ	A	地下鉄8号線延伸に関しては主体が区以外の部分が多いが、関係団体への働きかけや連携は適切に行われている。また、駐輪場運営・改修における指定管理者の活用、自転車ルールマナーの普及啓発活動においての教育関係機関・警察等の連携等が図られている。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	S	区民に対して、施策課題の解決が「進展している」と説明ができるだけの業務実績がヒアリング及び資料において示された。
オ	A	道路・橋、自転車利用環境、公共交通整備を多面的に取り組まれており、総じて良好な展開といえる。今後は、「区民のモビリティを高める」という視点をより強く意識して、それぞれの施策実現の取り組みどうしの関連性をより高める視点と工夫を期待したい。例えば南部地域で始まったコミュニティサイクルの仕組みが、北部の地区に順次拡充して展開されていることは望ましいことであるが、これによるモビリティ向上効果についても検証し、積極的に区民に対して公表するといった視点が今後は重要となる。
カ	A	橋梁の修繕、駐輪場の整備等の取り組みにおいて、限られた期間・予算を意識しライフサイクルコストを抑えるという観点を取り入れた取り組みが見られた点は評価できる。無電柱化に関しては、時間と予算が限られるため都市防災機能強化等を考慮し優先順位を明確化したうえでの促進の必要があるが、その際、区の方針(優先順位の理由等)については、HP等において区民に明示することが望まれる。
その他		

《参考》 外部評価モニターの評価  
※評価にかかる意見は93頁参照

S	A	B	C	無回答	計
0人	9人	3人	0人	0人	12人

<b>施策 32 災害に強い都市の形成</b>	主管部長(課)	都市整備部長(建築調整課)
	関係部長(課)	総務部長(営繕課、防災課)、都市整備部長(地域整備課)、土木部長(管理課、道路課、河川公園課、施設保全課)

**1 施策が目指す江東区の姿**  
地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。

**2 施策を実現するための取り組み**

①耐震・不燃化の推進	平成27年度までに区立施設の耐震化100%を目指します。また、江東区耐震促進計画の見直しに合わせ、緊急輸送道路沿道建築物や住宅、民間建築物の耐震化を促進するとともに、助成事業の充実を図ります。さらに、細街路の拡幅整備を進め、災害時における延焼防止並びに避難路の確保に努めます。不燃化の推進に関しては、都が進める不燃化10年プロジェクトの目標年次までに、区内すべての町丁目において、不燃領域率70%以上の達成を図ります。
②水害対策の推進	高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指します。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めます。
③災害時における救援態勢の整備	防災倉庫の改修や新設を進めるとともに、物資の輸送ルート確保に努めます。

**3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災及び首都直下地震の被害想定の見直し等により、区民の耐震化・不燃化に対する関心はかつてない高まりを見せている。</li> <li>東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について、平成27年度末までに100%を目標としていたが、助成措置年度の延長を含め、「東京都耐震改修促進計画」の見直しを行い、平成31年度末までの目標値を90%とし、耐震化の年次計画を平成37年度末まで延期することとした。</li> <li>細街路拡幅整備事業の申請件数は住宅等建築確認件数に左右され、整備延長の実績は一定していない。</li> <li>地球温暖化等による局所的集中豪雨の増加対策のため、雨水流出抑制を進めている。</li> <li>平成27年度に江東区洪水ハザードマップを改定した。</li> <li>平成28年3月に国土交通省では荒川水系河川整備計画が策定され、洪水対策、高潮対策が進められている。</li> <li>臨海部を中心に人口が急増している。</li> <li>平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震を受け、家庭での備蓄の重要性が改めて認識されるとともに、区の備蓄物資に対するニーズが増加及び多様化している。</li> <li>平成27年度に単独施設である江東区中央防災倉庫と施設併設である豊洲シビックセンター防災倉庫及び新木場防災倉庫が完成した。</li> <li>平成28年度に大島防災倉庫が入っていた都営住宅の建て替え工事に伴い、隣接の都営住宅敷地内に単独施設として大島防災倉庫を移設した。</li> <li>木密地域は、全般的に借地・借家人が多く、土地・建物の権利関係が複雑していることに加え、地域の高齢化が進んでおり、臨海部に比べ、市街地更新が進んでいない状況にある。このことから、区民からは、建て替え等を円滑に行うための制度設計や、地域の魅力を向上させ、市街地更新が円滑に進むような施策が望まれている。</li> <li>北砂三・四・五丁目(不燃化特区推進事業地区)において、今後、道路・公園等のハード整備を見据え、UR都市機構とまちづくりの基本協定を締結した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江東区の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は、平成28年度末85.7%である。なお、平成28年3月に一部改定した「江東区耐震改修促進計画」において、平成31年度末の目標値を90%、平成37年度末の目標値を100%としている。</li> <li>江東区耐震改修促進計画の見直しに伴う民間建築物(戸建木造住宅・マンション等)の耐震助成制度の充実や、耐震改修済みの建物が増加することにより、区民の耐震化への関心が更に高まり、耐震改修の促進が見込まれる。</li> <li>細街路拡幅整備の平成28年度末の整備延長は16,617.48mとなっている。地域防災計画においても、避難路確保や消防・救助活動等の円滑化対策として掲げられており、事業を進めていく必要がある。</li> <li>防災上重要な区立施設は、平成27年度までに目標の耐震化率100%を達成した。</li> <li>台風の大型化やヒートアイランド現象が原因と考えられる局所的集中豪雨や土地の高度利用による地下空間の増加などにより浸水被害が増加する。</li> <li>臨海部を中心に人口の増加傾向が続き、地区バランスを調整するために備蓄計画の見直しが必要となる。</li> <li>備蓄物資の種類と量について、新たな災害の教訓や区民の多様なニーズに即した対応が必要となる。</li> <li>木密地域においては、従来の道路や公園事業といった基盤整備事業の他に、地区計画を伴わない建蔽率の緩和や、建築基準法の緩和等の、個別の建て替え更新施策を適用する自治体が増えてきている。江東区においても、現状の施策のみでは不燃領域率の向上を大きく見込めないため、上記施策の適用を検討する必要がある。</li> <li>北砂三・四・五丁目(不燃化特区推進事業地区)においては、道路・公園等のハード面の整備を含めた防災まちづくりを、住民と共に進めていく必要がある。</li> <li>不燃化特区推進事業区域外の木密地区については、平成28年度の実態調査を基に、平成29年度より、防災まちづくりの機運醸成を図る必要がある。</li> </ul>

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃化特区事業以外の木密地区においても、不燃化等事業が区民から望まれていることから、当該地区に対する実態調査を、平成28年度に行っている。</li> <li>・平成27年7月に水防法が改正され、浸水想定区域が想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充された。また、内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度が創設された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法の改正に伴いハザードマップ（洪水・大雨（内水））の改定や新たにハザードマップ（高潮）を策定する必要がある。</li> </ul>
<b>3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業</b>	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
130 民間特定建築物耐震化率 (大規模建築物)	%	82 (24年度)	—	86 (25年度)				93	建築 調整課
131 民間特定建築物耐震化率 (特定緊急輸送道路沿道建築物)	%	81.9	84.1	85.7				100	建築 調整課
132 細街路拡幅整備延長	m	13,705.29 (25年度)	15,779.54	16,617.48				19,055	建築 調整課
133 不燃領域率70%以下の町丁目数		16 (23年度)	—	—				0	地域 整備課
134 浸水被害件数	件	21 (25年度)	0	0				0	河川 公園課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの  
【参考】26年度の指標値 指標132：14,878.51 指標134：22

5 施策コストの状況				
	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	2,232,667千円	1,249,281千円	1,748,310千円	0千円
事業費	2,026,361千円	1,063,325千円	1,564,268千円	
人件費	206,306千円	185,956千円	184,042千円	

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策実現に関する指標の進展状況
<p>【指標130】民間建築物の耐震化については、江東区耐震改修促進計画の見直しを踏まえ、進捗状況の把握に努めつつ、緩やかではあるが着実に耐震化率の目標達成に向かっており、更なる施策の充実により耐震化を促進する。</p> <p>【指標131】特定緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断はすでに96%以上の物件で完了しており、引き続き東京都と協力して、目標達成に向け、耐震改修工事実施について所有者等への普及啓発を進めていく。</p> <p>【指標132】建築確認件数が増加傾向にあることから、細街路拡幅整備延長については増加することが想定される。</p> <p>【指標133】北砂三・四・五丁目地区(不燃化特区推進事業)においては、不燃領域率70%の達成を実現すべく、これまでの戸別訪問や老朽除却助成等の施策に加え、道路・公園等のハード面の整備を見据え、平成28年1月にUR都市機構とまちづくりの基本協定を締結した。また、その他の木密地域においては、平成29年度からの取組みに向け、実態調査を行った。</p> <p>【指標134】現時点では、時間50mm以上の局所的集中豪雨の場合、下水道の許容能力を超えるため、浸水被害は避けられない。なお、区内の下水道再構築事業等は進められ平成27年度、28年度においては、浸水被害件数は0件となっているが、今般の記録的豪雨が全国的に報告されているように、浸水被害件数は今後増えることが想定される。</p>

## (2) 施策における現状と課題

◆民間建築物の耐震化については、耐震診断の申請件数はあるが、耐震改修工事は、資金不足や分譲マンションの管理組合員の合意形成の難しさから申請が伸び悩んでいる。◆建物の建替え時等に合わせた細街路拡幅整備への働きかけ等を行っており、細街路拡幅整備の整備延長は増加傾向で推移している。◆時間50mmを超える局所的な集中豪雨が多発する中、下水道整備については江東幹線整備等の再構築事業が進行中であるが、約500haと広い流域面積が完了して整備効果が現れるには時間がかかる。また、区と事業者、区民の協力による浸水対策として「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」を定め指導を行っている。◆臨海部を中心とした人口の急増によって地区バランスが大きく変動する中、東日本大震災により明らかになったニーズや東京都の被害想定を考慮し、実態に則した備蓄物資等の配備体制の構築が必要である。また、人口増加による区民の要望も多種多様化しており、備蓄物資や資機材等の種類の検討及び保管場所の確保は今後も必要である。◆北砂三・四・五丁目地区においては、目標である不燃領域率70%を達成するため、平成26・27年度においては、新防火地域・防災再開発促進地区の指定、老朽建築物の適正管理条例の施行、老朽建築物の除却や戸建て建て替え促進助成、約2,200件の戸別訪問、現地相談ステーションの運営を行い、助成対象となる建築物の確認件数は着実に伸びている状況である。また、今後の道路・公園等のハード整備を見据えた地区計画を策定するため、平成28年1月にUR都市機構とまちづくりの基本協定を締結した。加えて、住民主体のまちづくり協議会を設立し、防災まちづくりに関する協議を行っている。今後は、現状の施策に加え、UR都市機構を積極的に活用し区民の要望に応えるための総合的な施策を進めていく必要がある。

## (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆最新の被害想定を踏まえ、耐震改修の重要性を啓発していく。◆特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事について、耐震性の低い建築物（ $l_s$ 値0.3未満）への助成制度の拡充を図り、東京都とともに普及啓発を強める。また、江東区耐震改修促進計画を踏まえた住宅や民間特定建築物の耐震助成制度の拡充を検討し、普及啓発に努める。◆細街路拡幅整備事業の促進により、狭あい道路の拡幅を進め、防災性の向上を図る。◆下水道整備事業を受託し、再構築事業を促進させる。◆人口増加による地区バランスの変動や最新の被害想定を考慮しながら、備蓄物資や資機材等の種類と量の見直しと、それに伴う防災倉庫の配備計画を進める。◆北砂三・四・五丁目地区(不燃化特区推進事業)においては、現状の施策に加え、基本協定を締結したUR都市機構を積極的に活用しながら、道路・公園等のハード面の整備等、総合的な施策を進めていく。今後は、まちづくり協議会の提案を受け、まちづくり方針及び地区計画を策定していく。また、その他の木密地域においては、平成28年度の実態調査を基に、現在行っている不燃化特区推進事業における有効な施策をパイロットにしながら、平成29年度から防災まちづくりの機運醸成を図っていく。



<b>施策 32 災害に強い都市の形成</b>	主管部長(課)	都市整備部長(建築調整課)
	関係部長(課)	総務部長(営繕課、防災課)、都市整備部長(地域整備課)、土木部長(管理課、道路課、河川公園課、施設保全課)

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

- ・既存事業の着実な実施に加えて、近年明らかとなった災害リスク等に係る区民への的確な情報提供及び国・都との役割分担による各種災害への対応を進める。【土木部】
- ・民間建築物耐震促進事業について、耐震改修工事につながる効果的な方策を検討する。【都市整備部】
- ・近年多発している局所的な集中豪雨に関し、都と連携をしながら、雨水流出抑制対策の着実な実施を図る。【土木部】
- ・木造住宅密集地区における不燃領域率70%の実現に向け、不燃化特区における事業の進捗状況や区民ニーズ等の分析を行い、効果的な方策を検討した上で取り組みを推進する。【都市整備部】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

- ・既存事業の着実な実施に加えて、近年明らかとなった災害リスク等に係る区民への的確な情報提供及び国・都との役割分担による各種災害への対応を進める。【土木部】
- ・民間建築物耐震促進事業について、耐震改修工事につながる効果的な方策を検討する。【都市整備部】
- ・近年多発している局所的な集中豪雨に関し、都と連携をしながら、雨水流出抑制対策の着実な実施を図る。【土木部】
- ・木造住宅密集地区における不燃領域率70%の実現に向け、不燃化特区における事業の進捗状況や区民ニーズ等の分析を行ったうえで取り組みを推進する。【都市整備部】

これまでの取り組み状況	
① 民間建築物の耐震化促進	
取り組み	東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を平成37年度末まで延期することから、平成28年3月に改正された「東京都耐震改修促進計画」との整合性を図り、「江東区耐震改修促進計画」を一部改正し、平成31年度末の目標値を90%、平成37年度末の目標値を100%とした。
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】
② 戸建て木造住宅の耐震化普及啓発	
取り組み	戸建て木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断(簡易)を行った所有者へ耐震診断(精密)・耐震補強工事に向けてのアンケートを実施し、所有建築物の今後の耐震対策への考え方等について調査を行った。(調査件数 412件 回答 143件 回答率 34.7%) 調査結果を基に、平成29年度から耐震診断(精密)及び補強工事の助成事業の拡充を行っている。
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】
③ マンション耐震化普及啓発	
取り組み	江東区内マンションの訪問調査を実施し、耐震化の重要性について啓発を行った。また、訪問調査後のマンション管理組合等からの問合せについて、東京都と情報共有を図っている。 (対象件数 21件 対応・検討 11件 不在・拒否 10件)
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】
④ 防災上重要な区立施設の耐震化	
取り組み	小・中学校耐震化 平成21年度完了 その他の区立施設耐震化 平成27年度完了
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】
⑤ 雨水流出抑制対策について	
取り組み	雨水流出抑制対策について、雨水流出抑制対策実施要綱に基づき雨水浸透、貯留施設の設置を推進している。
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】
⑥ 災害リスク等に係る情報提供について	
取り組み	江東区では、荒川の氾濫を想定した江東区洪水ハザードマップと東海豪雨を想定した江東区大雨浸水ハザードマップを作成し、浸水区域、浸水深さ、浸水のおそれのある場合にとるべき行動などを示している。区役所や出張所での配布のほか、ホームページでも閲覧できる。
	【新たな取り組みを行った事業】
	【見直した事業】

⑦ 水防関連施設の整備		
取 り 組 み	国土交通省では、荒川水系河川整備計画に基づき、荒川堤防の耐震化や高潮対策を進めている。東京都建設局では東部低地帯の河川施設整備計画、港湾局では東京港海岸保全施設整備計画、下水道局では下水道施設の地震・津波対策整備計画に基づき、各施設の耐震化等が進められている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
⑧ 不燃化特区制度による助成事業開始		
取 り 組 み	平成26年7月から、災害時に火災等の危険性の高い北砂三・四・五丁目地区(三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部)を対象に「燃えない・燃え広がらないまち」をめざし、東京都「木密地域不燃化10年プロジェクト不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)制度」を活用して、老朽除却や建替え助成等の支援制度を開始した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	不燃化特区推進事業	
⑨ 不燃化相談ステーション開設		
取 り 組 み	平成26年7月、不燃化の積極的な働きかけを行う「不燃化相談ステーション」を開設。現地に相談員が常駐して建替え等に関する問い合わせや区の助成の案内等、また必要に応じて土地や家屋等に関する専門家相談を行う体制を構築した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	不燃化特区推進事業	
⑩ 不燃化特区推進事業推進事業におけるUR都市機構との連携		
取 り 組 み	平成28年1月、区とUR都市機構の間で「北砂三・四・五丁目地区のまちづくりに関する基本協定を」締結。UR都市機構の密集市街地整備に関する技術と経験を活かし、事業の実効性を高めるとともに住民意向を反映した防災まちづくりの実現を図る。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	不燃化特区推進事業	
⑪ 北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会の設立		
取 り 組 み	平成28年10月、不燃化相談ステーションを活用した積極的働きかけにより、地元有志によるまちづくり機運が高まり「まちづくり協議会」を設置することとなった。当該協議会の間を活用し、不燃化特区におけるまちの将来像やまちづくりの方針を地元主体で提案することとなった。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	不燃化特区推進事業	
⑫ 旧小名木川保育園跡地における区民ワークショップを活用した公園整備		
取 り 組 み	不燃化特区内で初のハード整備となる旧小名木川保育園跡地公園整備を行うこととなった。区民を交えたワークショップの開催(平成29年度実施)によって地元意見を反映し、かつ防災に資する公園整備を目指す。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	不燃化特区推進事業	

## 《外部評価委員会による評価》

① 施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	指標数値の示すところによる。
オ	A	指標133以外の各指標(130、131、132、134)値ともに概ね順調に推移している。また指標133についても、指標値に表れていない実績が既に出ていることから、耐震化、不燃化を中心に施策目標の実現に順調に向かっているといえる。
カ	A	施策実現に関する指標である民間特定建築物耐震化率は、助成制度の拡充により着実に上がってきている。浸水被害件数は平成28年度は0となっているが、時間50mm以上の局所的集中豪雨の場合、下水道の許容能力を超えるとのことであり、雨水流出抑制対策の検討が必要である。
② 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	施策環境変化の展望と認識は的確である。
オ	A	区民ニーズへの対応はもちろんであるが、区ではいかなる災害からも区民の生命と財産を守るという覚悟にもとづいて、耐震化・不燃化について長期計画で定めたハード・ソフトの施策と事業を適切に推進しているといえる。
カ	A	区施設の耐震化、民間施設への耐震化の推進助成、不燃化特区推進事業が行われ、区民の耐震化・不燃化に対する関心の高まりに対応した事業が実施されている。近年多発している集中豪雨に関しては、現状の認識のもと対応策の検討を行うことが必要である。
③ 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	S	協働と連携は本施策の根幹と認められるところ、不燃化特区推進事業における戸別訪問をはじめ、地道な努力が行われており、評価できる。
オ	A	特に不燃化対策推進について、北砂3～5丁目における特区制度の活用、不燃化ステーションの設置、まちづくり協議会の立ち上げに至る区民との協働については、行政が効果的な役割を果たしながら住民主体の態勢を構築できたという点で、他地区への不燃化対策推進はもとより、防災ハード施策全般を進める上で横展開可能なモデル的な好事例といえる。
カ	A	不燃化相談ステーションを活用した積極的な働きかけにより、地域住民の意識が高まり「まちづくり協議会」の設置に至る等、地域住民との連携が図られている。
④ 施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	A	施策目標の達成が住民・企業、地域の意思に依存する困難な行政分野であるが、当事者との接触機会をとらえての情報提供・理解増進、助成措置の機敏な拡充等、可能な限りの手立てがとられていると見受けられる点が評価できる。
オ	A	本施策は、耐震化・不燃化を中心とする主に防災関連のハード整備施策をその内容とする。この限りにおいて本施策の成果は十分に評価できる。一方、防災減災はソフト・ハードの戦略的な組み合わせにより効果を発揮する。今後は総務部と都市整備部の連携はもとより、常に地域において防災・減災のテーマ別の共助の仕組みあるいは行政・区民の連携の仕組みづくりを強力に進めていただきたい。
カ	A	区民の防災への関心は高まっており、それに対応しての取組が行われている。本施策は災害に強い都市の形成という物理面での予防対策に重点が置かれた施策であるが、被害が生じた場合の情報の一元管理・普及・二次災害防止という観点から施策33(地域防災力の強化)との連携も重要となる。
その他		
本施策に限らず、外部評価は外部評価委員や区民モニターとのコミュニケーションの場という認識を持っていただき、説明については施策責任者自身の言葉で、施策のポイントを誰もが理解できるよう説明する姿勢を期待したい。		

《参考》 外部評価モニターの評価  
※評価にかかる意見は94頁参照

S	A	B	C	無回答	計
0人	8人	3人	1人	0人	12人

計画の実現に向けて	3	自律的な区政基盤の確立	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(財政課、オリンピック・パラリンピック開催準備課)、総務部長(総務課、人権推進課)、区民部長(課税課、納税課)、会計管理室長(会計管理室)、選挙管理委員会事務局長(選挙管理委員会事務局)、区議会事務局長(区議会事務局)

**1 目指すべき江東区の姿**

都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

**2 計画を実現するための取り組み**

①自律的な区政基盤の強化	都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
②安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納率の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

**3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆるリーマンショック後の景気低迷の影響により、税収・収納率とも減少傾向にあったが、近年は景気回復の兆しが見え始める中で、税収・収納率ともに回復傾向が見られる。</li> <li>・平成26年4月より、消費税率が5%から8%に引き上げられ、歳入歳出両面で影響を及ぼしている。</li> <li>・平成27年1月、地方公会計制度改革の方針により、発生主義・複式簿記の導入など国の統一的な基準に基づく財務書類の作成・公表(平成29年度まで)が要請された。</li> <li>・平成28年2月、日銀が史上初めてマイナス金利を導入した。</li> <li>・特別区交付金の原資となる法人住民税法人税割の一部が国税化され、平成31年度以降に更なる国税化が予定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率の引き上げ等、今後の景気の動向は依然として不透明であり、安定的に税収を確保するためにも収納率の向上に向けたより効果的な取り組みが求められる。</li> <li>・特別区税や特別区交付金は、景気動向に大きく左右されるため、歳入環境に見合った財政運営が求められる。</li> <li>・いかなる区財政の現状にあっても、安定的、継続的に区民サービスを提供するため、基金及び起債を有効かつ計画的に活用することが求められる。</li> <li>・人口増加に対する公共施設整備の財源として基金と起債を活用していくが、そのバランスや、負担の世代間公平を考慮しつつ、財政運営を行っていく必要がある。</li> <li>・区民ニーズの変化にスピード感を持って対応するため、効率的・効果的な財政運営の推進とともに、新たな財源確保策に積極的に取り組むなど、財政基盤の強化が求められる。</li> </ul>

**3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業**

**4 計画実現に関する指標**

	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
151 経常収支比率	%	81.1 (25年度)	75.9	76.0				80.0	財政課
152 公債費負担比率	%	2.5 (25年度)	2.1	1.8				5.0	財政課
153 基金残高と起債残高との差し引き額	百万円	46,801 (25年度)	61,775	71,652				—	財政課
154	特別区民税の収納率(現年分)	%	98.65 (25年度)	99.10	99.24			98.85	納税課
	特別区民税の収納率(滞納繰越分)	%	39.18 (25年度)	41.67	46.08			45.00	納税課
155	特別区民税の収入未済率	%	4.31 (25年度)	2.71	2.60			2.24	納税課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの  
(指標152について、平成26年度決算より特別区全体で通常使用する指標が「公債費負担比率」となったことに伴い変更)  
【参考】26年度の指標値 指標151: 78.0 指標152: 2.3 指標153: 52,496 指標154(現年分): 98.95、(滞納繰越分): 41.26 指標155: 2.77

5 コストの状況				
	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	6,623,400千円	16,844,953千円	8,038,164千円	
事業費	5,183,955千円	15,547,349千円	6,657,793千円	
人件費	1,439,445千円	1,297,604千円	1,380,371千円	

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標151】平成28年度決算において、経常収支比率は76.0%となり、3年連続で適正水準（70～80%）の範囲内となった。しかしながら、扶助費が右肩上がりに増加を続けていることなどから、今後の推移には十分注意する必要がある。

【指標152】平成28年度決算では公債費負担比率は1.8%と減少したものの、施設整備等に当たっては世代間の負担公平を図っていくため、適債事業には起債を活用していく必要がある。

【指標153】平成28年度決算では、基金と起債残高の差が700億円を超えた（約717億円）。これまで培ってきた財政力として、長期計画（後期）ハード事業の着実な実施や、南部地域の公共施設整備等を見据え、基金を有効に活用する必要がある。

【指標154】適正な滞納処分の徹底などの「基本方針」を基に、特別区民税の収納率（現年分）は平成27年度は99.10%、平成28年度は99.24%、特別区民税の収納率（滞納繰越分）は平成27年度は41.67%、平成28年度は46.08%となっており、ともに高水準を維持している。

【指標155】特別区民税の収入未済率は平成27年度は2.71%、平成28年度は2.60%と現状値と比べ大幅に改善している。

### (2) 現状と課題

◆新たなステージに入った地方分権改革による基礎自治体への権限移譲や規制緩和に対応した区の体制づくりが必要である。◆区の歳入の6割を占める特別区税及び特別区交付金については景気変動に大きく左右されるため、弾力的な財政運営に努める必要がある。◆公共施設の整備に対し、基金・起債の計画的かつ有効な活用が必要である。◆平成32年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピックに伴う事業に要する財源に充てるため、平成27年度より基金を設置した。平成29年度は、「会場周辺道路の遮熱性舗装整備事業」や「オリンピック・パラリンピック教育推進事業」等の関連事業に基金を活用していく。◆人口増による多様化した区民ニーズの増加や扶助費等の伸びが著しいが、指標にある経常収支比率の目標値達成に向けた取り組みが必要である。◆地方公会計制度について、国からの要請では、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保が求められており、これらを踏まえた財務書類（統一的基準モデル）を平成29年度までに作成する必要がある。◆総務省より公共施設等総合管理計画の策定要請があったことを受け、平成28年度、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえたうえで、インフラ資産を含めた公共施設等の計画的な維持管理・更新を推進するための基本方針として「江東区公共施設等総合管理計画」を策定した。

### (3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆自主的かつ総合的な行政をより確実に実施していくため、区への対応策を検討し、都区間での協議を進める。◆中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的な基金の積み立てとともに行財政改革計画の着実な実施により、財政の健全化を図っていく。◆区税の収納率向上のため、適正な滞納処分の強化及び徴収事務の効率化を引き続き実施していく。◆多様なニーズに応えるため導入した、クレジットカード収納やペイジー収納等の収納方法の利用率向上に取り組む。◆統一的基準モデルに基づく財務書類の今後の活用方法について検討していく。◆地方分権の推進や確固たる財政基盤の確立等により、自律した区政運営の実現に取り組む。◆公共施設等総合管理計画に基づく、公共施設等の計画的な維持管理・更新等を推進する。◆長期計画（後期）の着実な推進を図っていく。

計画の実現 に向けて	3	自律的な区政基盤の確立	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(財政課、オリンピック・パラリンピック開催準備課)、総務部長(総務課、人権推進課)、区民部長(課税課、納税課)、会計管理室長(会計管理室)、選挙管理委員会事務局長(選挙管理委員会事務局)、区議会事務局長(区議会事務局)

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

- ・国の地方分権改革の動向等を注視しつつ、必要に応じて区としての対応策を検討する。【政策経営部】
- ・今後の人口動態や施設の状況を踏まえた上で、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を整理する。【政策経営部】
- ・国による地方公会計制度改革に適切に対応し、正確な情報を区民に公表することで、分かりやすく透明性のある財政運営を行う。【政策経営部】
- ・収納率向上に向けた新たな収納方法の利用状況等について、検証を行うとともに、その利用促進のための取り組みを積極的に推進する。【区民部】

### 《参考》 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

- ・国の地方分権改革の動向等を注視しつつ、必要に応じて区としての対応策を検討する。【政策経営部】
- ・中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的に基金・起債を活用するとともに、引き続き不断の行財政改革を推進することにより、健全な財政を維持する。【政策経営部】
- ・国による地方公会計制度改革に適切に対応し、正確な情報を区民に公表することで、分かりやすく透明性のある財政運営を行う。【政策経営部】
- ・収納率向上に向けた新たな収納方法の導入については、その利用促進のための取り組みを積極的に推進する。【区民部】

これまでの取り組み状況				
① 今後の人口動態や施設の状況を踏まえた、公共施設等の管理に関する基本方針の策定について				
取り組み	区の上位計画である「江東区長期計画」の基本理念のもと、「行財政改革計画」や「分野別計画」等との整合性を図るとともに、インフラ資産を含めた公共施設等の計画的な維持管理・更新等を推進するための基本方針として、平成28年度に「江東区公共施設等総合管理計画」を策定した。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
② 新公会計制度の活用				
取り組み	<p>国の地方公会計制度改革に伴い、本区は平成29年度(平成28年度決算)から、統一的な基準による財務書類を作成することとしている。</p> <p>平成27年度は、道路や橋梁などのインフラ資産のほか、リース資産やソフトウェアを含めた固定資産台帳の整備を実施した。</p> <p>平成28年度は、複式簿記導入のためのシステム構築を実施した。</p>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
③ 収納率向上に向けた多様な収納方法の周知				
取り組み	収納率向上に向け、納税通知書、督促状、催告書の発送時に新たな収納方法のチラシ・案内文(約15万枚)を同封し、多様な収納方法の利用促進を図った。今後も引き続き周知に努めていく。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【新たな取り組みを行った事業】</th> <th>【見直した事業】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			



## 《外部評価委員会による評価》

①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	S	人口増加に伴い増大する行政需要の中、財政規律が維持されており、その結果として、各種指標面でも良好な値を示している。高く評価されて良い。
イ	A	新しい公会計システムの運用や、特別区民税の収納率を上げるための新しい納税方法の実施などの施策により、計画実現に関する指標は概ね達成できていると判断できる。
ウ	A	財政状況がよい今の時期だからこそ、自律的な財政基盤の確立をする必要がある。計画実現に関する指標からは十分な成果が上がっていると感じる。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	施策全般にいえることだが、国や都の政策に基づき、多くの自治体で展開されている施策が、総花的に推進されているという印象も拭えない。区民ニーズが出発点であることを基本に、施策自体の意義を絶えず言い直す姿勢も持ち続けてほしい。
イ	A	コンビニでの納税方法を導入するなど、区民ニーズや社会状況に対応した取り組みを実施している点は評価できる。その結果として、収納率も向上している。オリンピック・パラリンピックへの対応も江東区としては重要な施策となっており、都等との協議を重ね、着実な実施に向けた取り組みを行っていると言えるが、その内容等を区民にもわかりやすく伝え、区民の理解を得られるような形での展開を期待したい。
ウ	B	公会計改革への取り組みや公共施設等総合管理計画などについて、標準以上の取り組みであると思うが、財政基盤がよいのであるから、先進区として23区をリードする取り組みが望まれる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	B	区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担については、個別施策ごとの評価だけでなく、「自律的な区政基盤の確立」の視点から横断的(横串的)に評価する必要もあるのではないかと考えている。その点で、一次評価はやや不十分であり、今後に期待したい。
イ	A	民間委託等を積極的に行い、行政コストの削減に努めている点は評価できる。ただし、民間委託等の財政的なコストの効果や、活動等の質的な管理についてもさらに徹底した検証と、その結果の区民への公表を的確に行い、行政の説明責任を果たすことを期待したい。
ウ	B	区民と協働の取り組みによる事業展開やオリンピック・パラリンピック関連の事業については、国や都との適切な役割分担を行い、将来的なトータルコストを示すことにより区民合意を得る必要がある。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	担当部課による説明は分かりやすく、外部評価モニターの理解も進んだのではないと思う。
イ	A	区民ニーズや社会状況に的確に対応するため、新たな施策にも積極的に取り組んでいる点や、オリンピック・パラリンピックについて、関係機関や組織と積極的に協議しながら施策を進めている点は評価できる。ただ、その内容が区民にはわかりづらい点もあるようなので、区民にわかりやすく、的確に説明がされ、区民の理解に基づいた計画の実施がなされることを期待したい。そして、収納率を上げた税金が必要なところに的確に支出されていることを検証、評価し、区民にわかりやすく説明していくことを期待したい。
ウ	A	特別区民税の収入未済率が目標値に近づいていることや、区のすべての債権についても取り組んでいることは評価できる。長期計画の推進による自律的な財政基盤の確立を、区民の合意を得ながら着実に推進する必要がある。
その他		
新公会計制度により整備された固定資産台帳や財務書類などを予算へ活用することや、議会や区民合意を得ながら活用していくことが望まれる。		

《参考》 外部評価モニターの評価  
※評価にかかる意見は95頁参照

S	A	B	C	無回答	計
3人	8人	3人	0人	0人	14人



## 4. 資料

# 外部評価モニターについて

## 1. 外部評価モニターの役割

- 区民参画の一環として、区民2,000人を受作為抽出し、この中で参加を希望する方に「外部評価モニター」として外部評価委員会を傍聴してもらう。
- 討議に加わることはないが、委員と職員との討議終了後、希望者から意見・質問を伺うとともに、会議終了後、「意見シート」にて意見を聴取する。
- 外部評価にあたっては、外部評価モニターの意見も参考とする。

### 「意見シート」様式抜粋

外部評価委員会のヒアリングをお聞きいただき、施策に対する区の取り組みについてどのような感想をもたれましたか？ S～Cのいずれかに「○」をし、評価の理由等を記入願います。			
S	A	B	C
優れていると高く評価できる	良好である	やや不十分である	不十分であり、改善を要する
〔評価の理由、改善提案、一言コメントなど〕			

## 2. 応募状況・抽選結果

- (1) 応募総数 84名
- (2) 抽選結果 84名（全員当選） ※委員会への出席は一人1～2回

### 【性別・年代別】

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	計
男性	0名	1名	4名	9名	1名	10名	9名	34名
女性	0名	7名	14名	11名	10名	3名	5名	50名
計	0名	8名	18名	20名	11名	13名	14名	84名

## 3. 出席状況

出席者数 83名

### 【性別・年代別】

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	計
男性	0名	1名	2名	6名	0名	12名	14名	35名
女性	0名	6名	8名	11名	11名	4名	8名	48名
計	0名	7名	10名	17名	11名	16名	22名	83名

### 【開催日別】

	7/13	7/14	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	計
出席者	13名	14名	9名	12名	12名	12名	11名	83名

## 外部評価モニター意見一覧

施策4		循環型社会の形成	
S	0	0.0%	
A	8	66.7%	
B	4	33.3%	
C	0	0.0%	
無回答	0	0.0%	
計	12	100.0%	

  

番号	評価	評価理由
1	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみは資源であるという考えはよくわかった。</li> <li>・減量に対して、啓発活動により、指標値・目標値の達成を徹底してはどうか。</li> <li>・事業者による事業系廃棄物の再利用率の考え方が周知徹底していないように思われる。言葉の意味も分からなかったが説明を受けて理解できた。</li> </ul>
2	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策実現に関する指標により、成果を上げているのが数値に表れている。5Rについても、特に不燃ごみの再資源化は今後の課題まで明確になっている。</li> <li>・過度な周知は、区民も求めているとは言えないかもしれないが、ポスター等で簡単に目に入るよう発信してほしい。</li> </ul>
3	A	各戸の郵便受に入っているチラシ広告が大量にあり、ほとんどがごみになってしまう。これで区民1人当たりのごみの発生量を減らせというのは如何なものか。条例等でこれらの制限はできないものか。出した広告量に対し、企業に費用を負担させてはどうか。
4	A	明確に自信を持って、計画的に取り組んでいると感じた。
5	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区は5Rに積極的に取り組んでいて、ごみの発生量が減っていることが分かった。</li> <li>・家庭から出る生ごみの水分を減らし、少しでも処分場の延命につなげたい。</li> </ul>
6	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃ごみの全量資源化によるごみの発生0はすごいと思った。</li> <li>・施策について、PR不足だと感じている。この状態で、資源ごみ分別アプリを導入しても、ほとんど活用されないのではないかな。</li> <li>・フードドライブは飲食店やコンビニエンスストア等でもっと取り組まれるべきと思った。</li> </ul>
7	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの出し方の周知について、年一度程度でもいいので区報に入れる形で行ってほしい。ホームページに載っているのであれば、大きなアイコンで分かりやすくしてほしい。</li> <li>・生ごみの水分を絞ることはもっと指導すべき。</li> <li>・地方はごみの分別はもっとシビアにやっている。</li> </ul>
8	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民1人当たりの資源・ごみの発生量は杉並区、練馬区に次いで3位とは知らなかった。区民へのPRについてもっと考えた方がよい。</li> <li>・アルミ缶とスチール缶の回収ボックスをはじめから分けてはどうか。</li> </ul>
9	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5Rと横文字を使わずに日本語で書いてもらいたい。</li> <li>・自分はURに住んでいるが、何十年か前に屋上の焼却炉が使用できなくなった。使用できれば、ごみの減量にもなると思う。</li> <li>・ごみの減量について区が取り組んでいるのは分かったが、近年は外国人も増えているため、その人たちに分別を指導することも重要である。</li> </ul>
10	A	PRに力を入れているように感じない。HPやアプリなどの自分から見にくいものでなく、プッシュ型(メルマガやアプリなら通知されるもの)のPRをもっとした方がよいと思う。
11	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員からの指摘もあったが、ごみ減量のPRが足りていないのではないかな。</li> <li>・ごみが減量しているのも単にリサイクルにまわただけで本当の意味では減っていないのではないかな。</li> <li>・えこっくるでの洋服のリサイクルの取り組みはとても良いと思う。</li> </ul>
12	B	5Rという言葉は初めて聞いた。区民で知っている人はほとんどいないのではないかな。区報等でもっと知らせるべき。日本語も大切にしてほしい。

## 外部評価モニター意見一覧

施策10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上
------	------------------------

S	1	7.7%
A	10	76.9%
B	2	15.4%
C	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	13	100.0%

番号	評価	評価理由
1	S	きめ細かく教育についての話し合いがされていて、将来の江東区の学校教育に期待が持てた。
2	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担感の少ない取り組みの検討が必要である。</li> <li>・思い込みを避け、社会の共感が大事である。</li> </ul>
3	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料が見つらく、コミュニティスクールなど用語が分かりにくかった。</li> <li>・指標の根拠や目標値の決め方が分かりにくかった。指標だけでなく、具体的にどういう取り組みを行ったのかを記載すると分かりやすいのではないかな。</li> </ul>
4	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広く意見を取り入れているように感じた。</li> <li>・英会話教育のために、外部の能力を活用して欲しい。</li> </ul>
5	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標の数値目標を高くするのはいいことである。</li> <li>・区民も理解できるもう少しわかりやすい資料があるとよい。</li> </ul>
6	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区や学校が地域や保護者に対して情報発信し、連携して学校づくりをしていることがよくわかった。</li> <li>・職員や地域の方々に負担がかかっているようなので、多くの方々に理解・協力してもらう工夫が必要なのではないかな。</li> <li>・情報発信に際しては、専門用語を使わず、興味を持てるような内容にすれば、協力者が増えるのではないかな。</li> </ul>
7	A	指標43は件数だけでなく、具体的取り組みの内容が補足されると、よりわかりやすいのではないかな。
8	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人材を活用する仕組みを試行錯誤しながら作っていることが理解できた。</li> <li>・これだけの取り組みがされているが、区民はあまり知らないのではないかな。教育に関する情報提供をお願いしたい。</li> </ul>
9	A	特になし
10	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細分化された様々な業務がある中で、真剣に取り組んでいることが理解・実感できた。</li> <li>・用語が難解で、区民には理解しづらいのではないかな。</li> <li>・状況が刻々と変化する中で、経年比較はしやすいものの、同じ指標を使い続けるのはどうなのか。</li> <li>・ヒトやモノなどの資源が限られているため、優先順位をつけて事業を実施するべきではないかな。</li> </ul>
11	B	用語や文章が具体的ではなく、理解しづらかった。
12	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の定義や意味がわかりにくかった。</li> <li>・指標の数値の積算方法がわかりにくかった。</li> </ul>
13	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教育機関や保護者、区がともに取り組んでいると感じた。</li> <li>・実際に事業を実施した際の効果や展望が資料に記載されているとよい。</li> <li>・「施策コストの状況」は、より詳しい内訳が欲しい。</li> </ul>

## 外部評価モニター意見一覧

施策11	地域ぐるみの子育て家庭への支援
------	-----------------

S	2	14.3%
A	10	71.4%
B	2	14.3%
C	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	14	100.0%

番号	評価	評価理由
1	A	児童虐待が起きていることはテレビ等を見ているとも不思議に思う。親は原点に戻り感謝の気持ちを持つと良い。
2	A	・虐待防止に向けて積極的に取り組んでいると感じた。 ・区民がどこで情報を得ることができるのかわかりづらく、伝わりきっていないのではないか。
3	A	取り組みの必要性は理解できたが、問題点がどこにあるのかわからなかった。
4	B	・具体的な取り組みや内容がないため、評価は難しい。現場の職員がいろいろ頑張っていることはわかった。 ・重大な虐待につながる親をどう見つけ、支援をしていくかが課題である。
5	B	・区の取り組みや児童相談所などの大まかな仕組みはわかった。 ・区民の潜在能力を活用し、地域で子どもを育てることに期待する。
6	A	区が実施している事業がよくわからなかった。
7	A	職員の対応能力強化や地域団体の協力も必要だが、まずは相談窓口の認知度を上げることで、深刻な状況になる前に課題解決を図れるのではないかと。
8	A	・区が行っている取り組みは良いと感じた。 ・相談窓口の認知度向上や、虐待の早期介入、親の育成などに力を入れてほしい。
9	A	努力すれば達成できるという問題ではないため、区の今後の取り組みに期待したい。
10	A	指標について、対応件数だけでなく、解決に至るまでの経緯データも必要なのではないかと。
11	A	・児童虐待の実態がわかりづらい。 ・子育て中の親は、自分の行為が虐待になるかどうかわからないのではないかと。 ・予防のための講演会などは平日の日中が多く、共働きの親は参加しづらいのではないかと。
12	A	・施策の進捗については良好な印象を受けた。 ・児童相談所の移管については都との折衝は困難な印象を受けた。
13	S	児童虐待について、いろいろ取り組んでいるということがわかった。
14	S	区が一生懸命取り組んでいることはわかったが、その活動を区民や親にわかりやすく伝えて欲しい。

## 外部評価モニター意見一覧

施策12	健全で安全な社会環境づくり
------	---------------

S	0	0.0%
A	3	23.1%
B	10	76.9%
C	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	13	100.0%

番号	評価	評価理由
1	B	江東きッズクラブが小学校全てにあるのは大変良いことだと思うが、運営等についての説明がやや不十分であった。
2	A	学童クラブや児童館の事業概要や役割分担は区民にとってわかりにくい。
3	A	A登録で利用しているが、説明会ではAとBの違いなど、丁寧に説明を受けた。
4	B	スタッフや運営時間について、一層の検討を期待したい。
5	B	・江東きッズクラブなどの概要や機能がわかりにくかった。 ・学校と教育委員会の役割・責任問題を明確化する必要があるのではないか。
6	B	・学校内で育成してくれるのは安心だが、仕組みがわかりにくいように感じた。 ・取り組みは良いので、今後は質を高めてほしい。
7	B	目標に向けて、引き続き取り組みに期待する。
8	B	江東きッズクラブの数は増えているが、民間委託という点で、安全・質の担保をしっかりとしてほしい。
9	A	区民ニーズが多方面にあり、難しい課題を抱えていることがわかった。
10	B	課題が何であるのかが不明瞭であった。課題解決の方法・方針を明確にしてほしい。
11	B	学校内で事故・事件が起きた時にだれが責任を取るのかが明確でないように感じた。
12	B	・施設の量ではなく、安全に関する指標があってもいいのではないか。 ・学校との関係性、責任の所在が不明確であった。
13	B	・江東きッズクラブの目的は理解できるが、業務形態がわかりづらかった。 ・こども110番の家の利用状況や効果について詳細説明があるとよかった。



## 外部評価モニター意見一覧

施策16	安心できる消費者生活の実現	
S	1	8.3%
A	1	8.3%
B	7	58.3%
C	3	25.0%
無回答	0	0.0%
計	12	100.0%

  

番号	評価	評価理由
1	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区の取り組みの大変さを知る事が出来た。</li> <li>・江東区が様々なテーマを通じて、高齢者への配慮や小中学生への取り組みを進めている事が理解できた。</li> </ul>
2	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者相談窓口を区全体に認知させるべきである。</li> <li>・高齢者も増えているので、近場にあった方が何かあった時にすぐ相談できるので、各地域の出張所に相談員がいた方が安心出来る。</li> <li>・電話相談が多く、対応し切れないとの事だが、受付時間を延ばす、広い建物に移動するなどの対応を取るべきではないか。</li> </ul>
3	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた人材では難しいかもしれないが、もう一步踏み込んだ広報活動をしてほしい。</li> <li>・思いや構想は十分理解できた。</li> </ul>
4	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一度相談をした事があるが、よく理解出来ずに終わった事があった。</li> <li>・区職員の話を聞いても、消費者センターの場所やその手続き等が良く分からなかった。</li> </ul>
5	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の整備、職員の細分化を通じて区内の消費者を守る仕組みが構築されている事が理解出来た。</li> <li>・消費者センターの存在をアピールする機会を作った方が良い。</li> <li>・国の国民生活センター、都の消費者総合センターの存在も区から改めて周知しても良いのではないかと。</li> </ul>
6	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布された資料が見慣れない文書だったので、慣れるまで苦労した。</li> </ul>
7	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者センターの人員と窓口対応の時間を増やし、50万人の区民に対応できる環境を整えるべきである。</li> <li>・在住の外国人に対する消費者教育も進め、日本に不慣れな外国人が被害に遭わないよう対策を講じるべきである。</li> </ul>
8	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の発言・質問が分かりやすく、区民目線で話していた事が良かった。</li> <li>・消費者センターが身近な区の機関であると言いつつ、出来ることに制限がある現状を改善できる様、積極的に取り組んでほしい。</li> <li>・町会や管理組合にアプローチすべきである。</li> </ul>
9	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を知っている区民の割合が低すぎるが、これは消費者センターで何をしてくれるのかが分かりづらい為ではないか。</li> <li>・配布されているリーフレットに載っている程度の事なら、インターネットですぐ調べる事が出来る。</li> <li>・センターの受付時間が短いので、電話で相談する必要性を感じない。ネット窓口を作るべきではないか。</li> <li>・相談を受け付け解決するよりも、中高生に対するPR、また被害を未然に防ぐための取り組みを増やす方が良いと思われる。</li> <li>・被害にあった際、報告できる場を作り、被害を与えた業者にペナルティを与える事が出来る仕組みを作るべきではないか。</li> </ul>
10	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民が被害にあった際に適切に対応できるよう、窓口の認知度を上げてほしい。</li> <li>・詐欺の手口が巧妙化しているので、被害を事前に防ぐ為にも対応策等の情報提供を迅速に行って欲しい。</li> </ul>
11	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者センターの活動の目的が分かりづらい。安心できる消費者生活の定義が不明確である。</li> <li>・消費者教育の啓発活動に留まらず、今起きている被害を拡大させない為の創意工夫が必要である。</li> <li>・詐欺被害が多発している現状に対して、組織の人員や窓口対応時間が少ない様に感じる。</li> </ul>
12	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者問題に対し、取りあえず形だけ対策をしているだけの様に感じた。</li> <li>・小学生や高齢者など、ネットに普段触れない人への情報の周知にも力を入れてもらいたい。</li> </ul>

## 外部評価モニター意見一覧

施策19	男女共同参画社会の実現
------	-------------

S	2	18.2%
A	5	45.5%
B	4	36.4%
C	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	11	100.0%

番号	評価	評価理由
1	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を通じた区の取り組みはおおむね良好に感じた。</li> <li>・区職員が委員の質問に対する回答に時間が掛かってしまったり、的を射ていない回答があった様に感じた。</li> </ul>
2	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場に限らず家庭においても男女平等が進められているが、ヒアリングを通じて女性の家庭内での仕事は依然多く、出産後も保育園への送迎や就労・子育ての苦勞など、男女平等となるには程遠い状況が未だにあるように感じた。</li> <li>・団塊の世代としては、昔に比べてずっと女性が楽になったと感じる。</li> </ul>
3	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20年以上江東区に住んでいるが、この事業の存在や広報誌「パルカート」の存在を知らなかった。</li> <li>・知人がDV相談で窓口を利用した事があるが、非常に丁寧に対応してもらったとの事だった。</li> <li>・DV相談があった場合、その人のアフターフォローもしっかりして欲しい。</li> </ul>
4	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標や目標数値など、全体的に国の掲げたものをそのまま使いまわしているだけという印象を受けた。国が定めたものを区レベルにどう落とし込むか検討するべきである。</li> <li>・「男女共同参画」というテーマに対し、出席している女性職員が事務局に1名のみという体制はこのテーマにそぐわない様に感じた。</li> <li>・質問を受ける職員は実務レベルの職員がいた方が良いと感じた。</li> </ul>
5	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV窓口を知っている区民の割合を増やしていき、認知度を高める取り組みをしている事は理解できる。</li> <li>・区民が相談した結果、どう解決したのかが分かる具体的な事例があれば、区民がより相談制度を利用しやすくなると思われる。</li> </ul>
6	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑応答者が偏っていたのではないかと。</li> </ul>
7	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策に従って江東区も実施目標を定めているという点には、区の積極的な姿勢が感じられない。</li> <li>・区民に最も近い行政として、区民のニーズを吸い上げる・区で対応しきれない場合は都や国に訴えろといった姿勢が希薄であるように感じられる。</li> </ul>
8	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の認知度に関して、その存在を知らない区民が多いという事実を受け止め、興味の無い区民への周知方法をもう少し区民の生活に寄せた方法にすべきであると感じた。例えば、広報誌は、普段行かない区の施設より、スーパーなど日常で使うところに置いた方が効果があるように思う。</li> </ul>
9	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や都と同じ指針で施策を行っても最大の効果があるか不明であるので、江東区でなければ出来ない事を検討し、やるべき事にメリハリをつけるべきである。具体的には人口が増加し、働く母親が増えている区であるので、とりわけ若い人の満足度を高め、形になる成果を明確に出す事が問題解決の足掛かりになるだろう。</li> </ul>
10	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性のDV被害を相談できる窓口を設置して欲しい。</li> <li>・DVで悩んでいる人、相談先を知らない人、相談先を知っているが行動できない人もいると思う。</li> </ul>
11	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の大切さを痛感した。</li> </ul>

## 外部評価モニター意見一覧

施策20	文化の彩り豊かな地域づくり
------	---------------

S	1	8.3%
A	7	58.3%
B	4	33.3%
C	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	12	100.0%

番号	評価	評価理由
1	A	文化センターでの出演アーティストに偏りがあるように感じられる。もっと万人向けのアーティストを招けば、指標76「この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合」も増えるのではないかと。
2	B	・オリンピック・パラリンピックありきの取り組みになっている感じが否めない。 ・オリンピック・パラリンピック終了後にその取り組みが必要なくなる可能性がある事も想定しながら、施策を進めてほしい。 ・文化コミュニティ財団はその実態に対して人件費が掛かりすぎている様に思われる。
3	A	オリンピック・パラリンピックや豊洲などで注目されている今が江東区をPRする機会であるので、もっと広報活動を進めていってほしい。
4	A	文化・観光施設の繋がりが良く分からない。
5	B	委員からの質問に対する区職員の回答を通じてやっと意味が理解出来た箇所があった。資料は内容を詰めて作成してほしい。
6	A	話の趣旨が良く理解出来ました。
7	S	文化は人の心を豊かにすると感じている。若い人や子供が文化に親しめば、いじめなども無くなると思うので、今後も文化振興活動を続けてほしい。
8	B	・歴史や文化財、音楽だけに特化するのではなく、ダンスや演劇、古典など幅広い範囲を扱い、それに触れる機会が身近にある事をアピールしてほしい。 ・行方側(=行政側)も参加する側も楽しめると良い。
9	A	・「この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合」が低い、あくまで施設の来場者数の指標なので、「街かどアーティスト」などを含めれば実際の数値はもっと高いと思う。 ・企画・料金の見直しを図ると共に、PRを進め、施設に足を運ぶきっかけを作っていくと良いだろう。
10	B	若い人など幅広い人々がより身近に文化に触れる事が出来るようにするためにも、SNS等の効率的な活用方法などを検討してほしい。
11	A	文化財を次世代に継承する為にも、教育と連携するなどして活動がより順調に行われる事を期待したい。
12	A	・コストを削減する事は難しいと思うが、減らせる所は減らしてほしい。 ・後世の為にも、文化財の維持管理は続けてほしい。

## 外部評価モニター意見一覧

施策24	保健・医療施策の充実	
S	0	0.0%
A	3	33.3%
B	4	44.4%
C	2	22.2%
無回答	0	0.0%
計	9	100.0%

  

番号	評価	評価理由
1	C	江東区は後手にまわっている印象を受ける。乳幼児虐待や産後うつが増えているため、4か月健診以前の相談機会を作ってもらいたい。また、保育園や幼稚園に通っていない家庭もあるため、小学校入学前までの幼児健診も実施した方がよい。
2	B	・施策は素晴らしいがPRが足りていない。区報等を活用すべき。 ・区内北部には、昭和大学江東豊洲病院のような大きな病院はできないのか。
3	B	特になし
4	B	・もっとヒアリングを実施し、施策に反映してほしい。 ・予算が正しく計上され、実施された施策が効果的であったか確認するため、事業ごとの予算と実績を対比させてほしい。
5	C	・区民へのPRが不足している。区のHPでも相談機関が探せない。 ・高齢者だけでなく、区民全体に対する施策を大切にしてもらいたい。特に、若い世代や社会一般からはずれてしまう世代を見落とさない施策を期待する。
6	A	資料からは、区の施策はきめ細かく対応しているように感じる。ただ、実際にサービスを受けようとする際の窓口があまり周知されていないのは残念。区報に出しているのかもしれないが、あまり読まない。
7	B	母子保健医療は、将来を担う子どもたちを支援する大きな柱であり、人口増加中の江東区は、子どもたちの将来を守り育ててもらいたい。
8	A	・目標設定の根拠が不明確。 ・28年度の予算に対して、事業ごとの実績が分からず、良し悪しの判断ができない。
9	A	人口増加にあわせ大病院を誘致したことは良かった。ただ、人口が多いため、医療機関で働いている身としては不足感を感じている。地域のクリニックがもっと多くの役割を担っても良いと思う。

## 外部評価モニター意見一覧

施策27		自立と社会参加の促進
S	0	0.0%
A	7	77.8%
B	0	0.0%
C	1	11.1%
無回答	1	11.1%
計	9	100.0%

  

番号	評価	評価理由
1	C	高齢者、障害者、母子世帯だけでなく、傷病により働けなくなり収入が減ってしまう人にも優しい区であってほしい。
2	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の就労支援センター等を通じて就職した障害者について、定期的な定着支援を実施した結果、28年度で目標値を達成したことは十分評価できる。</li> <li>・生活保護受給者等の就職決定率の目標値が低いのが気になる。すでに目標値を達成できているため更に力を入れ、目標値をあげてもいいのではないかと。</li> </ul>
3	A	質問に対し、区の担当者がよく答えていた。
4	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法制度により既に決められた事業が継続的に展開されていると感じる。</li> <li>・区職員が外部との接点を多く持ち、事業実施していることが理解できた。</li> </ul>
5	無回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的支援のみでは不十分である場合、地域での支え合いの為のシステム作りが必要である。そのための地域へのPRなどの情報提供が不足していると感じる。</li> <li>・まだまだ区の活動が区民に知られておらず、広報活動を強化してほしい。</li> </ul>
6	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に難しい内容で、この時間だけで理解するのは難しかった。</li> <li>・自分の事として考えると、成年後見制度は知っておかなくてはならないことなので、今後常に興味を向けていきたいと思う。</li> </ul>
7	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な事業展開により施策が少しずつ前進している。</li> <li>・障害者生活実態調査報告書を見たが、よくまとまっており、調査の中から見えた課題にも言及されている。</li> </ul>
8	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標設定が不明確であり、何が課題かが分からない。</li> <li>・高い予算を組んでいるが、区が特に力を入れているポイントが分からず課題に対し適切な予算が組まれているのか分からない。</li> </ul>
9	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区は新しい町と古い町が混在し、幅の広い対応が求められる地域だと思うが、限られたマンパワーで多くの要望に応えるため、前向きな支援に取り組んでいることが分かった。</li> <li>・生活保護受給者等が、支援なしでも自立できるよう、有効に機能している現状があれば更にPRすることで区民が安心できると思えるようになると思う。</li> </ul>

## 外部評価モニター意見一覧

施策29		住みよい住宅・住環境の形成	
S	0	0.0%	
A	6	50.0%	
B	3	25.0%	
C	3	25.0%	
無回答	0	0.0%	
計	12	100.0%	

  

番号	評価	評価理由
1	A	将来の見通しが、まだ足りないのではないかと。
2	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅の建設指導について、上からの指導が多いように見受けられる。</li> <li>・古くから居住している地元住民の意見は、あまり取り入れられていないように見受けられる。地元の意見を取り入れる考えはないのか。</li> <li>・近隣区での好事例を参考とし、これからの環境方針を設定してはどうか。</li> </ul>
3	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「多様なニーズに対応」することは素晴らしいと思うが、区が認識している、主となる課題は何なのかははっきりしていない。</li> <li>・区民が本当に思っている「多様なニーズ」を分析、把握し、区民目線で分かりやすくしなければ、真に住みよい住宅・住環境の形成につながらないのではないかと。</li> </ul>
4	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を実現する為の3つの取り組みについて、外部評価委員の方々との討議を聞き理解することができた点は評価できる。</li> <li>・マンション建替え・改修アドバイザー派遣制度について、具体的な内容を提示していただきたかった。</li> </ul>
5	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模マンション建設にあたり、保育所等の公共施設についての受け入れについては、色々と対策を検討されているのは分かったが、増加した住民の交通手段の確保という点において全く触れていないことが気になった。</li> <li>・マンションから最寄り駅への通勤手段について考えられていないことが残念である。</li> <li>・都バス、JR等への、増発の働きかけはしないのか。また、大規模マンションに対して、マンション独自のシャトルバス運行を義務付けるべきではないか。</li> <li>・毎朝、都バスに乗車拒否をされるのは、良好な住環境とは言えないと思う。</li> </ul>
6	A	都民の満足度が、少しずつではあるが向上していると感じる。
7	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に住んでいるマンションが、修繕積立金不足となる可能性があるため、マンション建替え・改修アドバイザー派遣制度について非常に興味を持った。</li> <li>・居住者の高齢化も今後進むことが予想されるため、一層の取り組みをお願いしたい。</li> <li>・たばこのポイ捨て、歩行喫煙等、まだまだたくさん見受けられる。オリンピックに向け、日本人のマナーを正す良い機会ととらえ一層の取り組みをお願いしたい。</li> </ul>
8	A	特になし
9	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居に関して区が直面している課題と、それに対する施策の方向性が理解できた。</li> <li>・都や国の法律・方針に基づきつつ、江東区が他区とどう異なっているのかを分析しているように見受けられたことは評価できる。</li> <li>・地域特性の違いを踏まえたマンション建設計画については、喫緊の課題であると考えため、速やかに取り組んでいただきたい。</li> </ul>
10	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員と区職員のやり取りが噛み合っていないと感じた。</li> <li>・この施策は、限定された区民、マンション及び事業者に対するものであり、多くの区民はターゲット外であると感じた。</li> <li>・区の分析力が全く足りていないと感じた。数字を用いた具体的な説明が無ければ、区民の納得は得られないのではないかと。</li> </ul>
11	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策による、区民への効果が見えない。また、効果があると考えづらい。この事業が本当に必要なのか。</li> <li>・目的に対して、事業の内容が合致しているように感じられない。</li> </ul>
12	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化している個人宅、小規模賃貸住宅の改修促進(耐震、バリアフリー等)に対して、資金面のバックアップを検討していただきたい。</li> <li>・建て替えの際に、壁面後退となる場合については、特典を検討してはどうか。</li> </ul>

## 外部評価モニター意見一覧

施策31		便利で快適な道路・交通網の整備	
S	0	0.0%	
A	9	75.0%	
B	3	25.0%	
C	0	0.0%	
無回答	0	0.0%	
計	12	100.0%	

  

番号	評価	評価理由
1	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁対策が不十分である。</li> <li>・基本的には、防水対策と塗装対策で橋梁は持続可能であると思う。</li> <li>・区道と区管理橋梁の位置がよく分からない。</li> <li>・橋梁のアセットマネジメントを実施してもらいたい。</li> </ul>
2	A	コミュニティサイクルは拡大し、放置自転車の対策にも取り組んでおり、街全体の道路は利用しやすいと思う。
3	A	特になし
4	A	道路の整備、路線バスの充実は素晴らしい。
5	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境のためにコミュニティサイクルの利用を進めていることが分かった。ただ、自転車に乗る方はマナーに気を付けないと事故が増えそうで怖い。</li> <li>・早く地下鉄8号線延伸が実現してほしい。</li> </ul>
6	B	都バスも鉄道と比べると、目的地に着くまでに時間がかかってしまう。地下鉄8号線延伸が実現したら、移動がしやすく便利になるため、実現を強く希望する。
7	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路の整備・改修は、通学路であることなど、その道路の使われ方も優先順位に反映できると良いと思う。</li> <li>・自転車駐車が少ない。亀戸駅周辺に、錦糸町のように地下に大きなものを作ることはできないのか。</li> <li>・道路の無電柱化について、狭くても生活上使用頻度の高いところも優先順位を上げてほしい。</li> </ul>
8	A	自転車通行帯の通行ルールを、自転車・自動車の利用者双方が理解することが重要である。通行帯を作っても、使い方がひどいと感じる。
9	A	無電柱化は良いことだが、水に対する工法は完全であるのか。電線ケーブル等は耐水になっているが、接続部は難しいと思う。ゲリラ豪雨等により、共同溝に浸水するとインフラは完全にストップすると思う。
10	A	コミュニティサイクルについては、住吉周辺や木場・東陽間が少ないと思うのでポートを追加してほしい。
11	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車利用が増えているため、自転車駐車を拡大してほしい。区内のどの自転車駐車場にも停められる定期券や1日券を作ってみてはどうか。</li> <li>・荒川土手は競技用自転車が多くなっており危険。競技用レーンを作ってはどうか。</li> <li>・地下鉄8号線は住吉ではなく、錦糸町や亀戸等JRとつなげた方が利便性があがるのではないかと。</li> </ul>
12	A	区の説明でよくわかった。

## 外部評価モニター意見一覧

施策32	災害に強い都市の形成	
S	0	0.0%
A	8	66.7%
B	3	25.0%
C	1	8.3%
無回答	0	0.0%
計	12	100.0%

  

番号	評価	評価理由
1	A	将来の見通しが、まだ足りないのではないかと。
2	A	回答内容のほとんどが、小学生の優等生の答えであるように聞こえた。
3	C	判断できません。
4	A	・外部評価委員と区職員の討議を聞き、区の災害に強い都市の形成への取り組みを改めて確認できた。 ・自宅近隣の防災倉庫の位置確認をするべきであると思った。
5	A	・集中豪雨の際の道路冠水に対する取り組みは、考えられていないのでしょうか。(永代通り、京葉道路は、よく冠水している印象がある)
6	A	特になし
7	B	・区立施設の耐震化については、進んでいると感じた。 ・北砂地区の不燃化については、個人宅が多いため、難しい状況であるのが分かる。 ・サブ施策3203(災害時における救援体制の整備)の予算が、前年度比△88.3%というのが気になった。他自治体がどの程度の予算か分からないが、この金額で大丈夫なのか不安である。
8	A	特になし
9	A	・施策実現に関する指標が明確であり、数値の推移の説明についても納得が得られた。 ・防災に対する意識の高さが表れているように感じた。 ・まちづくり協議会の設立に至るまでの経緯については、高く評価できると感じた。 ・水害対策については、降水量の想定外をつくらないようにしっかり検討し、工事を進めてほしいと思った。
10	B	・災害発生時の対応施策は考えられていないのか。 ・都や国の助成金が、区の施策を大きく後押ししていると感じた。 ・北砂地区に特化した施策であることは、平等感に欠けると思われる。
11	A	・区がスピードを持って、災害対策に取り組んでいることが数字に表れていると感じた。川に囲まれている立地上、水害対策等には、さらなる強化を望みます。 ・液状化現象に対する対策なども検討してほしいと思った。
12	B	・居宅密集地域での不燃化を進めるにあたり、建て替えの場合は、資金面等でのバックアップをお願いしたい。 ・新しく開発された地域での、路面や歩道の水の浸透対策(インターロッキング)などを、ほかの地域でも進めてほしい。



## 外部評価モニター意見一覧

実現③		自律的な区政基盤の確立
S	3	21.4%
A	8	57.1%
B	3	21.4%
C	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	14	100.0%

  

番号	評価	評価理由
1	S	税のことがよくわかった。
2	A	・新しい公会計制度を導入し、状況把握できるようにしていることがわかった。また、収納率を上げる工夫をしていることがわかった。 ・本当に必要なところにお金をかけられるよう、指標や評価内容を決めてほしい。
3	A	将来の財政運営上、重要であるので頑張ってほしい。
4	A	オリンピック・パラリンピックに関する情報があまり伝わってこない。新しく作る施設などがきちんと活用されることを望む。
5	A	納めた税金を無駄にすることがないよう、今後も堅実な財政をお願いしたい。
6	B	特になし
7	B	・細かいことまではわからないが、管理をしっかりしている印象を受けた。 ・税の収納率向上のため、様々な収納方法を導入することは良い。 ・区の取り組み内容をもっと区民にわかりやすく情報提供していくと良い。
8	A	・オリンピック・パラリンピックが負の遺産とならないようにしてほしい。 ・企業型の会計導入は良いと思った。
9	A	公会計制度の変更など、区民向けにわかりやすく広報してほしい。
10	A	公共施設等総合管理計画などの概要についての追加説明があり、よく理解できた。
11	A	普段の生活の中で区の収支について考えることが少ないため、今後の財政の見通しなどを区民にわかりやすく説明する機会が増えれば良いと思う。
12	B	税の収納方法の多様化により収納率が向上したとのことであったが、そのデータや調査方法をHPなどで公開してほしい。
13	S	・難しい内容であったが、説明はわかりやすかった。 ・区の財政が安定していることは、安心して住めることにつながる。
14	S	江東区は橋が多く、維持補修費がかかると思うが頑張ってほしい。

# 施策実現に関する指標に係る現状値の推移（平成22～26年度） ≪平成29年度外部評価対象施策≫

※平成22～26年度の現状値は、長期計画（後期）策定時（平成27年3月）に判明していた数値

	長期計画（後期）における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値（26年度）	達成状況	目標値（31年度）	数値取得方法	指標担当課
			16	区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	○	—	—	—	722g	—	—	△
施策4	17	区民1人当たり1日のごみの発生量	567	564	549	542	—	520g		469g	業務取得	清掃リサイクル課
	18	資源化率	25.6	25.5	25.7	25.7	—	30.0%		29.6%	業務取得	清掃リサイクル課
40	19	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	67.40 (21年度)	68.16 (22年度)	69.26 (23年度)	70.79 (24年度)	—	70.00%	○	71.14%	業務取得	清掃事務所
		地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(小学校)	1	1	3	5	11校	10校	○	46校	業務取得	学校支援課
41		地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(中学校)	0	1	1	2	4校	5校		24校	業務取得	学校支援課
		学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合(小学校)	—	—	—	—	—	—		90%	業務取得	指導室
42		学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合(中学校)	—	—	—	—	—	—		85%	業務取得	指導室
		保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合(小学校)	—	—	—	—	—	—		75%	業務取得	指導室
43		保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合(中学校)	—	—	—	—	—	—		70%	業務取得	指導室
		大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数(小学校)	—	—	—	464	—	—		828件	業務取得	学校支援課
44		大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数(中学校)	—	—	—	63	—	—		144件	業務取得	学校支援課
		児童虐待相談対応件数(年間)	437	405	427	564	—	—		—	業務取得	子育て支援課
45		虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	43.8	47.2	43.6	39.5	42.8%	70%		60%	区民アンケート	子育て支援課
		地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数	—	—	—	2,135	—	—		2,220人	業務取得	庶務課
46		放課後子どもプランを実施している小学校数	4	11	16	21	26校	24校	○	46校 (30年度)	業務取得	放課後支援課
		行政・地域の活動がこどもにとって地域環境の安全に役立っていると思う区民の割合	—	—	—	—	53.8%	65%		60%	区民アンケート	青少年課
47		消費者相談窓口を知っている区民の割合	34.0	32.7	33.8	30.1	34.1%	—		50%	区民アンケート	経済課
		消費生活相談件数	—	—	—	2,529	—	—		—	業務取得	経済課
48		消費生活相談の解決・助言の割合	—	—	—	70.26%	—	—		72%	業務取得	経済課
		消費者被害の予防を目的としたセミナー・講座への参加者数	—	—	—	610	—	—		650人	業務取得	経済課

※平成22～26年度の現状値は、長期計画(後期)策定時(平成27年3月)に判明していた数値

	長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値(26年度)	達成状況	目標値(31年度)	数値取得方法	指標担当課
施策 策 19	70	男女が平等だと思ふ区民の割合	20.1	20.3	18.3	18.7	13.6%	40%		40%	区民アンケート	男女共同参画推進センター
	71	区の審議会等への女性の参画率	29.5	30.1	34.1	33.6	—	40%		40%	業務取得	男女共同参画推進センター
	72	仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合	26.5	28.0	29.9	26.6	27.4%	38%		38%	区民アンケート	男女共同参画推進センター
	73	DV相談件数	1,773	2,067	2,388	4,234	—	—		—	業務取得	男女共同参画推進センター
施策 策 20	74	DV相談窓口を知っている区民の割合	—	—	—	—	41.2%	70%		70%	区民アンケート	男女共同参画推進センター
	75	文化財や伝統文化が保存・活用されていると思ふ区民の割合	40.2	39.7	42.5	40.1	39.3%	50%		50%	区民アンケート	文化観光課
	76	この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	52.1	53.0	57.8	54.5	53.9%	65%		65%	区民アンケート	文化観光課
	77	芸術文化活動団体の施設利用件数	69,413	67,681	59,896	59,680	—	66,000件		66,000件	業務取得	文化観光課
施策 策 24	78	街かどアーティストの登録団体数	—	—	—	69	69組	80組		80組	業務取得	文化観光課
	95	安心して受診できる医療機関が身近にあると思ふ区民の割合	68.1	67.7	71.8	69.2	70.2%	70%	○	75%	区民アンケート	健康推進課
	96	乳児(4か月児)健診受診率	92.9	92.6	93.9	93.6	—	98%		98%	業務取得	保健予防課
	105	権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	23.1	22.7	23.4	27.2	28.1%	35%		35%	区民アンケート	高齢者支援課
施策 策 27	106	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数(累計)	169	213	256	304	—	300人	○	460人	業務取得	障害者支援課
	107	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者の定着率	—	—	—	58	—	60%		60%	業務取得	障害者支援課
施策 策 29	108	生活保護受給者等の就職決定率	—	—	—	36.1	—	38%		38%	業務取得	保護第一課
	114	住宅に満足している区民の割合	66.2	64.5	68.4	69.9	69.8%	70%		75%	区民アンケート	住宅課
	115	集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	—	—	—	—	39.2%(20年度)	60%		60%	業務取得	住宅課
	116	マンション計画修繕調査支援事業を利用するマンション管理組合等の件数	—	—	—	25件	—	35件		35件	業務取得	住宅課
117	住環境に満足している区民の割合	67.3	64.6	68.7	70.8	70.2%	70%	○	75%	区民アンケート	住宅課	
118	歩道状空地の整備(延長・面積)	1,749.80m 7,001.17㎡	620.28m 4,713.38㎡	1,823.16m 6,420.69㎡	2,504.10m 5,493.77㎡	—	—	—		—	業務取得	住宅課

※平成22～26年度の現状値は、長期計画(後期)策定時(平成27年3月)に判明していた数値

	長期計画(後期)における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値(26年度)	達成状況	目標値(31年度)	数値取得方法	指標担当課
施策 31	123 無電柱化道路延長(区道)		15,830	15,830	16,460	16,948	—	16,620m	○	23,210m	業務取得	道路課
	124 都市計画道路の整備率		87.0	87.3	87.3	92.3	—	—		—	業務取得	都市計画課
	125 交通事故発生件数		1,631	1,506	1,419	1,260	—	—		—	業務取得	交通対策課
	126 自転車事故発生件数	○	—	—	—	473	—	—		—	業務取得	交通対策課
	127 駅周辺の放置自転車数		2,672	2,315	1,876	1,874	—	2,510台	○	1,510台	業務取得	交通対策課
施策 32	128 区内自転車駐車場の駐車可能台数		20,103	20,187	20,379	20,290	—	21,240台		22,910台	業務取得	交通対策課
	129 電車やバスで便利に移動できると思う区民の割合		58.8	55.9	60.8	60.9	59.0%	66%		66%	区民アンケート	交通対策課
	130 民間特定建築物耐震化率(大規模建築物)		—	—	82	—	—	88%		93%	業務取得	建築調整課
	131 民間特定建築物耐震化率(特定緊急輸送道路沿道建築物)	○	—	—	—	—	81.9%	—		100%	業務取得	建築調整課
	132 細街路拡幅整備延長		11,018.80	11,946.72	12,788.24	13,705.29	—	14,800m		19,055m	業務取得	建築調整課
	133 不燃領域率70%以下の町丁目数	○	—	—	16	—	—	—		0	業務取得	地域整備課
	134 浸水被害件数		8	6	0	21	—	0件		0件	業務取得	河川公園課
	151 経常収支比率		83.4	84.4	83.9	81.1	—	80.0%		80.0%	業務取得	財政課
	152 公債費比率		2.4	2.5	3.0	3.0	—	5.0%	○	5.0%	業務取得	財政課
	153 基金残高と起債残高との差し引き額		43,261	41,445	41,004	46,801百万円	—	—		—	業務取得	財政課
計画の 実現 ③	特別区民税の収納率(現年分)		97.30	97.35	98.06	98.65	—	97.75%	○	98.85%	業務取得	納税課
	特別区民税の収納率(滞納繰越分)		23.09	22.37	30.93	39.18	—	27.00%	○	45.00%	業務取得	納税課
	特別区民税の収入未済率	○	—	—	—	4-31	—	—		2-24%	業務取得	納税課

(設置)

第1条 江東区長期計画における施策の行政評価の実施に当たり、区民の視点に立った評価を行うため、江東区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、江東区長期計画の分野別計画に定める施策の行政評価に関する事項その他委員長が必要と認める事項について所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区民 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮り小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員会から付託された事項について、調査研究する。
- 3 小委員会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。
- 4 小委員会の委員長は、委員が互選する。
- 5 小委員会は、小委員会の委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。